

# Human Rights Now

#Metoo を法律へ **Yes Means Yes**



## 性犯罪に関する各国法制度調査報告書

2018年10月

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ

## 目 次

I. はじめに .....	3
1. 本報告書について .....	3
2. 調査の方法 .....	4
3. 調査結果にもとづく勧告 .....	5
II. 日本 .....	13
1. 性犯罪の構成要件について .....	13
2. 性暴力への緊急対応について .....	16
3. 性犯罪の捜査について .....	19
4. 検討課題 .....	21
III. アメリカ .....	23
1. 性犯罪の構成要件について .....	23
2. 性暴力への緊急対応について .....	31
3. 性犯罪の捜査について .....	32
4. その他 .....	33
IV. カナダ .....	34
1. 性犯罪の構成要件について .....	34
2. 性暴力への緊急対応について .....	39
3. 性犯罪の捜査について .....	42
4. その他参考情報 .....	42
V. イギリス .....	45
1. はじめに .....	45
2. 性犯罪の構成要件等について .....	45
3. 性暴力への緊急対応について .....	51
4. 性犯罪捜査について(ロンドン市警での捜査手法を参考に) .....	52
VI. フランス .....	53
1. 性犯罪の構成要件について .....	53
2. 性暴力への緊急対応について .....	56
3. 性犯罪の捜査について .....	58
4. その他 .....	59
VII. ドイツ .....	60
1. 性犯罪の構成要件について .....	60
2. 性暴力への緊急対応について .....	67
3. 性犯罪の捜査について .....	68
4. その他 .....	69
VIII. スウェーデン .....	71
1. 性犯罪の構成要件について .....	71
2. 性暴力への緊急対応について .....	75
3. 性犯罪の捜査について .....	76
IX. フィンランド .....	77
1. 性犯罪の構成要件について .....	77
2. 性暴力への緊急対応について .....	79
3. 性犯罪の捜査について .....	80
4. その他—フィンランドにおける性犯罪の歴史— .....	81

<b>X. 韓国</b> .....	<b>82</b>
1. 性犯罪の構成要件について.....	82
2. 性暴力犯罪への緊急対応について.....	87
3. 性犯罪の捜査について.....	90
<b>XI. 台湾</b> .....	<b>92</b>
1. 性犯罪の構成要件について.....	92
2. 性暴力への緊急対応について.....	94
3. 性犯罪の捜査について.....	96

別添 女性に対する暴力に関する立法ハンドブックにおける勧告抜粋

## I. はじめに

### 1. 本報告書について

(1) 2017年、日本において110年ぶりと言われる刑法性犯罪規定の改正(以下「2017年性犯罪規定改正」という。)が実現した<sup>1</sup>。しかしながら、改正は国連人権機関等による勧告内容や世界的潮流からみれば十分なものとはいえず、被害者や支援団体からはさらなる改正の必要性が指摘され続けている。

これを受けて2017年性犯罪規定改正の附則において、刑法性犯罪規定の同改正法施行後3年を目途とした見直しが明記されるに至った(附則第9条)。

今後の改正の論点としては以下の点があげられる。

- ア 強制性交等罪における暴行・脅迫要件の撤廃により、同意なき性交等行為を広く処罰対象とすること
- イ 未成年者の性的自己決定を阻害しない形で性交同意年齢を引き上げること
- ウ 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること
- エ 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について
- オ 配偶者間における強姦罪の成立について
- カ セクシュアル・ハラスメントに対する刑事罰の導入

(2) また2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」(同法第3条第1項)とされ、「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられる」(同法第3条第2項)のために、犯罪被害者等基本計画が第3次まで策定されている<sup>2</sup>。しかし、性暴力の被害にあった者に対する迅速かつアクセス可能なサポート体制は十分ではなく、制度としての医療的・心理的支援と証拠収集、民事・刑事上の責任追及等警察・検察及び司法での法的支援が十分とは到底いえない現状がある。

警察、内閣府等が中心となってこうした問題の解決に取り組んではいるものの、全体としての対応が十分とは到底言えず、2017年性犯罪規定改正では、附帯決議として、性犯罪の捜査・公判における被害者の二次被害の配慮・予防やワンストップ支援センターの整備推進などが盛り込まれた<sup>3</sup>。

(3) 刑法の性犯罪規定が被害者が直面している現実(リアリティ)を反映したものとなっておらず、性暴力の不処罰が横行してきたことは、日本のみならず、世界的な現状と言える。しかし、1993年の国連「女性に対する暴力撤廃宣言」<sup>4</sup>や、1995年の北京女性会議が採択した行動綱領(Beijing Declaration and Platform for Action)<sup>5</sup>を経て、世界各国で法改正が少しずつ進み始めた。

国連は、2009年に出版した「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」で、国際スタンダードに基づく性暴力に対する立法を提言し、さらなる法改正に貢献した<sup>6</sup>(この立法提言のうち、性暴力被害に関連する該当箇所は重要であるので、本報告書の別添としている。)

そして昨今の#MeTooの動きを受け、世界ではさらに、被害者の視点に即した法改正や制度見直しの動きが進みつつある。

東京を本拠とする国際人権NGOであるヒューマンライツ・ナウ(以下「HRN」という。)は、こうした状況を踏まえ、特に参考になる欧米およびアジア諸国の性犯罪規定および被害者支援の体制について調査研究を行い、各国制度の比較調査及び国際スタンダードを踏まえた立法提言を行うこととし、プロボノ弁護士により構成された調査チームが各国法制度の比較検討を行った。

<sup>1</sup> 刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)。2017年6月23日公布、同年7月13日施行。

<sup>2</sup> <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>

<sup>3</sup> [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmuC902012E465436A34925813D001C83EE.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmuC902012E465436A34925813D001C83EE.htm)

<sup>4</sup> <http://www.un.org/documents/ga/res/48/a48r104.htm>

<sup>5</sup> <http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/platform/>

<sup>6</sup> <https://www.shinzansha.co.jp/book/b188686.html>

原文: Handbook for legislation on violence against women

<http://www.un.org/womenwatch/daw/vaw/handbook/Handbook%20for%20legislation%20on%20violence%20against%20women.pdf>

本報告書は、こうした国際スタンダード及び各国法制度の比較調査結果に基づき、日本の法改正について以下のとおり提言を行うものである。<sup>7</sup>

## 2. 調査の方法

本調査では、下記の事項についてまず、日本の現状を概観したうえで、米国、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、フィンランド、韓国、台湾について下記事項に関する調査を行ったものである。

なお、本報告書で、「レイプ」とは、「身体への物理的侵襲を伴う性暴力行為で刑事罰を伴うもの」を意味する。

### 記

#### 1. 性犯罪の構成要件について

1) レイプの成立の要件は。暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

2) 未成年者・子どもに対する対応

- ・性交同意年齢
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか

#### 2. 性暴力への緊急対応について

1) 公費の性暴力被害者救援センターがあるか。その概要

2) 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関があるか。すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。男性も対象としているか

3) 警察において、性暴力犯罪の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか

#### 3. 性犯罪の捜査について

1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

2) 不起訴となった被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか。

<sup>7</sup> なお、本報告書は、HRN の研究員・プロジェクトメンバー及びプロボノ弁護士らが、2018 年 6 月末日時点で一般に入手可能な日本語・英語の情報のみに基づき実施した調査結果を紹介するものであって、言語的な意味も含めて、その正確性・信頼性・完全性をすべて客観的に検証したものではないことにご留意いただきたい。

### 3. 調査結果にもとづく勧告

本調査の結果、諸外国は、いずれの論点においても法改正を重ねて改善を進める一方、日本は、いずれの論点においても諸外国から大きく立ち遅れていることが確認された。

これに加えて、国連が2009年に出版した「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」に記載された立法提言を加味して、あるべき法改正の方向性を考え、後記のとおり立法案の勧告を行うものである。なお、本報告書の勧告は未だ細部に至る網羅的なものではなく、残された課題も多い。今後多くの方と協議し、さらなる具体化を進めていきたい。

本調査を受け、HRN は以下のとおり立法案を勧告する。

#### 勧告 1: 暴行・脅迫要件の撤廃 - 同意のない性交等行為を処罰対象に

##### 勧告 1-A: 不同意の性行為をすべて処罰対象に

強姦性交等罪、強制わいせつ罪から、暴行・脅迫の要件を撤廃し、相手方の同意・自発性のない性行為はすべて「強姦性交等」「強制わいせつ罪」として処罰対象とすること。  
相手方の自発的意思が明示・黙示に表現されていないのに性交等を行うことは処罰対象とする、“Yes Means Yes”の法制を導入すること。

##### 勧告 1-B: 加重要件としての暴行・脅迫

暴行・脅迫は加重類型の処罰とすべきである。

##### 勧告 1-C: 同意要件の定義の明確化

同意の要件については被害者保護に欠けることのないよう、諸外国の法令を参考に明確に規定すること  
同意がないこと、自発的でないことの例示列挙として、諸外国の例をもとに、暴行・脅迫や心神喪失、抗拒不能にとどまらない広範な場合を事例として列挙すべきである。  
特に、恐怖、権限関係の利用、酩酊、疾患、心身の障害等の脆弱な状況により拒絶ができなかったことは、同意の存在が否定される場合として列挙されるべきである。  
この観点から、準強姦性交等罪、準強制わいせつ罪の「心神喪失」「抗拒不能」の要件を緩和すべきである。

HRN は、相手方の同意・自発性の有無の判断にあたり、自発的関与が表現されたか否かを中心に認定する、とするスウェーデンの改正刑法の“*Yes means Yes*”の法制の導入を強く支持する。

上記3点については、下記のスウェーデン法制及びカナダ法制を参考にすべきである。

#### ■ スウェーデンの法制(Yes Means Yes 型)

##### 刑法第6章第1条

自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性に鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。  
相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。

以下の場合、自発的関与があると認定することは許されない。

- 1 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行為に参加した場合
- 2 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合
- 3 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合

#### ■カナダの法制(No Means No 型)

被害者の同意のない性行為は全て「性的暴行(Sexual assault)」として処罰され、以下の場合には同意は認められないとする。

刑法第 273.1 条第 2 項

- (a) 合意が、被害者以外の者の言葉又は行為によって示される場合、
- (b) 被害者がその行為に同意することができない場合、
- (c) 被告人が、信頼、権力又は権限のある地位を乱用して、被害者にその行為を行うよう勧めた場合、
- (d) 被害者が、言葉や行為により、その行為を行うことについての合意の欠如を示した場合、又は性的行為を行うことに同意した被害者が、言葉や行為によって、その行為を引き続き行うことについての同意がないことを示した場合

#### 勧告 1-D: 同意の認識に関する過失罪の採用

**相手方の同意に関する合理的確信がない場合、相手方の自発的意思の確認に関する注意を著しく怠った場合も有罪とする法制を採用すべきである。**

当該制度の採用にあたっては、下記のイギリス、カナダ及びスウェーデンの法制を参考にすべきである。

#### ■イギリスの法制

2003 年性犯罪法第 4 条

(1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したもとする。

- (a) A が故意に、自己のペニスを他人(B)の膣、肛門又は口へ挿入したとき
- (b) B が当該挿入に同意しないとき
- (c) B が同意すると A が合理的に確信していないとき

(2) B が同意すると確信することが合理的か否かは、B が同意するか否かを確認するために A が講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。

#### ■カナダの法制

同意があったと信じたことが抗弁とならない場合(刑法第 273.2 条)

被告人が被害者がその犯罪行為の主たる部分に同意していたと信じたとの主張は、(a)(i)自らの原因で陥った酩酊状態、若しくは(ii)不注意若しくは故意の看過、が原因で信じた場合、又は(b)被告人が、被害者が同意しているかどうかを確かめるための、その時被告人に知られている状況の下で合理的な措置を講じなかった場合、第 271 条、第 272 条又は第 273 条の犯罪に対する抗弁とはならない。

#### ■スウェーデンの法制

刑法第 6 章 1A 過失レイプ罪

第 1 条の罪(性交)を犯した者が、相手が自発的に参加していなかったことについての注意を著しく怠った場合、過失レイプ罪として 4 年以下の拘禁刑に処す。

#### 勧告 1-E: 同意不取得の場合の処罰対象化

**同意を得ないで人に対し性的行為を行うよう強制する罪を処罰すべきである。**

当該制度の採用にあたっては、下記のイギリス法制を参考にすべきである。

#### ■イギリスの法制

2003 年性犯罪法第 4 条 同意を得ないで性的行為を強制する罪

(1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したもとする。

- (a) A が故意に他人(B)に対し、ある行為を行うように強制したとき
- (b) 当該接触が性的であるとき

- (c) B が当該行為を行うことに同意しなかったとき
- (d) B が同意すると A が合理的に確信していなかったとき
- (2) B が同意すると確信することが合理的か否かは、B が同意するか否かを確認するために A が講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。
- (3) 第 75 条及び第 76 条の規定を、本条に基づく罪に適用する。
- (4) 本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところによる。
  - (a) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6 カ月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
  - (b) 正式起訴に基づく有罪宣告より、10 年以下の拘禁に処する。

## 勧告 2: 子ども<sup>8</sup>の保護

### 勧告 2-A: 性交同意年齢の引き上げ

性交同意年齢を少なくとも原則として、16 歳まで引き上げるべきである。

### 勧告 2-B: 子どもであることの加重要件化

子どもに対する性犯罪は加重処罰とすべきである。

### 勧告 2-C: 相手の年齢に関する誤認の処罰対象化

相手方が 16 歳未満であった場合において、行為者が、相手方が 16 歳以上であることについて合理的な根拠に基づき確信していなかったときも犯罪とすべきである。

上記 3 点については、具体的には、2008 年の法改正で性交同意年齢を 14 歳から 16 歳に引き上げた下記のカナダ法制に基づいて、法改正を進めるべきである。

#### ■カナダの法制

12 歳又は 13 歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が 2 歳未満で、信頼、権限又は依存の関係がなく、又は、他の若者の搾取の関係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第 150.1 条第 2 項)。つまり、パートナーが 12 歳又は 13 歳より 2 歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

また、14 歳又は 15 歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が 5 歳未満で、信頼、権限又は依存の関係がなく、又は、他の若者の搾取の関係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第 150.1 条第 2.1 項)。

### 勧告 2-D: 子どもに対する地位利用等の処罰対象化

親権者、監護者だけでなく、学校、施設等の管理監督者、教師、施設職員、同居者、依存、搾取等の関係にある地位の者が子どもに性行為をした場合は処罰の対象とする。

当該制度については、具体的には、下記のフィンランド法制を参考に、下記の対象者に対する性的行為を性的虐待罪として、処罰対象とする。<sup>9</sup>

また、米国ミシガン州では、下記の場合を処罰対象とする法制を採用しており、監護者等性交等罪より広範であるため参考になる。

#### ■フィンランドの法制

##### 刑法第 5 条 性的虐待罪

(a) 18 歳未満で、学校又は他の機関において行為者の権限又は監督の下に置かれ、又はそ

<sup>8</sup> 本報告書では、国連子どもの権利条約に基づき 18 歳未満を「子ども」として記述していく。

<sup>9</sup> 国連子どもの権利条約が 18 歳未満を保護の対象としていること、現行刑法において、監護者性交等罪が未成年者のうち、18 歳未満を特に手厚く保護していることから、監督・管理に関しても同様に 18 歳未満とする。



の他の行為者に従属する立場にあった者、  
(b) 18歳未満の者に対し、行為者と搾取的関係にある場合

#### ■ 米国ミシガン州の法制

##### 刑法第 750.520 条 b

- ①被害者の年齢が 13 歳より低いとき。
- ②被害者の年齢が 13 歳以上 16 歳以下であっても、以下の場合。
  - (ア) 行為者が被害者と同居している場合
  - (イ) 行為者が被害者の 4 親等以内の血縁者であるとき
  - (ウ) 行為者が被害者に対して権威 (authority) を有する立場であり、その権威 (authority) を服従させるために行使したとき
  - (エ) 行為者が学校等の教師であり、被害者が生徒であるとき
  - (オ) 行為者が学校等の職員であり、被害者が生徒等であるとき
  - (カ) 行為者が児童福祉施設等の職員であり、被害者が入居者で、入居中に挿入行為が行われたとき

### 勧告 3: 優越的地位や関係性を利用した性的言動に対する処罰

#### 勧告 3-A: 独立の処罰類型として明確化

優越的地位や関係性を利用して性行為を行う場合を処罰する。

当該制度の採用にあたっては、下記のフィンランド及びスウェーデンの法制を参考にすべきである。

#### ■ フィンランドの法制

##### 刑法第5条 性的虐待罪

- (a) 病院その他の機関において患者となっている者で、自己を防衛し、又は意思を形成若しくは発することが、疾患、障害、又はその他の無気力な状況のために実質的に阻害されている場合。
- (b) 福祉施設等職員と入所者や利用者、刑事施設等の閉鎖施設の職員と被収容者等、特に行為者に依存した者で、行為者が依存に乗じたことが明白な場合。

#### ■ スウェーデンの法制

##### 刑法第1条 レイプ罪

相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合をレイプとする。

#### 勧告 3-B: セクシュアル・ハラスメントに対する刑事罰の導入

セクシュアル・ハラスメントを明確に禁止し、セクシュアル・ハラスメント行為を処罰する規定を導入すべきである。

当該制度の採用にあたっては、下記のフランス及び韓国の法制を参考にすべきである。

#### ■ フランスの法制

##### セクシュアル・ハラスメント罪(刑法第 222-33 条)

「性的な満足を得る目的で他人にしつこくハラスメントをする行為」が「セクシュアル・ハラスメント罪」として処罰の対象とされている。

以下のような状況下で行われた場合には加重処罰とされる。

- ①職場の上司による場合
- ②15歳未満の未成年に対する場合
- ③年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行われた場合

- ④社会的・経済的理由により特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行われた場合
- ⑤複数の共犯によって行われた場合

■ 韓国の法制

**業務上地位・威力による姦淫罪(刑法第 303 条)**

- 1 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、5 年以下の懲役又は 1500 万ウォン以下の罰金に処する。  
(※直近の法改正に伴い、2018 年 10 月 16 日より、7 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に引き上げられる)
- 2 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7 年以下の懲役に処する。

**業務上威力に対するわいせつ罪(性暴力犯罪の処罰などに関する特例法第 10 条)**

業務・雇用関係にある人に対して偽計・威力をもってわいせつ行為をした者は 2 年以上の懲役又は 500 万ウォン以下の罰金に処する。(※直近の法改正に伴い、2018 年 10 月 16 日より、7 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に引き上げられる)  
また、法律上拘禁された人を監護する者がわいせつ行為をした場合には 3 年以下の懲役又は 1500 万ウォン以下の罰金に処する。

**職場におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止(雇用の平等及び仕事と家庭の両立の支援に関する法律<sup>10</sup>第 12 条)**

雇用主、上司又は従業員は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

**セクシュアル・ハラスメントに対する罰則(同法第 37 条)**

雇用主が以下の行為を行った場合には、3 年以下の有期懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

雇用主が、第 14 条第 2 項(職場でセクシュアル・ハラスメントが起こった場合にとるべき措置)に違反して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントにより被害を受け、又はセクシュアル・ハラスメントが発生したと訴える従業員を解雇し、又はその他の従業員に不利益な行為を行った場合

**セクシュアル・ハラスメントに対する罰則(同法第 39 条第 1 項)**

雇用主が、職場において第 12 条(職場でのセクシュアル・ハラスメントの禁止)に違反する職場におけるセクシュアル・ハラスメントを行った場合には、1000 万ウォン未満の罰金に処する。

**勧告 3-C: 公務員による性犯罪等の厳罰化**

**公務員の性犯罪およびセクシュアル・ハラスメントについて、厳格な制裁規定を導入すべきである。**

当該制度の採用にあたっては、下記の韓国法制を参考にすべきである。

■ 韓国の法制

韓国では、「業務上地位などによる姦淫・セクハラ」を行った公務員は、国家公務員法・地方公務員法によって当然退職になるとされている。<sup>11</sup>

法改正により、2019 年 4 月 17 日以降は、公務員の任用欠格および当然退職事由になる性犯罪の範囲が拡大され、性犯罪を犯して 100 万ウォン以上の罰金刑を受けた公務員は「任用欠格」事由に該当し、当然退職(自動退職)することになる。特に未成年者を対象に性犯罪を犯した場合には、公職任用が永遠に不可能とされた。

<sup>10</sup> Equal Employment Opportunity and Workfamily Balance Assistance Act / 남녀고용평등과 일·가정 양립 지원에 관한 법률

<sup>11</sup> <http://japan.hani.co.kr/arti/politics/31810.html>

#### 勧告 4: 性暴力被害者に対する支援体制

公費によるワンストップ支援センター(性暴力被害者救援センター)の設置を促進すべきである。

**勧告 4-A:** 総合病院内に拠点を有する病院拠点型の性暴力被害者救援センター(以下、「ワンストップ支援センター」という)を各都道府県に最低 1 か所、人口比の多い都道府県はこれに即して設置すべきである。

ワンストップ支援センターは、支援員や臨床心理士による相談、医療スタッフによる治療と証拠採取、警察官による事情聴取、そして法律相談の全てを一度に一つの場所に対応可能な場所とする。

ワンストップ支援センターには、支援員や臨床心理士やソーシャルワーカー、医師等が常駐し、相談に応じ、必要に応じて医療措置を取ることが可能とし、24 時間対応で受け付ける体制を構築すべきである。

**勧告 4-B:** ワンストップ支援センターは、すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の検査と治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制を整えるとともに、カウンセリングを行えるものとし、その検査・治療は、警察への被害届の有無を問わず無料とすべきである。

さらにフォローアップとして、1 年間に最高 8 回まで精神的・治療的サポートを無料で行うようにすべきである。

**勧告 4-C:** ワンストップ支援センターへのアクセスを可能とするため、学校教育、政府広報、インターネット広告等を通じてその存在、連絡先等を広く日本語だけではなく、多言語で周知徹底する。24 時間体制の電話相談窓口が設置され、被害に遭ったばかりの被害者がすぐに支援を受けられる体制を確立すること

**勧告 4-D:** ワンストップ支援センター以外に、産婦人科を有する一定規模の病院および救急病院に、性暴力被害者が相談でき、かつ緊急医療ケアを提供できるセンターを設置し、カウンセリング、妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の検査と治療、DNA 検査・レイプドラックに関する検査のための証拠採取が無料で行える体制を整え、ワンストップ支援センターと連携する体制を整えること。<sup>12</sup>

すべての産婦人科病院が、ワンストップ支援センターと連携する体制を整えるようにし、パンフレットやポスター掲示により、被害者が被害申告をしやすい体制を整え、二次被害や被害の見落としを起さないように研修を実施すること。

当該制度の採用にあたっては、下記のイギリス及びカナダの法制を参考にすべきである。

##### ■イギリスの法制

イギリスでは、Sexual Assault Referral Center(性暴力付託センター)がイングランド及びウェールズに 44 か所に設置され、警察と病院を中心として、自治体やボランティア団体等とが緊密な連携を取り運営されている。

センターにおける業務内容は、大要、以下の通りであり、被害を警察に報告するか否かに関わらず、サービスを受けることが出来る。また、男性もサービスの提供を受けることが出来る(毎年利用者の 10%程度が男性とのデータがある。)

- ① 医療サービスと連携し、法医学的検査(forensic examination、性犯罪の捜査や公判維持のための被害者の検査や加害者の体液等の採取等の証拠収集を行う。)に資する

<sup>12</sup>例・カナダ・オンタリオ州では、オンタリオ州内の 35 の病院に設置されている Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centre において、24 時間体制で、性犯罪被害者に対して、無料で、緊急の医療ケアを提供している。

- 専門的な施設を提供する。
- ② 24 時間 365 日、緊急事態に対応した法医学的検査を実施する。
  - ③ 警察が同伴せずに来所した被害者について、同意を得た上で法医学的検査を実施する。被害者が警察への通報を希望した場合、得られた結果は、その後の刑事手続に利用される。他方で、被害者が警察への通報を望まない場合、実施された法医学的検査の結果は、被害者の同意の下で匿名のサンプルとして警察の捜査に活用されるほか、将来的に警察への通報を行うときに備えてセンターにおいて保管される (Anonymous Forensic Examination)。
  - ④ スタッフは性犯罪被害に関する訓練を受けており、質の高い法医学的検査を実施するとともに、被害者に対しこれらの刑事手続における意味についてわかりやすく説明する。
  - ⑤ 妊娠や HIV 等の性感染症の危険性に対する検査等の緊急処置を行う。
  - ⑥ 刑事手続において、継続的な社会心理的サポート、カウンセリング、ケアを行う。

#### ■カナダの法制

カナダ・オンタリオ州では、オンタリオ州内の 35 の病院に設置されている Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centre において、24 時間体制で、性犯罪被害者に対して、無料で、緊急の医療ケアを提供している。

### 勧告 5: 捜査機関の体制について

都道府県警察・検察庁は、性暴力専門の捜査部門を立ち上げ、被害者に配慮した証拠収集・捜査を実施すべきである。

**勧告 5-A: 都道府県警察・検察庁に、性暴力専門の捜査部門を立ち上げ、専門性を有するチームで初期対応、証拠収集、捜査、被害者支援にあたること。**

**勧告 5-B: 警察において、性暴力の被害申告に対し、訴追の意思の有無に関わらず、直ちに医療機関と連携し、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制を構築すること。**

**勧告 5-C: 被害者の事情聴取に当たっては、被害者の心情を傷つけることなく事情聴取や意向確認、ニーズ把握ができるように、性暴力被害に関する訓練された特別の捜査官が行うこと。子どもを含む当事者や目撃者が、自由に話すことができるような機会を確保するため、個別の部屋で聞き取りを行うこと。**

**勧告 5-D: 検察庁においては、専門性を有するチームにおいて捜査の指揮を行い、性犯罪事案が適切に訴追されるようにすること。**

当該制度の採用にあたっては、下記のカナダ法制を参考にすべきである。

#### ■カナダの法制

オンタリオ州オタワ市の警察では、Victim Crisis Unit と呼ばれる部門が、被害者に対して専門的な支援と危機カウンセリングを提供しており、被害報告から短時間の間に被害者にコンタクトし、被害者がオタワで提供されている数多くのリソースやプログラムにアクセスできるように支援している

同警察のホームページによれば<sup>13</sup>、被害者が Sexual Assault を警察に申告した後の流れは、以下のとおりである。

<sup>13</sup> Ottawa Police Service のホームページ参照。

<https://www.ottawapolice.ca/en/safety-and-crime-prevention/Sexual-Assault-Survivor-Guide.asp#afterreport>

「Victim Crisis Unit が、あなたに連絡して、ニーズを特定し、サポートとリソースがあなたのために確保されていることを確認します。ほとんどの場合は、最初の応答官(通常は巡査)が初期の報告書を完成させるために、性的暴行についての簡単な聞き取りをします。性的暴行の捜査についての訓練を受けた調査官が、より詳細なインタビューを行うためにあなたと連絡を取ります。性的暴行の性質に応じて、巡査はあなたに病院に行って傷害を治療し、性的暴行の証拠キット(Sexual Assault Evidence Kit(SAEK))を完了させるよう求めるかもしれません。キットの目的は、潜在的な法医学的証拠を収集することです。医療を受けないことを選択した場合も、依然として警察の報告が取られます。犯罪捜査を進めるかどうかは、あなたの決定次第です。」

もし病院で SAEK を行うことにした場合、SAEK は、前述の Sexual Assault Treatment Centre において最大で 1 年間保管されるので、被害者の判断ですぐに警察に送ることも可能であるし、被害者が決断するまでその間病院で保管しておくことも可能である。なお、SAEK は、警察の関与の有無にかかわらず、Sexual Assault Treatment Centre で受けることができる。

また、同警察では、オタワ市でおこった性的暴行は、Sexual Assault and Child Abuse Unit と呼ばれる、性的暴行の捜査に特有のトレーニングを受けた捜査官のいる部門が捜査を行うこととされている<sup>14</sup>。

#### **勧告 5-E: 面接方法について**

**子どもを含む被害者の保護に配慮した面接の導入、同性による事情聴取、親族・代理人等の立ち会いを認める。**

子どもについては、アメリカやイギリスで行われている「司法面接」と呼ばれる技法が参考にされなければならない。「司法面接」は、子どもの発達に配慮し、法的に健全な方法によって、虐待や暴力への暴露に関する訴えに関連して、事実に関する情報を収集する方法である。「司法面接」は専門的に訓練され、中立的な専門家によって行われるもので、全体の捜査の一部として、研究や実践により得られた情報に基づく技法として利用されている<sup>15</sup>。

**勧告 5-F: 被害者に対する捜査段階から一貫した公費での代理人選任を認めるべきであり、事案の性質に即した相応な弁護士報酬が支払われなければならない。**

当該制度の採用にあたっては、下記のドイツ法制を参考にすべきである。

#### **■ドイツの法制**

ドイツ刑事訴訟法第 406 条第 f, g 項(被害者の代理人選任権)

被害者に代理人選任権が認められている。

重い性犯罪の場合は、捜査段階から被害者に被害者弁護人を国家の費用で付けることができるとされている。

**勧告 5-G: 不起訴となった被害者に対し、プライバシーに関する部分を除き、捜査関係資料が開示されることとする。**

<sup>14</sup> Ottawa Police Service のホームページ参照。

<https://www.ottawapolice.ca/en/safety-and-crime-prevention/Sexual-Assault-Survivor-Guide.asp#afterreport>

<sup>15</sup> OJJDP、Child Forensic interviewing: Best Practice、2015、5 頁。<https://www.ojjdp.gov/pubs/248749.pdf>

日本でも、児童虐待に関して、検察が司法面接を行っているが、中立性や子どもの福祉の観点から、問題であることも少なくない。

## II. 日本

### 1. 性犯罪の構成要件について

1) レイプの成立の要件は、暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

#### ア 強制性交等罪(刑法第 177 条)

刑法第 177 条において従来「強姦罪」が定められていたが、それに代わるものとして 2017 年性犯罪規定改正により、「強制性交等罪」が新設された。

#### 刑法第 177 条

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

本改正により、客体は、旧強姦罪の「女子」から「者」に拡大され、男性被害者は刑の軽い強制わいせつ罪でしか保護されないという不平等は解消された。また、これに伴い主体の限定もなくなり、男性も女性も本罪の主体となりうることとなった。

#### イ 暴行・脅迫要件

上記のとおり、改正後の強制性交等罪においても、旧強姦罪と同様、上記のとおり「暴行又は脅迫」が要件とされている。この点、判例上、「暴行又は脅迫」は「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以て足りる」とされている(最判昭和 24 年 5 月 10 日刑集 3 卷 6 号 711 頁)。

そして、「抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの」にあたるか否かは、「単にそれのみを取り上げて観察すれば右の程度には達しないと認められるようなものであっても、その相手方の年齢、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の周囲の環境その他具体的事情の如何と相俟って、相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべきである」とされており(最判昭和 33 年 6 月 6 日裁判集刑 126 号 171 頁)、暴行・脅迫の態様、時間的・場所的状況、被告人及び被害者の年齢、経歴、体力等諸般の事情から総合的・客観的に判断される。もともと、暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難ならしめる程度とはいえないとして、被告人を無罪にした裁判例は多数に上る<sup>16</sup>。

本正の立案過程においては、暴行・脅迫要件に関する認定が適切に行われず、性犯罪が適切に処罰されていないのではないかとした被害者の声等を踏まえ、暴行・脅迫要件の撤廃や、その程度の緩和について議論がなされたが、こうした議論が本条に反映されるには至らなかった。

なお、13 歳未満の者は、性交の意味を十分に理解できず、また同意能力にも欠けることから、暴行または脅迫を用いない場合であっても強制性交等罪を構成する。

また、第 178 条第 2 項は、「人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による」と定める。

したがって、暴行・脅迫が用いられなくとも、被害者が精神障害等の一定の理由で抵抗ができない状態(心神喪失又は抗拒不能な状態)にあるとき、それに乗じて、または被害者をそのような状態に陥れて性交等を行えば、強制性交等罪と同じ刑で処罰されることとなる<sup>17</sup>。

衆議院・参議院法務委員会での本改正案に対する附帯決議において、刑法第 176 条及び第 177 条の「暴行または脅迫」並びに同法第 178 条の「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うことが掲げられている。

<sup>16</sup> 島岡まな『別冊法学セミナー 新基本法コンメンタール 刑法〔第 2 版〕』389 頁

<sup>17</sup> 井田良『講義刑法学・各論』(有斐閣、2016 年)114 頁

## ウ 意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか

改正後の第177条においては、対象となる行為が、旧強姦罪の「姦淫」から、性交、肛門性交または口腔性交に拡大された。「性交」とは女性器に男性器を挿入する行為をいい、「肛門性交」とは肛門内に、「口腔性交」とは口腔内に、それぞれ男性器を入れる行為をいう<sup>18</sup>。すなわち、男性器以外の指や異物の挿入等は本条の対象とはならないため、本条は意に反する性行為を広くカバーするものではない。

なお、国会の審議においては、性的マイノリティに対して起こりうる被害に関し、性別適合手術によって人工的に形成された陰茎や膣であっても、形状や実質を踏まえ、生来の陰茎や膣と実質的に変わらないといえる場合には、同条の対象となりうるとの答弁がなされている<sup>19</sup>。

## エ 立証責任はどのように分担されているのか

検察官が全ての構成要件について立証責任を負う。そのため、暴行・脅迫によって、「相手方の抗拒を著しく困難ならしめ」たことによって、「同意がなかったこと」を合理的な疑いを超える程度まで証明することが必要となる。挙証責任の転換は行われていない。

なお、強制わいせつ事件に関する平成21年4月14日の最高裁は、被害者の供述の信用性を否定し、無罪判決を言い渡したが、同判決の補足意見において、被害者の供述について『詳細かつ具体的』等の一般的・抽象的性質は具えているものの、これを超えて特別に信用性を強める方向の内容を含まず、他にこれといった補強する証拠等もないことから、事実誤認の危険性が潜む典型的な被害者供述であると認められる」と指摘され、被害者供述だけで有罪とすることへの慎重論が展開された。この最高裁判決はその後の地裁判決に影響を与えており(例えば福岡地裁平成23年7月12日判決)、被害者供述に加えて客観的な補強証拠を求める傾向が強くなっている。しかし、刑事訴訟法第319条第2項は、被告人の自白だけを唯一の証拠として有罪認定することを禁じ、自白の証明力を補充または強化すべき他の証拠(補強証拠)を要求しているのであり、被告人の自白以外の供述証拠については、必ずしも補強証拠を要求していない。それにもかかわらず、性犯罪被害者の供述にのみ補強証拠を要求することは、性犯罪被害者の供述のみ証明力を不当に低く評価するものであり、誤りである。このような近時の性犯罪に関してのみ、被害者の供述の証明力を軽視し、補強証拠を要求する日本の刑事司法とくに裁判所の状況は、国際的には、補強証拠原則を排除すべきであり、性暴力事件に関しても被害者の供述の信用性は、他の刑事手続における被害者の信用性と同様と規定すべきとされている流れに明らかに逆行している。

## 2) 未成年者・子どもに対する対応

- ・性交同意年齢
- ・未成年に対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

### ア 性交同意年齢

性交同意年齢は13歳である。性交同意年齢が高くなればなるほど被害者の保護が手厚くなるという関係にあるところ、日本は、2014年7月、国連自由権規約委員会から、性交同意年齢を引き上げるべきとする勧告を受けたほか、2016年3月の女性差別撤廃委員会(CEDAW)の最終見解においても性交同意年齢が13歳とされていることに対して懸念が表明されるなどしていることに加え、子どもの権利委員会からも度重なる勧告を受けている。この点、今般の刑法改正において、年齢引上げについても当初検討事項とされたが、最終的な改正には至らなかった<sup>20</sup>。

### イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

未成年に対する犯罪の場合の加重類型は設けられていない。

<sup>18</sup> 田野尻猛「性犯罪の罰則整備に関する刑法改正の概要」論究ジュリスト 2017年秋号 112頁

<sup>19</sup> 前掲注5 田野尻 114頁

<sup>20</sup> 前掲・島岡 386頁

ウ 監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか<sup>21</sup>

刑法第 179 条

- ① 18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第 176 条の例による。
- ② 18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第 177 条の例による。

刑法第 179 条は、監護者による性交について、後述する要件を満たす場合には、同意の有無を問わず強制性交等罪と同様に処するものとしている。刑法第 177 条が適用されるためには、13 歳以上の者に対しては暴行又は脅迫を用いて行われる必要があるところ、実親、養親等の監護者が 18 歳未満の者に対してわいせつな行為や性交等を継続的に繰り返し、性的行為が常態化している事案等では、日時や場所等が特定できる性的行為の場面だけ見ると、暴行・脅迫が認められず、また、抗拒不能にもあたらないため、刑法上の性犯罪として処罰することが困難な事例が存在していた。かかる事案においても実態に即した対処を可能とするため、2017 年性犯罪規定改正により刑法第 179 条が新設された。

本条では、暴行・脅迫要件を撤廃し、代わりに、被害者を「現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて」という要件を課している。したがって、被害者の同意の有無は問題とならず、外形的に 18 歳未満の者が性的行為に同意していたとしても、本罪の成立は妨げられないとされている。「現に監護する者」は、法律上の監護権に基づくものでなくとも、事実上、現に 18 歳未満の者を監護し、保護する関係にあればこれに該当しうる。もっとも、親子関係と同視しうる程度に、居住場所、生活費用、人格形成等の生活全般にわたって、依存・被依存又は保護・被保護の関係が認められ、かつその関係に継続性が認められることが必要であるとされている。

「現に監護する者であることによる影響力」とは、現にその者の生活全般にわたって、経済的・精神的な観点から現に 18 歳未満の者を監督し、保護することによる影響力をいうとされている。

「影響力があることに乗じて」とは、18 歳未満の者に対する「現に監護する者であることによる影響力」が一般的に存在し、当該行為時においてもその影響力を及ぼしている状態で、性的行為をすることをいう。「影響力があることに乗じて」と言えるためには、必ずしも積極的・明示的な作為は必要ではなく、黙示や挙動による影響力の利用もあり得るとされている。

3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

ア 強制わいせつ罪

刑法第 176 条

13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

刑法第 176 条に定める「わいせつな行為」とは、従来、裁判例(名古屋高裁金沢支判昭和 36 年 5 月 2 日刑集 3 卷 5=6 号 399 頁など)上、「被害者の意思に反し、被害者及び一般人の性的羞恥心を害する行為」とされてきた<sup>22</sup>。また、裁判例上、指を陰部に挿入する行為、被害者の意思に反して乳房、尻などに触れる行為、強いて接吻する行為等はわいせつ行為に該当するとされている<sup>23</sup>。

最高裁は、従来、強制わいせつ罪が成立するための要件として、客観的に被害者の性的自由が侵害されたことに加え、「犯人の性欲を刺激興奮させまたは満足させるという性的意図」が必要であるとしていた(最高裁昭和 45 年 1 月 29 日刑集 24 卷 1 号 1 頁。)。しかし、最高裁は、近時、この点について判例変更を行い、強制わいせつ罪の成立のためにこのような性的意図の存在は不要とし(最大判平成 29 年 11

<sup>21</sup> 前掲・田野尻 116 頁、小川賢一編「警察官のための充実・犯罪事実記載例 刑法犯」第 4 版(立花書房、平成 29 年)

<sup>22</sup> 前掲・島岡 387 頁

<sup>23</sup> 同上



月 29 日裁時 1688 号 1 頁)、被害者の性的自己決定権の侵害があれば強制わいせつ罪が成立することを明確にした。

もつとも、本条においても、強制性交等罪と同様、13 歳以上の者に対しては、暴行又は脅迫を用いたことが要件となっている。ただし、ここでの暴行・脅迫の程度は、強制性交等罪の成立要件である暴行・脅迫と同程度のものでなくてよく、強制性交等罪のように相手の反抗を著しく困難にすることに向けられていなくても、被害者の意思に反してわいせつ行為を行うのに足りる程度で良いとされる。

なお、強制わいせつ罪には該当しないが、いわゆるセクシュアル・ハラスメントになる行為は広く存在することになるが、そのようなセクシュアル・ハラスメント行為を刑事罰の対象とする規定は存在しない。

### イ ポルノ等への出演強制

ポルノ等の撮影現場で性暴力が行われた場合には、当該行為そのものが強制性交等罪などの性犯罪や、強要罪、傷害罪、又は暴行罪といった犯罪に該当する。また、出演を強要する言動が強要罪や脅迫罪にあたる場合もありうる<sup>24</sup>。しかしながら、出演強要自体を正面から「性犯罪として」処罰対象とする構成要件は存在しない。

なお、被害者が 18 歳未満の場合には、児童ポルノ法(「児童買春児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」)に違反し、児童福祉法第 34 条第 1 項第 6 号・9 号違反や各都道府県が定める青少年健全育成条例の違反になりうる<sup>25</sup>。

**4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか**

検察官がすべての構成要件について立証責任を負うが、強制わいせつ罪においても、強制性交等罪と同様に暴行・脅迫要件が課されており、不同意は直接の立証対象とはされていない。

## 2. 性暴力への緊急対応について

### 1) 公費の性暴力被害者支援センターがあるか。その概要

刑法改正案に係る衆議院・参議院の附帯決議において、性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進することが掲げられている。

ワンストップ支援センターとは、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等)を可能な限り、1カ所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするものである<sup>26</sup>。「第 4 次男女共同参画基本計画」(2015 年 12 月 25 日閣議決定。以下「男女共同参画基本計画」という。)、 「第 3 次犯罪被害者等基本計画」(2016 年 4 月 1 日閣議決定。以下「犯罪被害者等基本計画」という。)に、ワンストップ支援センターの設置促進のための施策が掲げられている。そして、内閣府は、都道府県によるワンストップ支援センターを活用した性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進するため、2017 年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」(以下「支援交付金」という。)を創設し、2017 年度には約 1 億 6300 万円の予算、2018 年度には約 1 億 8700 万円の予算を計上した。当該交付金は、ワンストップ支援センターの整備を各都道府県に促すとともに、その安定した運営を図ることを目的とするが、単年度の施策であり、その金額も平均すれば一都道府県あたり 400 万円弱の予算規模にすぎない。

第 4 次男女共同参画基本計画において、2020 年までに各都道府県にワンストップ支援センターを最低 1 カ所設置するとの目標が設定されており、2018 年 10 月 2 日現在、ワンストップ支援センターは、全

<sup>24</sup> 2016 年 6 月 17 日警察庁丁保発第 119 号「アダルトビデオへの強制的な出演等に係る相談等への適切な対応等について(通達)」

<sup>25</sup> 特定非営利活動法人 性暴力救済センター・大阪 SACHICO 編 『性暴力被害者の法的支援』(信山社、2017 年)74 頁

<sup>26</sup> 内閣府 犯罪被害者等施策推進室『性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引』(以下、単に「手引」という。)

都道府県に設置された<sup>27</sup>。しかし、前記交付金は各都道府県に委ねられ、交付金を活用できないワンストップ支援センターもある。

また、24時間365日の電話相談を行っているワンストップ支援センターは11カ所にすぎず、救急医療提供のみ24時間受付をしている箇所を含めても13カ所にとどまる。日本弁護士連合会の調査<sup>28</sup>によれば、被害者に対し、支援のコーディネートや相談及び産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等)等をワンストップで提供できる「病院拠点型」のワンストップ支援センターは7カ所にとどまっており、相談センターを中心とした協力病院等との連携による支援を行う「連携型」が多い。また、無償あるいは交通費程度の有償ボランティアのスタッフで運営されており、人材の確保が難しいなど課題は大きい。

そのため、全国各地でも誰もが安心して一定の質を備えた支援を受けられる体制を整備するため、国による財政的措置を伴う性暴力被害者支援に関する根拠法の制定を求める動きが、2016年以降、支援団体や野党を中心に広がっており、2018年6月11日、野党共同で再び「性暴力被害者の支援に関する法律案」が提案されている。

**2) 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関があるか。すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。男性も対象としているか**

#### **ア 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関の有無**

上記のとおり、日本においては、病院拠点型のワンストップ支援センターを利用することで産婦人科医療を受けることが可能であり、連携型の支援センターの場合には、提携病院で受診することになる。

産婦人科医療の提供は、治療のほか、証拠収集の点でも重要な意義を有する。性犯罪においては客観的証拠が少なく、早い段階で証拠物(被害者の膣内に残った体液、暴行の傷跡等)の採取・保全を行うことが重要となるためである。この点、病院拠点型のワンストップ支援センターでは、被害者の心情に十分配慮した上で、被害者の同意を得て証拠物の採取・保管を行っている。例えば、性暴力救援センター大阪・SACHICOでは、大阪府のワーキングチームが作成した「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル」に基づき、捜査機関との連携による証拠保全を行っている<sup>29</sup>。また、SACHICOでは、被害者が警察への申告をためらう場合でも、被害直後に採取した証拠を保護できるよう、室内に冷棟庫を備えているほか、協力病院において採取した証拠も引き継いで保管する等して対応を行っている。

なお、犯罪被害者等基本計画においては、厚生労働省における施策として、性犯罪被害者を含む緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を図るほか、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を促進する旨が掲げられている。

#### **イ すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)**

犯罪被害者等基本計画において、重点課題として性犯罪被害者の医療費の負担軽減が掲げられており、現在、全ての都道府県警察において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等に関する経費を公費で負担している<sup>30</sup>。例えば、警視庁においては、診断書料(犯罪の捜査又は立証のために必要とする場合)、診察料、緊急避妊薬費用、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用、カウンセリング費用が公費支出の対象とされている。もっとも、当該制度に基づき公費支出を受けるためには、警察に被害を届け出すことが必要とされている。また、都道府県警察毎に制

<sup>27</sup> 内閣府男女共同参画局「行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(一覧)」

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/pdf/one\\_stop.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf)

<sup>28</sup> 第60回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会

<sup>29</sup> 性暴力の証拠物の取扱い検討ワーキングチーム会議「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル」(2015年)

<sup>30</sup> 手引 20頁

度が定められているため、必ずしも全国的に同一の水準とはなっていない。

この点、犯罪被害者等基本計画は警察庁に対し、「緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策この効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する」よう求めている。これを受け、警察庁は、「性犯罪被害者に係る緊急避妊等の公費負担の運用については、可能な限り全国的に同水準で行われるよう努める。」とし、全国的に同水準とすることを目標として掲げている<sup>31</sup>。

なお、内閣府男女共同参画局は、薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力の相談窓口の情報を周知するためのホームページ<sup>32</sup>を開設しており、薬物の使用が疑われる場合には証拠保全のために、なるべく速やかに尿検査や血液検査をする必要があり、警察やワンストップ支援センターへ早く相談することが必要であるとして注意喚起が行われている

また、犯罪被害者等基本計画は、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導すること、及び、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。これを受け、警察庁は、「カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。」と掲げ、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導を行っている<sup>33</sup>。その結果、2017年4月時点において、全都道府県警察で警察職員または委嘱した精神科医等によるカウンセリングを実施するとともに、36の都道府県警察において性犯罪に係るカウンセリング費用の公費負担制度が整備されるに至った。なお、性犯罪を原因として加療1ヶ月以上かつ入院3日以上(精神疾患の場合は3日以上)の労務不能となる程度)の傷病を患った場合には、犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)に基づき、重病給付金の支給を受けることが可能であり、一定の障害が残った場合には、障害給付金を受けることができるとされている。

また、犯罪被害者等基本計画においては、内閣府の施策として、男女共同参画センター等における中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組促進も明記されている。さらに、性犯罪被害に遭った児童生徒への対応として、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する旨が掲げられている。加えて、24時間子どもSOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて学校にいる児童生徒や保護者に周知を図る旨が掲げられている。これらの施策はスタート地点にあり、専門性の確保等、今後の充実に期待するところが大きい。

次に、警察に被害を届け出ない場合の公費負担についてであるが、やむを得ない事情により警察に相談をすることができない被害者で、都道府県警察による公費負担制度が適用されない場合であっても、同制度と同範囲・同水準で都道府県が公費負担をした医療費・カウンセリング費用が前述の支援交付金の対象とされている<sup>34</sup>。

なお、性犯罪の被害者が警察へ届け出ずに医療機関を受診した場合、後に警察に届出をするときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性がある。そこで、第3次犯罪被害者等基本計画において、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを推進する旨が掲げられている。

また、警察において、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供することも施策として掲げられている。

現在、医師等が受診時に証拠を採取するための資機材が14都道府県の医療機関に試行整備されている<sup>35</sup>。しかしながら、資機材は被害者から加害者の体液などを採取するものであり、薬物検査をするために被害者の尿や血液を採取するものではないため、尿や血液の採取は医師の判断に委ねられており、いわゆるデートレイプドラッグに対する対応が十分になされているとは言い難い。

<sup>31</sup> 2016年4月1日付「警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について(依命通達)」

<sup>32</sup> [http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/dfs/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dfs/index.html)

<sup>33</sup> 2017年4月28日付「女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取組—女性活躍加速のための重点方針2017策定に向けて—」

<sup>34</sup> 警察庁 HP [http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h29/zentai/html/honpen/b2\\_s08\\_04.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h29/zentai/html/honpen/b2_s08_04.html)

<sup>35</sup> 内閣府 男女共同参画白書(2017年度版)

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h29/zentai/html/honpen/b2\\_s08\\_04.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h29/zentai/html/honpen/b2_s08_04.html)

この点、2017年12月11日付警察庁事務連絡「性犯罪捜査における適切な証拠保全について」では、医療機関における性犯罪証拠採取キットの整備を進めるとともに、「被疑者由来の精液、だ液等だけでなく、薬物を使用した疑いのある被害者からの採尿等の適切な実施にも配慮するなど、効率的かつ的確な証拠保全ができるような必要な検討をすること」が掲げられている。早急に全国一律の対応が担保される制度が必要である。

#### ウ 男性も対象としているか

公費負担制度において、女性に限定する(又は男性を除外する)規定や記載は存在せず、男性も対象としている。

### 3) 警察において、性暴力犯罪の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか

犯罪被害者等基本計画において、警察と産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体とのネットワークの構築による連携強化を強め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図ることが掲げられている。

警察庁によれば、薬物使用が疑われる場合には、警察署が被害者の同意を得て尿を採取し、血液は病院で採取しているとのことである。各都道府県警はそれぞれ協力医療機関制度等を設け、性犯罪の被害申告を受けた場合には医療機関で速やかに診察を受けられる体制を整えている。

例えば、警視庁においては、初期支援要員の警察官が、医療機関まで被害者に付き添い、必要に応じ医師への説明を行う等の対応も行っている<sup>36</sup>。また、前述のとおり、警察が被害届を受理した場合には緊急避妊薬費用や性感染症検査費用等の全部または一部について警察が公費で支払いを行う。

この点、前述の「性犯罪捜査における適切な証拠保全について」においては、薬物の使用が疑われる性犯罪への対応として、被害者の同意を得た上で速やかに採尿や採血を実施すべきこと、被害者が被害の届出を躊躇している段階であっても、被害者の申立て内容等から薬物の使用が疑われる場合には、採尿等の実施について検討すべき旨記載されている。しかし、実際には、薬物の使用事案に関する捜査員の認識や理解が乏しい場合には、薬物の影響による「前向き健忘」で記憶のない被害者が、記憶がないことを理由に門前払いにされることも少なくないし、証拠の採取が速やかに行われても、採取された血液や尿が科学捜査研究所まで送られないことが多い。

### 3. 性犯罪の捜査について

#### (1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

犯罪被害者等基本計画において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用といった対応を図ることが掲げられている。

これを受け警察庁は、性犯罪被害相談については被害者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で担当者を引き継ぐなど、適切な運用を推進している<sup>37</sup>。事情聴取においては、被害者の精神的負担軽減のため、女性の被害者が希望すれば、できる限り女性の捜査官が対応するよう配慮されている<sup>38</sup>。

2017年4月時点で、全国で約8500人の女性警察官等が性犯罪指定捜査員に指定されており、性犯罪指定捜査員は全国の都道府県警察1163警察署のうち、98.2%に配置されている<sup>39</sup>。

性犯罪指定捜査員は、被害者からの事情聴取のほか、被害者の身体からの証拠資料の採取、病院への付き添い、捜査状況の連絡等に従事している。

警察では、被害者の精神的負担を軽減しつつ、被害者の身体に付着した被疑者に関する証拠を迅

<sup>36</sup> 警視庁 HP

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sodan/shien/hanzai5.html>

<sup>37</sup> 前掲・警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について(依命通達)

<sup>38</sup> 前掲・性暴力被害者の法的支援 82 頁

<sup>39</sup> 法律のひろば 2017年11月 22 頁

速かつ確実に採取するため、採取用具、採取した資料の収納袋、着替えのための衣服等をひとまとめにした「性犯罪捜査証拠採取セット」の整備を進めている。

また、実況見分においては、被害状況の再現を行う際の性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、当該被害者の代わりとしてダミー人形を使用することとされている<sup>40</sup>。2016年4月時点でのダミー人形の設置状況は、全国で2182体であった。その他、被害者を写真に入れないこと等が、各都道府県レベルで方針として掲げられている。また、2017年7月には、警察庁から都道府県警察に対して、「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について」との通達が発出されており、事情聴取等の際は可能な限り被害者の都合等を考慮すること、担当捜査員を指定する等して重複聴取の防止に努めること等が掲げられている。その他、警察は、取調室とは異なる被害者用事情聴取室の設置、被害者支援用車両の配備等に努めているとのことである<sup>41</sup>。

また、今回の刑法改正案に係る衆議院・参議院法務委員会の附帯決議において、「性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては」、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること」、「起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること」が掲げられた。

これらの施策は捜査の現場に必ずしも浸透していないのが実情であり、今後に期待するところが大きい。

## 2) 不起訴となった事件の被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか

被害者、その親族もしくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人等は、事件の処理結果や公判期日、刑事裁判の結果等を、検察庁に照会することにより通知を受けることができる<sup>42</sup>。不起訴処分について、犯罪被害者等基本計画においては、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努めることが掲げられている。

不起訴記録については、これを開示すると関係者の名誉・プライバシー等を侵害するおそれや捜査・公判に支障をきたすおそれがあるため、刑事訴訟法第47条において原則として、公にすることはならないとされている。しかしながら、刑事訴訟法上明文の規定はないものの、通達により、公益上必要と認められる事情があり、相当と認められれば、捜査を担当した検察庁に請求し、不起訴記録を閲覧・謄写することができるとされている<sup>43</sup>。これにより、被害者が損害賠償請求権を行使するのに必要な実況見分調書や、写真撮影報告書等の客観的証拠については閲覧・謄写が可能となっている。しかしながら、対象となるのは原則として客観的証拠であり、供述調書は閲覧・謄写対象とされていない。

もっとも、被害者が損害賠償請求訴訟を提起し、裁判所からの文書送付嘱託(民事訴訟法第226条)を利用する場合には、客観的証拠のほか、供述調書や目撃情報等についても、それが重要な争点の証明に欠くことができないもので、名誉・プライバシー侵害のおそれがないなどの厳格な要件を満たす場合に限り、開示が認められる。このような厳格な開示要件の下では、供述証拠が開示される場合が相当限定されることとなり、実務上利用しやすい制度とはなっていないのが現状である。特に、性犯罪においては、客観的証拠に加え、供述証拠が犯罪の立証において重要になるという特殊性があるが、供述証拠の開示要件を殊更厳格に定める現行制度は、性犯罪の立証構造におけるこのような特殊性を考慮しておらず、不十分である。

とくに刑事事件になり得ない触法少年事件のうち家裁送致にならない事案に関しては、被害者は当該触法少年の保護者の人定等の連絡を受けられる以外には、捜査記録の情報の開示は一切受けられないという問題がある。

<sup>40</sup> 2017年版犯罪被害白書

<sup>41</sup> 「警察における性犯罪に係る取組について」法律のひろば(2017年11月)

<sup>42</sup> 被害者等通知制度(被害者等通知制度実施要領(1989年4月1日施行、1997年12月11日改定))

<sup>43</sup> 1998年11月19日付最高検次長検事通達

[http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji23.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji23.html) も参照のこと。

#### 4. 検討課題

以上のとおり2017年性犯罪規定改正では、一定の前進が見られたものの、国際的な水準に比較すれば、法規定および被害者に対する支援体制ともに、未だに不十分なものととどまっていると云わざるを得ない。

そこで、2017年性犯罪規定改正時、以下の付帯決議が衆議院・参議院法務委員会で採択され、改正後3年をめどに改正することとされている。

##### 刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院法務委員会)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であって、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。
- 二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。
- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。
- 四 性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。
- 五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号)附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。
- 六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

##### 刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院法務委員会)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であって、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。
- 二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。
- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。
- 四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いを

しないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。

五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者とその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号)附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。

九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。右決議する。

国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)は、2017年性犯罪規定改正に先立ち、2016年3月7日付の「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」において、「女性に対する暴力」(para22)の項目において、下記のとおり指摘した。一部については、今回の改正で指摘どおりの対応が行われたが、全部の勧告が実現したわけではない。

委員会は、法務省が、(a) 男性器の女性器への挿入にのみ適用されるレイプ罪の狭い定義、(b) 性犯罪の低い罰則の引上げ、(c) 配偶者レイプを明示的に犯罪化する法的規定の採用、(d) 性犯罪の職権による起訴の導入を含む様々な課題に対処するために、刑法を見直す検討会を設置したことに留意する。

委員会は、しかしながら、刑法を見直す法務省の検討会が、配偶者レイプを明示的に犯罪化する必要があるとは考えなかったことを懸念する。性交同意年齢が13歳のままであること、法定レイプの法定刑の下限がわずか3年の懲役であることも懸念する。

そのうえで、

- ・ 刑法の改正に当たっては、配偶者等からの暴力や個別の犯罪としての近親姦を含む女性に対する暴力に包括的に対処することを確保するため、本条約及び委員会の一般勧告第19号(1992年)並びにその法体系を十分に活用すること
- ・ レイプの定義を拡張するとともに、性犯罪の職権による起訴を確保するための刑法の改正を促進すること、
- ・ 指導的地位にある公務員らのトレーニング、女性や女兒に対する全ての暴力事件の十分かつ効果的な捜査、加害者の訴追並びに有罪の場合の適切な処罰を確保すること

を勧告した。

### Ⅲ. アメリカ

本章以下では、今後の日本の法制の参考とするため、世界各国・地域における、性犯罪に関する法規制を紹介する。

#### 1. 性犯罪の構成要件について

アメリカ合衆国においては連邦制を採用しているため、既存の連邦法令(モデル刑法)及び各州の法令に分けて検討する。州法については、ミシガン州及びニューヨーク州を取り上げる。

#### 【モデル刑法(Model Penal Code)】

モデル刑法自体はあくまでもアメリカ法律家協会(American Bar Association、ABA)が策定したモデル・ローとしての位置づけであるため、これが現実に適用されているわけではなく、後述の通り各州において刑法を制定し、適用している。このモデル刑法は1962年のもので、性犯罪関連方をはじめとして、現代から見れば旧時代的な部分も多い。むしろこれに対する批判を受け改善する方向で各州法が性犯罪を定めているため、反面教師的な意味では各州法のベースとなったと言える。

##### 1) 歴史的背景と統計

アメリカはいうまでもなく、コモンローの国である。コモンローとは、制定法ではなく慣用と前例としての判例法に基づく法体系を指す。コモンロー上のレイプ(Rape)の定義は、「強制力を用い、女性に対して、その意思に反して性交をすること<sup>44</sup>」とされた。

具体的には、ペニスが多少なりとも膣に強制的に挿入されること(Penetration)が必要とされ、被害者は女性であり、慣例的に夫による行為は免責された。

このような考え方は、レイプ罪が家父長制、男系中心の世襲制を崩壊させるような行為であると見られたが故のものであり、女性の身体や尊厳に対する被害に着目しているものではなかった。また、妻は夫の所有物であるという考えも根底にあった。

レイプ罪の成立には、被害者による真実の抵抗、及びそのような抵抗に拘わらず圧倒されたことという「抵抗要件」が必要とされた。裁判においては、同意への内心傾向の立証のため、被害者女性の性遍歴の立証が許されており、さらに、女性の証言だけでレイプの事実を認定することは許されず、補強証拠が必要とされた。(なお、例えばニューヨーク州では依然として補強証拠の必要性は残されている。)

こうしたコモンローに基づく要件設定は、特に1960年以降のフェミニズム運動による厳しい批判となり、これを受け各州刑法の抜本的な改革が始まっていく。改革された点には①レイプ・シールド法の創設、②夫婦間のレイプに関する特別法の廃止があるほか、1964年公民権法の一環であり労働法の一部として③セクシチュアル・ハラスメントに関する法制度が整備されてきたことが挙げられる。

##### 2) モデル刑法の策定と各州法における改革

1962年5月24日、いわゆるモデル刑法(Model Penal Code)がアメリカ法律協会(The American Law Institute)によって策定され、レイプ罪についても規定された(Article 213)。上記のコモンローの考え方から大きく変更がなされるものではなく、夫による妻に対するレイプ罪は成立しないことや、抵抗要件、補強証拠の必要性、性遍歴の立証が制限なく可能であること等を維持した上、親告罪として行為のときから3ヶ月以内の告訴を必要とした。

そのため、フェミニストのグループや法と秩序のグループから批判を受け、コロンビア特別区を含む各州において改革が目指された。概ね、①レイプ被害の訴追を増加させること、②レイプ被害者の取扱を改善すること、③レイプ罪の位置づけを暴力的犯罪の一類型とすること、④強制的な性行為の範囲を拡大することの4つを目的とするものであった。

なお、このモデル刑法については、かかる批判を受けた上、50年以上も改正されていない状況下では明らかに時代遅れのものとなっているため、現在改正を審議中であり、既に試案も提案されている。<sup>45</sup>

<sup>44</sup> [https://www.jstor.org/stable/29762593?newaccount=true&read-now=1&seq=4#metadata\\_info\\_tab\\_contents](https://www.jstor.org/stable/29762593?newaccount=true&read-now=1&seq=4#metadata_info_tab_contents) (“Carnal knowledge of a female, forcibly and against her will.”)

<sup>45</sup> <https://www.ali.org/projects/show/sexual-assault-and-related-offenses/>



1) レイプの成立の要件は、暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

#### ア レイプの成立要件<sup>46</sup>

1962年 モデル刑法嬢の規範的規定(これをそのまま踏襲する州は無いことに留意されたい。)

##### (1) レイプ罪

妻以外の女性と性交した男性は、以下の場合、レイプ罪とする。

- (a)有形力又は当該女性若しくは他人に対する死、重大な身体への傷害、極度の苦痛若しくは誘拐の脅迫をもって服従を強制させた場合。
- (b)当該女性の知覚なく薬物を供与する、又はその他の抵抗抑圧のための手段をもって、同人の自己の行動を認識、制御する能力を実質的に損なわせた場合。
- (c)当該女性が心神喪失であった場合。
- (d)当該女性が10歳未満であった場合。

レイプ罪は第2級重罪であるが、(i)行為時に当該女性に重大な身体への傷害を負わせた場合、又は(ii)当該女性が自主的に行為者と社会的関係を有したのではなく、かつ、性的自由を許容したものではなかった場合、第1級重罪とする。

##### (2) 加重性的強制罪

妻以外の女性と性交をした男性は、以下の場合、第3級重罪とする。

- (a)当該女性の通常の抵抗を妨害する脅迫を用いて服従を強制した場合、又は
- (b)当該女性が精神的疾患又は欠陥を有し、それにより自己の行動の性質を認識し得ないことを知っていた場合、又は
- (c)当該女性が自己に性的行為が行われていることを認識しておらず、又は過失により自己の夫と思っていたために服従していたことを知っていた場合。

性交(sexual intercourse)はモデル刑法上では定義されていないものの、男性器による女性器への挿入(penetration)と理解されている。但し、現行の各州刑法では挿入物の種類とこれをレイプと定義するか他の性犯罪と定義するかについては様々な定義がある<sup>47</sup>。

そして、compel to submitとあるように、服従を強制するような態様が求められ、その際の具体的な態様によって罪の軽重が変わる。

#### イ 暴行・脅迫等の要件が課されているか

上記アの通り、モデル刑法においては暴行又は脅迫が要件とされている。現在、多くの州では暴行・脅迫要件のほか、薬物・アルコールの影響などによる同意能力の不在を定義に加えている。なお、カリフォルニア、ワシントン DC、フロリダ、イリノイ、ミネソタ、ニュー・ハンプシャー、ニュージャージー、ワシントン、ウィスコンシン各州では、同意について「自由意思により与えられた」と定義している<sup>48</sup>。

#### ウ 意に反する性行為が全て刑事罰の対象とされているか

上記アの通り、意に反する性行為全てがレイプとされているわけではなく、むしろ、意に反するかどうかは独立の要件とされていない。

#### エ 男性も対象とされているか。

上記アの通り、モデル刑法においては被害者は女性のみである。実際に施行されている各州の刑法では、被害者を女性に限定的しているのはジョージア州とミシシッピ州のみで、その他の州ではすべて

<sup>46</sup>

<http://www.icla.up.ac.za/images/un/use-of-force/western-europe-others/UnitedStatesofAmerica/Model%20Penal%20Code%20United%20States%20of%20America%201962.pdf>

<sup>47</sup> <http://www.takepart.com/article/2016/06/29/state-rape-laws>

<sup>48</sup> <https://apps.rainn.org/policy/index.cfm>

「人(person)」あるいは「被害者」というジェンダーニュートラルな呼称を用いている。

#### オ 同意の立証責任はどのように分担されているか

犯罪構成要件は他の犯罪と同様、検察官により「合理的疑いを超えて」立証されなければならない。よって「同意がなかったこと」を証明する責任を検察官が有する。なお、「同意」を積極抗弁とする場合の立証基準は「証拠の優越」である。

連邦証拠規則(Federal Rule of Evidence) 412 においては、被害者の性遍歴や性傾向についての立証を原則として禁止するレイプ・シールド法を採用している。しかし例外として、同意があったことを被告人が立証するためには、被害者の被告人との特定の性行為を証拠として提出することを認めている。

なお、「同意」についての規定は現在も進化の過程にある。モデル刑法を策定したアメリカ法律家協会でも協議が続いており、2016年時点で同協会協議会は、性交または性的接触の同意とは「言語による、または行動から推定し得る」「積極的(affirmative)な」意思表示としている<sup>49</sup>。これはカリフォルニア州およびニューヨーク州で制定された「州立大学における性的暴行の同意基準」に類似する「Yes means yes」の基準である。さらに、アメリカ法律家協会および複数州では、一旦同意があったとしても、「No」「Stop」「Don't」など言語による明示的意思表示があれば同意は打ち消されたとみなすという扱いをしている。

### 2) 未成年者・子どもに対する対応

- ・性交同意年齢
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

#### ア 性交同意年齢

1962年のモデル刑法では10歳とされていたが、実際の各州刑法では16歳から18歳となっており、各種連邦刑事犯罪においてもこれに倣っている<sup>50</sup>。

#### イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

1962年のモデル刑法では加重まではされておらず、単に暴行・脅迫等の要件が緩和されるにとどまる。実際の各州刑法では年齢について州により細かな規定があり、加重を設けている州が多い。

#### ウ 監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

1962年のモデル刑法では明確な同意がなければレイプとする、と考えるものではないようである。

### 3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

#### ア 意に反する性行為

特にない。

#### イ セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要

特にない。

### 4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか

上記の通り、特に意に反する性行為が処罰対象として明示されているわけではない。

上述の模範刑法典の性犯罪に関する規定は、1970年後半から始まるアメリカの性刑法改革以前のものであり、女性差別の意識が濃厚に存在している。現在は、強い批判の対象となっており、「モデル」に

<sup>49</sup> <http://www.thealiadviser.org/sexual-assault/evolution-of-model-penal-code-consent-definition/>

<sup>50</sup> <https://www.ageofconsent.net/states>

はなっていない。

## 【ミシガン州刑法】

1) レイプの成立の要件は。暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為が全て刑事罰の対象とされているか。または、意に反する性行為がすべてレイプとされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

### ア レイプの成立要件<sup>51</sup>

Rape ではなく Criminal Sexual Conduct(以下、「性犯罪」という)として広く性犯罪を捉えようとしている。

#### 刑法第 750.520 条 b 性犯罪

行為者が被害者に対して挿入を行った場合で、以下の要件に該当する場合には、第 1 級性犯罪とする。

- ①被害者の年齢が 13 歳より低いとき。
- ②被害者の年齢が 13 歳以上 16 歳以下であっても、以下の場合。
  - (ア) 行為者が被害者と同居している場合
  - (イ) 行為者が被害者の 4 親等以内の血縁者であるとき
  - (ウ) 行為者が被害者に対して権威 (authority) を有する立場であり、その権威 (authority) を服従させるために行使したとき
  - (エ) 行為者が学校等の教師であり、被害者が生徒であるとき
  - (オ) 行為者が学校等の職員であり、被害者が生徒等であるとき
  - (カ) 行為者が児童福祉施設等の職員であり、被害者が入居者で、入居中に挿入行為が行われたとき
- ③他の Felony(以下、「重罪」という)と併合して行われたとき
- ④一人以上の他者の幫助または教唆の下、以下の状況に乗じて行われたとき
  - (ア) 被害者が精神的に無能力であり、無能力状態にさせられ、または身体的に無力であるとき
  - (イ) 暴力や強制力を用いたとき。かかる暴力や強制力は後記⑥と同様であるが、これに限られない。
- ⑤武器や道具、あるいはそれらに見られるような物を持っているとき
- ⑥被害者に傷害を生じさせ、そのための暴力や強制力が挿入行為のために用いられたとき。かかる暴力や強制力は以下の場合を含むが、これらに限られない。
  - (ア) 服従のために物理的暴力を行使した場合
  - (イ) 暴力を用いると脅すことで服従させ、被害者がかかる脅迫を現になしうると信じた場合
  - (ウ) 行為者が被害者や他者に対する将来の報復行為をもって脅すことで服従させ、被害者がかかる脅迫を現になしうると信じた場合。ここに「報復行為」とは、身体への罰、誘拐、強要を含む。
  - (エ) 行為者が医学的に非道徳的、または受け入れ難いと考えられている目的や方法によって医療措置や医療実験を行っている場合
  - (オ) 行為者が事実の秘匿や驚愕により被害者を服従させることが出来る場合
- ⑦行為者が、被害者に傷害を負わせ、かつ、被害者が精神的に無能力または無能力にされ、精神障害を有し、もしくは身体的に無能力であることを認識し、または認識すべき理由がある場合
- ⑧被害者が精神的に無能力であり、無能力にされ、精神障害を有し、身体的に無力あり、かつ、次のいずれかの場合に該当するとき
  - (ア) 行為者が 4 親等内の血縁者である場合
  - (イ) 行為者が被害者に対して権威 (authority) を有する立場であり、その権威 (authority) を服従させるために行使した場合

<sup>51</sup> <http://legislature.mi.gov/documents/mcl/pdf/mcl-chap750.pdf>

どのような軽微なものであれ、体の一部または物の、膣だけでなく、肛門等に対する挿入を sexual penetration とし、行為者を「he or she」として性別による差異なく犯罪としている。ペニスの挿入であっても射精は必要とされていない。被害者の年齢、行為者の年齢、行為者と被害者の人的関係によって刑の重さが異なり、かなり詳細に場合分けされている。例えば、第1級性犯罪として上記の通り定義している。第2級、第3級性犯罪も同様に規定されている。

また、第1級性犯罪は重罪として、以下の通り、処罰される。

① 原則として終身または有期の拘禁刑であるが、行為者が17歳以上で被害者が13歳未満の場合には25年を下回ってはならない。また、同種前科を持つ者については、終身刑とし、仮釈放をすることが出来ない。

② 終身の電子監視

③ 他の犯罪と併合される場合には、連続して刑が執行される。

その他、後述の通り、有罪を受けた性犯罪者(未遂を含む)はDNA鑑定のため、血液及び唾液のサンプルを提供しなければならない。

#### イ 暴行・脅迫等の要件が課されているか

上記アの通り、行為類型の一つとして暴行・脅迫が要件とされているが、それらがなくても第1級性犯罪と評価される行為なる類型もある。

#### ウ 意に反する性行為が全て刑事罰の対象とされているか

文面から見ると、不同意による性交それ自体を広く罰するというものではない。そのため、Yesと明示しなくても、同意があったと認定される場面も考えられる。

#### エ 男性も対象とされているか。

上記アの通り、被害者は男性か女性かを問わない。配偶者を排除する規定はないが、配偶者に対する行為類型を特記してはいない。

#### オ その立証責任はどのように分担されているか

「同意がなかったこと」の立証の責任は検察官にある。ただし、証拠法上いくつかの例外が存在している。

① 通常補強証拠が要求される供述証拠に関して、被害者の証言に補強証拠は必要ない (§520h)

② 「同意がなかったこと」の立証に、被害者の抵抗は必要ない (§520i)

③ 被害者の性遍歴に関する事項の立証は、原則として許されない (§520j、レイプ・シールド法)

ただし、以下の事実を立証する場合で、裁判官において、その事件の争点の判断に不可欠であり、その証拠価値が、被害者に対する扇動的、または偏見的な性質を上回ると判断した場合には、証拠として採用される。

(ア) 行為者と被害者の過去の性交の事実

(イ) 精液、妊娠、または病気の原因となったことを示す具体的な性交の事実

#### 2) 未成年者・子どもに対する対応

・ 性交同意年齢

・ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

・ 監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

#### ア 性交同意年齢

上記成立要件からすると、13歳と考えられているようである。

#### イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

上記成立要件からすると、未成年者との性交は既に第1級性犯罪であり、重い類型の犯罪の一つとなっている。

ウ 監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

上記成立要件からすると、行為者が親類や学校の教師等の場合、被害者の年齢が16歳以下であれば、同意の有無を問わず、第1級性犯罪とされる。

3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

ア 意に反する性行為  
特にない。

イ セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要  
特にない。

4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか

同意がないことが構成要件上明示されていないが、加害者の行為態様や状況によって同意の有無を立証することになっており、その立証の責任は検察官にある。

#### 【ニューヨーク州刑法】

各類型は、できる限り客観的要素で記述されており、同意など主観的な要素を少なくすることで性犯罪を立証しやすくしている。

1) レイプの成立の要件は、暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

#### ア レイプの成立要件<sup>52</sup>

ニューヨーク州では、性犯罪を Sexual Assault (性的暴行) とし、後述の通り、不同意による性行為を広く刑罰対象としてはいるものの、Rape (レイプ)、forcible touching (強制的接触)、sexual abuse (性虐待)、criminal sexual act (性犯罪)、sexual misconduct (性的に不適切な行為)、sexual conduct against child (子どもに対する性行為)、facilitating a sexual offense with a controlled substance (規制物品による性犯罪の幫助) と細分化しており、Rape に比べて他の性犯罪類型の刑罰が軽くなっている。

ニューヨーク州では、最も重い Rape の成立要件としての Sexual Intercourse (性交) をペニスによる挿入と捉えているため、最終的に罰せられるものは、体の一部や異物の挿入も広く Penetration に含めるミシガン州に比べて性犯罪の処罰が軽いといえる。

Rape (レイプ) の法定刑は、いずれも重罪とされ、第1級については最長25年、最短5年の拘禁刑となる。第2級、第3級の順に軽くなる。

#### 130.25条 第3級レイプ罪

以下の場合、第3級レイプ罪とする。

1. 男性又は女性が、17歳未満であること以外の理由で同意する能力がない他人と性交した場合。
2. 21歳以上の男性又は女性が、17歳未満の他人と性交をした場合。
3. 男性又は女性が、同意能力がないこと以外の理由で同意なく性交をした場合。

<sup>52</sup> <http://www.nycourts.gov/judges/cji/2-PenalLaw/130/art130hp.htm>

第3級レイプ罪はE級の重罪とする。

### 130.30条 第2級レイプ罪

以下の場合、第2級レイプ罪に処す。

- 1.18歳以上の男性又は女性が15歳未満の他人と性交した場合。
- 2.男性又は女性が、精神的無能力又は精神的不能のために同意できない他人と性交した場合。ただし、第1項の罪について、行為時に、行為者が被害者よりも4年未満高齢であったことは積極的抗弁となる。

第2級レイプ罪はD級の重罪とする。

### 130.35条 第1級レイプ罪

他人と性交をした男性又は女性は、以下の場合、第1級レイプ罪に処す。

- 1.有形力行使による強制による場合。
- 2.被害者が身体的障害のために同意が出来ない場合。
- 3.被害者が11歳未満の場合。
- 4.被害者が13歳未満であり、かつ、行為者が18歳以上である場合。

第1級レイプ罪はB級重罪とする。

なお、レイプ罪以外の性犯罪及び各法定刑(全体的にミシガン州に比べて軽いものとなっている。)は、大要以下の通りである。

① **Forcible touching** (強制的接触)

強制的に身体性のセクシャルな部分に触れること。(日本でいう強制わいせつ)

最長1年の拘禁刑。

② **Sexual abuse** (性虐待)

身体性のセクシャルな部分に触れること。(日本でいう痴漢行為)指や異物を膣等に入れる行為は **Aggravated sexual abuse** (加重性虐待) とされ、より刑が重くなる。

第1級については重罪とされ、最長7年の拘禁刑となる。第2級になると重罪ではなくなる。なお、指や異物を膣等に入れる行為については基本的に全て重罪となり、態様によるが、**Rape** と同じ程度の刑罰となる。

③ **Criminal sexual act** (性犯罪)

不同意による口淫及びアナルセックス。ただし、不同意にいたる理由としての暴力の態様、被害者の年齢や精神的、身体的能力等により法定刑が区別されている。

基本的に **Rape** と変わらない。第1級については最長25年、最短5年の拘禁刑となる。第2級、3級の順に軽くなる。

④ **Sexual misconduct** (性的に不適切な行為)

不同意による性交、口淫、及びアナルセックス、並びに猥褻、死姦。(ただし、**Rape** 等のより重い罪に該当しない場合)

重罪ではなく、最長1年の拘禁刑となる。

⑤ **Sexual conduct against child** (子どもに対する性的行為)

子どもに対する口淫、アナルセックス、セクシャルな部分に触れること。

いずれも重罪となる。再犯等を定める第1級については **Rape** と同様の拘禁刑が課される。

⑥ **Facilitating a sexual offense with a controlled substance** (規制物品による性犯罪の幫助)

重罪となる性犯罪のために禁制品を所持すること。

重罪となり、最長7年の拘禁刑となる。

### イ 暴行・脅迫等の要件が課されているか

上記ア)の通り、第1級犯罪の一つの行為類型として暴行又は脅迫が要件とされているが、それらがなくともいずれのレイプ罪も成立する。

### ウ 意に反する性行為が全て刑事罰の対象とされているか

ニューヨーク州においては、同意の不存在が全ての性的暴力の要素とされている。具体的にいかなる場合に不同意といえるかは以下の通りである。

### 130.05 条 性犯罪(同意がないこと)

- 1.特に定められているかどうかに関わらず、性行為が被害者の同意なく行われたことは、本条に定める全ての犯罪の要素である。
- 2.同意がないことは、以下の事情による
  - (a)有形力行使による強制
  - (b)同意無能力
  - (c)sexual abuse 又は forcible touching の場合、有形力行使による強制又は同意無能力に加え、被害者が明示または黙示に行行為者の行為を許容していない場合<sup>53</sup>
  - (d)第3級レイプ罪又は criminal sexual assault in the third degree の場合、有形力行使による強制に加え、性交、口淫又は肛門による性交の時に、被害者が明確に当該行為に同意しないことを表明し、行為者と同じ状況におかれた通常人をして被害者の発言及び行動が、全ての状況から判断してかかる行為についての同意がないことと理解する場合。
- 3.被害者が、以下の場合、同意能力がないものとみなす。
  - (a)17歳未満であるとき
  - (b)精神的無能力であるとき
  - (c)精神的不能であるとき
  - (d)身体上の障害があるとき
  - (e)以下は省略。

以上によれば、レイプを含めた全ての性犯罪について、意に反することが明示的に要件とされている。そして、同意の有無の認定について、特別な配慮がなされている。

すなわち、有形力の行使による強制や同意無能力は不同意とされ、明確な同意の有無が問われるものではない。

また、少なくとも sexual abuse 及び forcible touching の場合には、明確な同意がなければ同意とならない(Yes means Yes)と認定される。また、第3級レイプ罪においても、明確に No という必要がないことになり、要件の客観化がなされている。

#### エ 男性も対象とされているか。

上記アの通り、被害者は男性か女性かを問わない。また、配偶者であっても成立する。

#### オ その立証責任はどのように分担されているか

「同意がなかったこと」を検察官が立証する責任がある。ただし、刑法第130.16条によれば、被害者の証言のみで有罪とすることは出来ず、補強証拠が必要とされる。また、刑事訴訟法第60.42条によれば、ミシガン州同様のレイプ・シールド法が定められている。

なお、抵抗はそもそも要件ではなく、「同意がなかった」場合についての要件が広く認められているので、事実上同意があったことを被告人が証明することが必要となる。

また、ニューヨーク州では、被害者の供述に関して補強証拠を必要とする補強証拠原則を採用しているアメリカの中でも数少ない州であり、アメリカ全体としては、補強証拠原則をなくす方向にある。

#### 2)未成年者・子どもに対する対応

- ・性交同意年齢
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

<sup>53</sup> 原文は以下のとおりである。

Where the offense charged is sexual abuse or forcible touching, any circumstances, in addition to forcible compulsion or incapacity to consent, in which the victim does not expressly or impliedly acquiesce in the actor's conduct

## ア 性交同意年齢

上記第 130.05 条の成立要件から、17 歳未満(16歳)となる。

## イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

上記成立要件からすると、被害者の年齢及び加害者の年齢により、加重される要素となる。なお、レイプだけでなく、Sexual conduct against child(子どもに対する性的行為)として、広く子どもに対する性交、口淫、アナルセックス、セクシャルな部分に触れることを加重類型としている。

## ウ 監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

上記成立要件からすると、そのような法制は特に採用されていない。

## 3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

### ア 意に反する性行為

上記の通り、意に反する性行為は「性犯罪」となる要件として、レイプ罪の前提となっている。少なくとも sexual abuse 及び forcible touching の場合には Yes means Yes といえ、明確な同意がなければ不同意と認定され、犯罪が成立すると考えられる。

### イ セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要

特にない。もちろん、態様によっていずれかの性犯罪に該当する可能性が否定されるわけではない。

## 4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか

上記のとおり、「同意がなかったこと」を検察官が立証する必要があるが、「同意がなかった」場合についての要件が広く認められているので、事実上、同意があったことを加害者が立証することが必要になる。

## 2. 性暴力への緊急対応について(以下の事例はミシガン州、ニューヨーク州に限定されない)

### 1) 公費の性暴力被害者救済センターがあるか。その概要

#### ア Office on Women's Health、U.S. Department of Health and Human Services

政府機関である。Rape、Abuse & Incest National Network(RAINN)が運営する National Sexual Assault Hotline(全国性暴力ホットライン)と連携して、被害者からの緊急連絡に対応する。例えば、レイプキットを備えた病院を紹介したり、相談に乗ったりすることになる。病院では Sexual Assault Nurse Examiner(SANE)と呼ばれる専門の看護師によるケアがなされる。<sup>54</sup>

#### イ Local sexual assault service provider

RAINN と提携し、各地域において性犯罪被害者に対して対応をしている。相談やカウンセリング等の補助や各種教育を行っている。

例えば、ニューヨーク州であれば約 40 の救済センターが設置されている。

#### ウ SART(Sexual Assault Response Team)

医師、SANE、警察、検察官等で構成される性犯罪対応チームである SART は、全国的に設置され、活動している。特にニューヨーク州においては、全ての公立病院に設置されているようである。<sup>55</sup>

#### エ Rape Crisis Center

各地域において年中無休 24 時間対応のホットラインを設け、他の団体同様、付き添いやカウンセリング、その他のサポートを行っている。

<sup>54</sup> なお、この SANE は各大学等で専門コースが用意される等、一資格として確立されているといえる。

<sup>55</sup> <https://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/grants/243829.pdf>

日本の文献では以下がある。 [http://www.ipu.ac.jp/pdf/20\\_19\\_S02.pdf](http://www.ipu.ac.jp/pdf/20_19_S02.pdf)



2) 性暴力被害者に対する救済センターとしての機能を果たす医療機関があるか。  
すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。  
公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。  
男性も対象としているか。

まず、アメリカにおいても、各医療機関の性暴力被害者に対応するための医療技術が発展していない点についての批判は少なからずあるようである。<sup>56</sup>

また、性暴力被害者に対して高額な治療費を請求することしばしば批判されている。<sup>57</sup>  
調査した限り、性暴力被害者に対する救済センターとしての役割を有する公的な医療機関は見当たらない。あくまでも各地にある病院で受診することになるようであるが、上記の救済センターと提携している医療機関には検査体制が整っていると考えられる。

治療費については無料とはならないが、各州において Victim Compensation Fund (被害者補償基金) の設立等が義務付けられており (Victims of Crime Act (犯罪被害者等法) によるもの)、相応に被害者の負担を減らしているようである。もっとも、基本的には犯罪の立証に関連するものであり、最低限立証に必要な検査は、性感染症の検査費用も含めて補償されるが、ピルの処方等必ずしも立証に直結しないものまで含むか、被害届の提出を条件とするかはあくまで各州の裁量となっている。<sup>58</sup>

3) 警察において、広く性暴力の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか

警察が医療機関と連携して捜査する体制が制度として構築されている旨の情報は見当たらなかった。むしろ、特にニュースを見る限り、警察のずさんな対応に対する批判が目立った。

もっとも、上記の通り、アメリカにおいては、SART の活動が盛んである。<sup>59</sup>

SART の活動は、あくまでも任意の団体による活動とは位置づけられるものの、警察や司法機関を始め、各関係機関と連携を取りながら性犯罪被害者のケアのための啓発活動を行っており、警察への教育も一つの課題としてなされている。例えばサンディエゴ警察においては、警察と病院が、この SART 活動を推進し、警察が付き添って病院に行くということもあるようである。<sup>60</sup>

### 3. 性犯罪の捜査について

1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

供述の必要性については、起訴の要件となるかというレベルにはなるが、レイプ・シールド法により一定の緩和はされている(詳細は上記レイプ・シールド法の説明を参照されたい)。捜査機関における事情聴取、犯行再現検証等における工夫等については、例えばシアトル市警察が被害者支援部門を設け、事情聴取への立会い等をしているようである。

その他、事情聴取時等に救済センターの相談員に立ち会ってもらって相談することが出来ないわけではない。<sup>61</sup>

2) 不起訴となった被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか。

開示されることについての文献は見当たらなかった。例えば、ニューヨーク州では、不起訴となった事

<sup>56</sup> <https://archive.ahrq.gov/research/victsexual/victsex3.htm>

<sup>57</sup> <http://www.independent.co.uk/news/us-women-pay-1000-dollars-after-rape-medical-treatment-insurance-providers-study-a7696871.html>

<sup>58</sup> 「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究」(太田玲子、姫田卓郎)法務総合研究所 2008 年 3 月

<sup>59</sup> <https://ovc.ncjrs.gov/sartkit/develop/build-decide-b.html>

<sup>60</sup> <https://www.sandiego.gov/police/services/units/sexcrimes/resources>

<sup>61</sup> <https://rainn.org/articles/communicating-law-enforcement>

件記録は封印されることになる。開示されないのが原則のようである。

#### 4. その他

##### 1) その他のレイプ罪を定める連邦法令

なお、連邦法レベルでレイプに関して定めているものとして、例えば、10 U.S. Code Chapter 47 (Uniform Code of Military Justice) 第 920 条において、軍に所属する者がレイプ等を行った場合の規定がある。

これについては、行為自体も広く体の一部を膣や肛門等に挿入することとし、男性と女性、夫婦かどうかを分けて考えていない。<sup>62</sup>さらに、欺罔による性交や、意思能力の低下に乗じた性交といった不同意性交についてもレイプ同様の位置づけとしている。同意を明言しない限り、抵抗の有無等は関係がないとしている。

##### 2) ミーガン法、ジェシカ法、国際ミーガン法

性犯罪者の情報公開を要求するいわゆるミーガン法は、1996年に制定された Jacob Wetterling Act の一部の法である。Jacob Wetterling Act においては、性犯罪者の住所等の登録を許容しているに過ぎないし、その登録及び使用は各地の法執行機関のためのものである。

歴史的には、1994年、ニュージャージー州において、ミーガン事件<sup>63</sup>という性犯罪者による幼児殺人事件という痛ましい事件が起こり、同年以降、ニュージャージー州をはじめ、各州において、情報公開の要件や手続を定めるミーガン法が出来上がったのであり、現に各ウェブサイトにおいて公開されている。<sup>64</sup>

2005年、フロリダにおいてミーガン事件と同様の事件が起こったことを受け、ジェシカ法が制定され、他の州においても同様の法律が成立した。この法律は、幼児に対する性犯罪者を電子的に追跡することを認めるものである。

2016年2月、オバマ政権下、国際ミーガン法(International Megan's Law to Prevent Demand for Child Sex Tracking and Other Sexual Crimes Through Advanced Notification of Traveling Sex Offenders)が成立した。この法律により、未成年者に対する性犯罪の前科がある者は、パスポート上に明示されることになった。ただし、この法律については憲法上の権利侵害であるとして違憲性が争われている。<sup>65</sup>

##### 3) 裁判における特別な取り扱い(ミシガン州の場合)

ミシガン州においては、裁判所は性犯罪の訴追において、弁護人、被害者、または行為者の請求に基づいて、行為者及び被害者の氏名、訴追されている事実の詳細を罪状認否、控訴棄却またはその他の最終判断のいずれかが行われるまでの間、公開禁止を命じることが出来る。

また、有罪を受けた性犯罪者(未遂を含む)はDNA鑑定のため、血液及び唾液のサンプルを提供しなければならない。

ミシガン州はフェミニストの運動等を受けて、性犯罪を厳罰化したものであるが、改正後の調査においては、第1級性犯罪の有罪の割合が上昇したばかりでなく、警察への通報、起訴、有罪判決が総数として増加したようである。<sup>66,67</sup>

##### 4) 公訴時効の撤廃

ニューヨーク州においては、第1級レイプ罪等の一部の重罪については公訴時効が撤廃されている。

カリフォルニア州においては、2016年、レイプの公訴時効が撤廃されているほか、ニュージャージー州においても同様の扱いがされている。

---

<sup>62</sup> <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/10/920>

<sup>63</sup> ミーガン・カンカという幼児が性犯罪の前科を持つ近隣住民に殺害され、埋められたという事件。

<sup>64</sup> <https://www.nsopw.gov/?AspxAutoDetectCookieSupport=1>

<sup>65</sup> 「我が国の犯罪情勢とミーガン法の導入可能性について」中山誠(注が中途半端です)

<sup>66</sup> Jeanne Marsh, Alison Geist and Narban Caplan, *Rape and the Limits of Law Reform* (1982)

<sup>67</sup> Julie Horney and Cassia Spohn, *Rape Law Reform and Instrumental Change in Six Urban Jurisdictions* (1991)

## IV. カナダ

### 1. 性犯罪の構成要件について

1) レイプの成立の要件は。暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているのか。

#### ア レイプの成立要件

カナダは、10の州と3つの準州からなる連邦国家であるが、カナダでは、連邦刑事法典(Criminal Code、以下「刑法」という。)がすべての州に適用される。

刑法には、「レイプ罪」というレイプだけを処罰の対象とする特定の条項はなく、レイプは、「性的暴行(Sexual assault)罪」として処罰される。

レイプに限らずあらゆる種類の被害者の同意のない性的行為が「Sexual assault(性的暴行)」により処罰されるが、加害者の暴力等の程度に対応して、「Sexual assault(性的暴行)」はさらに以下の3段階に区分される<sup>68</sup>。

- 性的暴行(レベル1)(第271条)  
：被害者の性的健全性を侵害する性的性質を有する暴行。軽微の身体的傷害を伴うか、身体的傷害を伴わない性的暴行がこれにあたりと解されている<sup>69</sup>。
- 性的暴行(レベル2)(第272条)  
：武器を用いた性的暴行、第三者への脅迫を用いた性的暴行、身体的傷害を伴う性的暴行。
- 性的暴行(レベル3)(第273条)  
：被害者に、重度の傷害を与え、外見を損傷し、又は生命の危険に晒すような性的暴行。

刑法の中で「性的暴行(Sexual assault)」は明確に定義されていないが、カナダ最高裁判所は、「性的暴行(Sexual assault)」を、客観的に見て、被害者の性的健全性が侵害されるような性的性質を有する暴行であると解釈している<sup>70</sup>。

レイプは、加害者の暴力の程度によって、レベル1ないしレベル3の性的暴行のいずれにも該当すると解されている<sup>71</sup>。

#### 性的暴行(刑法第271条)

「性的暴行を犯した者は、(a)正式起訴で訴追される犯罪により有罪とされ、1年以上10年以下の懲役、または、被害者が16歳以下の場合には1年以上14年以下の懲役に処せられるか、(b)略式裁判により処罰される犯罪により有罪とされ、6ヶ月以上18か月以下の拘禁刑、または、被害者が16歳以下の場合には6か月以上2年未満の拘禁刑に処する。」

#### 武器、第三者への脅迫又は身体的傷害を伴う性的暴行(刑法第272条)

<sup>68</sup> “Self-reported sexual assault in Canada, 2014” by Shana Conroy and Adam Cotter  
<https://www.statcan.gc.ca/pub/85-002-x/2017001/article/14842-eng.htm>

<sup>69</sup> Department of Justice “An Estimation of the Economic Impact of Violent Victimization in Canada, 2009 Sexual Assault and Other Sexual Offences”  
[http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/victim/rr14\\_01/p10.html](http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/victim/rr14_01/p10.html)

<sup>70</sup> “Self-reported sexual assault in Canada, 2014” by Shana Conroy and Adam Cotter  
<https://www.statcan.gc.ca/pub/85-002-x/2017001/article/14842-eng.htm>

<sup>71</sup> Department of Justice “An Estimation of the Economic Impact of Violent Victimization in Canada, 2009 Sexual Assault and Other Sexual Offences”  
[http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/victim/rr14\\_01/p10.html](http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/victim/rr14_01/p10.html)

「性的暴行を犯す際に、(a) 武器又はその模造品を携帯し、使用し又は使用する旨脅迫する者、(b)被害者以外の者に身体的傷害を与える旨脅迫する者、(c)被害者に身体的傷害を生じさせる者、又は(d)他者と共にその犯行の当事者である者は、本条が適用される。」

#### 加重性的暴行(刑法第 273 条)

「性的暴行を犯す際に、重傷、障害、若しくは、外見を損なう傷害を惹起し、又は、被害者の生命の危険をもたらした者は、加重性的暴行を犯している」

#### イ 暴行・脅迫等の要件が課されているか

上記のとおり、レイプは「性的暴行(Sexual assault)」として処罰され、手段としての暴行・脅迫の要件は必ずしも必要ではない。暴行・脅迫を伴う場合は、その暴行の程度等により、レベル 2(刑法第 272 条。武器を用いた性的暴行、第三者への脅迫を用いた性的暴行、身体的傷害を伴う性的暴行。)やレベル 3(刑法第 273 条。被害者に、重度の傷害を与え、外見を損傷し、又は生命の危険を生じさせる性的暴行)のより重い性的暴行罪が適用されうる。

#### ウ 意に反する性行為が全て刑事罰の対象とされているか

上記のとおり、被害者の同意のない性行為は全て「性的暴行(Sexual assault)」(加害者の暴力の程度に応じて刑法第 271 条～第 273 条により処罰される。)となる。

被害者の同意については、刑法第 273.1 条にその定義が定められている。刑法第 273.1 条第 1 項は、「同意」を、問題となっている性的行為を行うことについての被害者の自発的な合意(“voluntary agreement of the complainant to engage in the sexual activity in question”)と定義している。さらに、刑法第 273.1 条第 2 項は、以下のとおり、同意があるとは認められない場合を明示している。なお、the complaint は以下「被害者」と訳す。

- (a) 合意が、被害者以外の者の言葉又は行為によって示される場合
- (b) 被害者がその行為に同意することができない場合
- (c) 被告人が、信頼、権力又は権限のある地位を乱用して、被害者にその行為を行うよう勧めた場合
- (d) 被害者が、言葉や行為により、その行為を行うことについての合意の欠如を示した場合
- (e) 性的行為を行うことに同意した被害者が、言葉や行為によって、その行為を引き続き行うことについての同意がないことを示した場合

#### 同意の意義(刑法第 273.1 条)

(1)第 2 項及び第 265 条第 3 項に従い、同意とは、第 271 条、第 272 条及び第 273 条においては、問題となっている性的行為を行うことについての被害者の自発的な合意を意味する。  
(2)第 271 条、第 272 条及び第 273 条において、(a)合意が、被害者以外の者の言葉又は行為によって示される場合、(b)被害者がその行為に同意することができない場合、(c)被告人が、信頼、権力又は権限のある地位を乱用して、被害者にその行為を行うよう勧めた場合、(d)被害者が、言葉や行為により、その行為を行うことについての合意の欠如を示した場合、又は(e)性的行為を行うことに同意した被害者が、言葉や行為によって、その行為を引き続き行うことについての同意がないことを示した場合には、同意は認められない。

さらに、第 273.2 項は、性的行為について同意があったと信じたことによる被告人の抗弁の範囲を制限している。すなわち、同意があったと信じたことが、自らの原因で陥った酩酊状態又は不注意若しくは意図的な看過から生じた場合や、その時被告人に知られている状況の下で被告人が、被害者が同意しているかどうかを確かめるための合理的な措置を講じなかった場合には、性的行為についての同意があったと信じたことによる被告人の抗弁は認められない。

#### 同意があったと信じたことが抗弁とならない場合(刑法第 273.2 条)

被告人が被害者がその犯罪の主要部分を構成するその行為に同意していたと信じたことは、(a)(i)自らの原因で陥った酩酊状態、若しくは(ii)不注意若しくは故意の看過、が原因で信じた場合、

又は(b)被告人が、被害者が同意しているかどうかを確かめるための、その時被告人に知られている状況の下で合理的な措置を講じなかった場合第 271 条、第 272 条又は第 273 条の犯罪に対する抗弁とはならない。

なお、2017 年 6 月 6 日に、Ministry of Justice（司法省）及び Attorney General of Canada（カナダ連邦検事局）によって、上記の刑法第 273.1 条及び第 273.2 条に関する改正法案(Bill C-51)が提出されており、この法案が議会を通れば、改正される予定である<sup>72</sup>。この改正案は、刑法第 273.1 条において意識のない人(unconscious person)は同意することができないことを明確にし、刑法第 273.2 条において、同意があったと誤って信じたことによる抗弁は、法律の錯誤に基づくものである場合(例えば、被害者が抵抗又は抗議しなかったことが被害者の同意を意味すると信じた場合)には、適用されないことを明確にするものであり、これまで最高裁判所で認められてきた解釈を明文化するもの、とのことである<sup>73</sup>。

#### エ 男性も対象とされているか

1983 年の刑法改正により、レイプ罪に代わり、「性的暴行(Sexual assault)罪」が定められ、これにより男性も Sexual assault の被害者となりうる事が条文上明確化された<sup>74</sup>。

#### オ 立証責任はどのように分担されているのか

検察官(Crown attorney)が、被害者の「合意がなかったこと」を含め、構成要件すべてを合理的な疑いの余地なく(beyond a reasonable doubt)立証しなければならない。

例えば、Canadian Judicial Council（連邦司法評議会）の Model Jury Instructions（模範陪審員説示集）<sup>75</sup>によれば、刑法第 271 条に規定されるレベル 1 の性的暴行(Sexual assault)について被告人を有罪とするためには、①被告人が被害者に対して有形力(force)を行使したこと、②被告人が故意に有形力を行使したこと、③被害者が被告人による有形力の行使に同意していないこと、④被告人が行使した有形力の行使に被害者が同意していないことを被告人が知っていたこと、⑤被告人による有形力の行使が性的性質を有する状況のなかでなされたこと、のすべてについて、検察官(Crown attorney)が、合理的な疑いの余地なく(beyond a reasonable doubt)立証した場合に有罪となること、すべてを立証しない限り無罪になること、を陪審員に指示するものとされている。なお、有形力(force)の行使とは、他人への身体的接触をいい、そっと触れること(gentle touching)をも含むとし、接触は、直接的(例えば、手や体の一部を使って他人に触れること)でも、間接的(例えば、物を使って他人に触れること)でもよいと解されている。

さらに、③被害者が被告人による有形力の行使に同意していないことに関して、以下のように陪審員に指示するものとしている。

「同意とは、問題となっている性的行為を行うことについての被害者の自発的な合意である。被害者の観点からこれを検討しなければならない。証拠上必要であれば、『たとえ被害者が服従し、又は抵抗しなかったとしても、それは、必ずしも被告人の行為について被害者が自発的に同意していたことを意味しない』ことを追加する。同意があったかどうかを検討するにあたっては、被告人の被害者への身体的接触をとりまく状況を含むすべての証拠を考慮する。被告人又は被害者によるあらゆる言葉やジェスチャー、被害者のその時点の心理状態を示すあらゆる兆候を検討する。身体的接触が起こることについて、有形力の行使、脅し、恐れ、欺罔、権限の乱用によらない、被害者による自発的な合意が必要である。」

<sup>72</sup> 2018 年 5 月現在の確認情報。

<sup>73</sup> Department of Justice “Bill C-51, An Act to amend the Criminal Code and the Department of Justice Act and to make consequential amendments to another Act”

<http://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/pl/cuol-mgnl/c51.html>

<sup>74</sup> “Sexual Assault in Canada” by Shannon Brennan and Andrea Taylor-Butts, Canadian Centre for Justice Statistics, Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/pub/85f0033m/85f0033m2008019-eng.htm>

<sup>75</sup> Canadian Judicial Council “Model Jury Instructions Offence 271: Sexual Assault”

<https://www.nji-inm.ca/index.cfm/publications/model-jury-instructions/offences/sexual-offences/offence-271-sexual-assault/>

また、④被告人が行使した有形力の行使に被害者が同意していないことを被告人が知っていたことに関しては、以下のように裁判官が陪審員に説示するものとしている。

「被告人が被害者の同意がないことを知っていたことを立証するためには、検察官は以下のいずれかを立証しなければならない。

1. 被告人が、被害者の同意がないことを実際に知っていた、
2. 被告人が、被害者が同意していないというリスクがあったことを知りつつ、そのリスクに直面しながらも、進めた
3. 被告人が、被害者が同意していないという兆候(indication)に気が付きつつも、真実を知りたくないがために、意図的にそれを無視した」

また、被告人が、被害者の合意があると信じたという抗弁を主張した場合には、被告人が被害者の合意があると信じたことを合理的な疑いの余地なく立証するのではなく、検察側が、被告人がそのように信じていなかったことを合理的な疑いの余地なく立証しなければならない、とされている。

## 2) 未成年者・子どもに対する対応

- ・性交同意年齢
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

### ア 性交同意年齢<sup>76</sup>

カナダにおける性的行為への同意年齢は、原則として16歳である(2008年の法改正で原則14歳から現行の16歳に引き上げられた。)(刑法第150.1条第1項)。ただし、一定の場合には(例えば、信頼(trust)、権限(authority)又は依存(dependency)の関係がある場合には)、同意年齢は18歳に引き上げられる(刑法第153条の性的搾取罪(Sexual exploitation)が成立する。後述)。また、パートナーとの年齢が近い場合、以下のような例外規定がある。

#### i)年齢が近い場合の例外規定

12歳又は13歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が2歳未満で、信頼、権限又は依存の関係がなく、又は、他の若者の搾取の関係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第2項)。つまり、パートナーが12歳又は13歳より2歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

また、14歳又は15歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が5歳未満で、信頼、権限又は依存の関係がなく、又は、他の若者の搾取の関係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第2.1項)。つまり、パートナーが14歳又は15歳より5歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

#### ii)性的搾取(Sexual exploitation)罪(刑法第153条)

被害者が16歳以上18歳未満で、以下のような関係が認められる場合には、被害者の同意の有無にかかわらず、被害者の身体への接触は、性的搾取(Sexual exploitation)罪(刑法第153条)となる。

- 性的行為のパートナーが、信頼(trust)や権限(authority)のある立場にある場合。例えば、教師やコーチなど。
- その若者がパートナーに依存(dependent)している場合。例えば、ケア(care)やサポート(support)。
- その若者と性的行為のパートナーとの関係が、搾取的(exploitative)である場合。

裁判所は、その関係が若者を搾取しているかどうかを検討するにあたって、以下の事情を考慮する(刑法第153条第1.2項)。

#### (a) 若者の年齢

<sup>76</sup> Department of Justice “Age of Consent to Sexual Activity”  
<http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/other-autre/clp/faq.html>

- (b) 若者とそのパートナーの年齢差
- (c) どのように関係が形成されたか(例えば、短期間に、秘密に、インターネットで、等)
- (d) そのパートナーがその若者に対して、支配又は影響を有しているか。

#### イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

性的暴行罪(刑法第 271 条～第 273 条)は、犯罪が 16 歳未満の者に対して行われた場合の法定刑を別途定めており、刑が加重されている。例えば 271 条の性的暴行罪は、正式起訴犯罪(indictable offence)として処罰される場合は、法定刑の上限が 10 年から 14 年に引き上げられており、略式判決で処罰される場合は法定刑の上限が 18 か月から 2 年 1 日に引き上げられている。

また、以下の通り、未成年の被害者を対象とした特別の条文も設けられている。

- 性的目的接触(Sexual interference)(刑法第 151 条)

#### 性的目的接触(刑法第 151 条)

16 歳未満の者の身体の一部を、性的目的を持って、直接的又は間接的に、身体の一部又は物で、触った者は、(a)正式起訴犯罪として処罰される場合は、1 年以上 14 年以下の拘禁刑、(b)略式判決で処罰される場合は 90 日以上、2 年 1 日以下の拘禁刑に処する。

- 性的接触の誘導(Invitation to sexual touching)(刑法第 152 条)

#### 性的接触の誘導(刑法第 152 条)

性的目的で、16 歳未満の者に、直接的又は間接的に、身体の一部又は物を使って、他人の身体(誘い、助言し又はそそのかした者自身の身体及びその 16 歳未満の者の身体を含む)を触るよう、誘い、助言し又はそそのかした者は、(a)正式起訴犯罪として処罰される場合は、1 年以上 14 年以下の拘禁刑、又は、(b)略式判決で処罰される場合は 90 日以上、2 年 1 日以下の拘禁刑に処する。

- 性的搾取(Sexual exploitation)(刑法第 153 条)

#### 性的搾取(刑法第 153 条)

(1)若者に対して信頼や権限のある立場にある者、若者がその者と依存の関係にある者、若者との関係が若者を搾取する関係である者が、(a)性的な目的で、直接的又は間接的に、身体の一部または物で、若者の身体の一部を触った場合、(b)性的目的で、直接的又は間接的に、身体の一部又は物を使って、他人の身体(誘い、助言し又はそそのかした者自身の身体及びその若者の身体を含む)を触るよう、誘い、助言し又はそそのかした者は、罪を犯している。

(1.1) 第 1 項の罪を犯した者は、(a)正式起訴犯罪として処罰される場合は、1 年以上 14 年以下の拘禁刑、又は、(b)略式判決で処罰される場合は 90 日以上、2 年 1 日以下の拘禁刑に処する。

(略)

(2)本条において、若者とは、16 歳以上 18 歳未満の者をいう。

#### ウ 監護者・親権者等による性的行為について同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

前述のとおり、被害者が 16 歳以上 18 歳未満の場合、被害者に対して信頼や権限のある立場にある場合、被害者が依存している場合、被害者との関係が搾取的である場合には、同意の有無を問わず、性的搾取(Sexual exploitation)(刑法第 153 条)となる。したがって、監護者・親権者等による、16 歳以上 18 歳未満の者に対する性的な接触(性交に限らない)は、同意の有無を問わず、性的搾取(Sexual exploitation)(刑法第 153 条)として処罰の対象となる。

また、前述のとおり、カナダにおける性交同意年齢は 16 歳であり、年齢が近い場合の例外規定が存在するが、その例外規定も、信頼、権限又は依存の関係がある場合には適用されない。すなわち、信頼、権限又は依存の関係があれば、パートナーとの年の差にかかわらず、16 歳未満の者に対する性的接触は、性的干渉(Sexual interference)(刑法第 151 条)や性的暴行(Sexual Assault)(刑法第 271 条～第 273 条)にあたる。

また、被害者の年齢にかかわらず、性的暴行(Sexual Assault)(刑法第 271 条～第 273 条)における「同意」の有無に関し、刑法第 273.1 条第 2 項は、被告人が、被害者に、信頼、権力又は権限の地位を乱用してその行為を行うよう勧めた場合には、被害者の同意があるとは認められない旨規定している。

また、刑法第 155 条は近親姦を罰しており、知りながら血縁による親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫と性交をしたものは、14 年以下(相手が 16 歳未満である場合には、最低 5 年以上)の拘禁刑に処せられる。

### 3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

上記のとおり、レイプは性的暴行(Sexual assault)として処罰され(暴行の程度によって、刑法第 271 条～第 273 条)、レイプのみを処罰対象とする特定の条文があるわけではない。被害者の同意のない性行為は、性的暴行(Sexual assault)として処罰される。性的暴行(Sexual assault)の定義は広範で、レイプだけでなく、被害者の同意なく行われた性的性質を有する接触は、性的暴行(Sexual assault)の対象となりうる。

セクシュアル・ハラスメントを性犯罪として処罰対象とする特定の条文はないが、仮にセクシュアル・ハラスメントが、身体的接触を伴うものであれば、性的暴行(Sexual assault)として処罰されうると考えられる(身体への傷害がない又は傷害が軽微であれば、刑法第 271 条のレベル 1 の性的暴行)。

ポルノ等への出演を強要する行為を構成要件とする条文はない(なお、児童ポルノの作成、流通、所持又はアクセス等は処罰の対象となる(刑法第 163.1 条))。

### 4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者は立証するのか

立証責任については、上記 1 オで記載したとおり、検察官が、同意がなかったことを含めすべての構成要件要素を立証する。

## 2. 性暴力への緊急対応について

### 1) 公費の性暴力被害者救援センターがあるか。その概要

オンタリオ州では、Sexual Assault Centre/Rape Crisis Centre<sup>77</sup>が、公費の援助を受けて、性的暴行の被害者等を対象に、無料で、24 時間体制の電話相談、警察・裁判所・病院等への同伴、個別又は集団でのカウンセリングを提供している<sup>78</sup>。

### 2) 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関があるか。すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。男性も対象としているか

<sup>77</sup> Ontario Coalition Of Rape Crisis Centre のホームページでは、オンタリオ州内の 33 のセンターが紹介されている。

<http://www.sexualassaultsupport.ca/support>

警視庁犯罪被害者施策「平成 23 年度カナダ海外調査(性犯罪被害者支援関係)」

(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h23-1/pdf/canada.pdf>)によれば、平成 23 年 8 月時点でオンタリオ州内に州政府が出資する 41 のセンターが存在したとのことである。

<sup>78</sup> 提供しているサービスの内容については、Ontario Coalition Of Rape Crisis Centre のホームページ参照

<http://www.sexualassaultsupport.ca/support>



#### ア 性暴力被害者に対する救済センターとしての機能を果たす医療機関の有無

オンタリオ州では、オンタリオ州内の 35 の病院に設置されている Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centre において、24 時間体制で、性犯罪被害者に対して、無料で、緊急の医療ケアを提供している。

イ すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)

オンタリオ州にある Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centre では、無料で、以下の医療ケアを提供している<sup>79</sup>。

- 危機的介入/メンタル面でのサポート
- 暴行の文書化
- 傷害の評価と文書化(写真を含む)
- 淋病、クラミジア、HIV、B 型肝炎を含む性感染症(STI)の検査と治療
- 緊急避妊薬オプション(例:「the morning after pill」)
- 法医学的証拠収集
- リスクアセスメントと安全計画
- 追加サポートのために地域機関への紹介

さらに、多くのセンターでは、フォローアップを担当する看護師が、センターで診察されてから数日後に被害者に電話又は面会して、必要に応じて以下のケアを行っている。

- メンタル上の又は身体的な健康状態のチェック
- 被害者の質問への回答
- 安全性の再評価、安全計画の再検討
- 前回の診察以降、より顕著になった傷害の文書化(写真化)
- 被害者の苦痛の再評価
- 検査結果の通知、必要に応じて検査の再実施
- HIV 感染後のエイズ発症予防(HIV Post-Exposure Prophylaxis)のフォローアップ
- 他のコミュニティ機関のサービスへのアクセスを援助

上記に加え、性犯罪の被害者は、無料でカウンセリングを受けることができる。

なお、Ontario Network of Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centres のホームページには、特に期間や回数の制限について記載されていなかったが、警視庁犯罪被害者施策「平成 23 年度カナダ海外調査(性犯罪被害者支援関係)」<sup>80</sup>によれば、このオンタリオ州のプログラムの一環としてオタワ病院で提供されるプログラム(The Ottawa Hospital Sexual Assault and Partner Abuse Care Program)では、性的暴行が起こってから 2 週間以内の被害者に対してケアが提供されるとのことであり、また、1 年間に最高 8 回まで精神的・治療的サポートを行う、との記載がある。

なお、Ontario Network of Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centres のホームページには、被害者の承諾なく警察に連絡することはないこと、被害者のどのような決断もサポートすること、もし望むのであれば警察への申告について援助すること、が記載されており、これらのサービスを受けるために警察に被害申告等をする必要とされていない。

<sup>79</sup> Ontario Network of Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centres のホームページ

<https://www.sadvtreatmentcentres.ca/>

<sup>80</sup> <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h23-1/pdf/canada.pdf>

### ウ 男性も対象としているか

上記のサービスは男性も対象としている<sup>81</sup>。

3) 警察において、性暴力の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか

例えば、オンタリオ州オタワ市の警察では、Victim Crisis Unit と呼ばれる部門が、被害者に対して専門的な支援と危機カウンセリングを提供しており、被害報告から短時間の間に被害者にコンタクトし、被害者がオタワで提供されている数多くのリソースやプログラムにアクセスできるように支援している<sup>82</sup>。

同警察のホームページによれば<sup>83</sup>、被害者が Sexual Assault (性的暴行)を警察に申告した後の流れは、以下のとおりである。

「Victim Crisis Unit が、あなたに連絡して、ニーズを特定し、サポートとリソースがあなたのために確保されていることを確認します。ほとんどの場合は、最初に対応した者(通常は巡査)が初期の報告書を完成させるために、性的暴行についての簡単な聞き取りをします。性的暴行の捜査についての訓練を受けた調査官が、より詳細なインタビューを行うためにあなたと連絡を取ります。性的暴行の性質に応じて、巡査はあなたに病院に行って傷害を治療し、性的暴行の証拠採取キット(Sexual Assault Evidence Kit(SAEK))による証拠採取を完了させるよう求めるかもしれません。このキットの目的は、潜在的な法医学的証拠を収集することです。医療を受けないことを選択した場合も、被害届の提出は可能です。犯罪捜査を進めるかどうかは、あなたの決定次第です。」

もし病院で SAEK を行うことにした場合、SAEK は、前述の Sexual Assault Treatment Centre において最大で 1 年間保管されるので、被害者の判断ですぐに警察に送ることも可能であるし、被害者が決断するまでその間病院で保管しておくことも可能である<sup>84</sup>。なお、SAEK は、警察の関与の有無にかかわらず、Sexual Assault Treatment Centre で受けることができる<sup>85</sup>。

また、警察庁犯罪被害者施策「平成 23 年度カナダ海外調査(性犯罪被害者支援関係)」<sup>86</sup>によれば、「性的暴行捜査官は、性的暴行が過去 72 時間以内に起こったならば、直ちに医学的処置又は科学的捜査のための検査を受けるように勧める。被害者には、オタワ病院市民キャンパスの性的暴行・パートナー虐待ケアプログラムにおいて行われる証拠採取や医学的処置の内容について情報を提供し、本人の同意を得て、オタワ病院市民キャンパスへの搬送を手配する。検査後に、病院スタッフから性的暴行証拠キットと被害者の衣類を受け取る。事件から 72 時間以上経っているが 2 週間以内であればオタワ性的暴行・パートナー虐待ケアプログラムを通じて医療を受けるよう助言する。事件発生から 2 週間以上経過していれば、自分の掛かり付け医を通して医療を受けるよう勧める。その後、適切なコミュニティーサービス機関やオタワ警察の被害者救援ユニットに被害者をつなぐ」とのことである。

以上のとおり、オンタリオ州オタワ市では、警察と Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centres の間で連携し、(警視庁犯罪被害者施策「平成 23 年度カナダ海外調査(性犯罪被害者支援関係)」の記載によれば少なくとも犯罪発生から 2 週間以内であれば)無料でピル等の処方、DNA 検査、レイプドラックに関する検査が行える体制が整備されていると考えられる。

<sup>81</sup> Ontario Network of Sexual Assault/Domestic Violence Treatment Centres のホームページ

<https://www.sadvtreatmentcentres.ca/faqs.html>

<sup>82</sup> Ottawa Police Service のホームページ参照。

<https://www.ottawapolice.ca/en/safety-and-crime-prevention/Sexual-Assault-Survivor-Guide-Resources.asp#VCU>

<sup>83</sup> Ottawa Police Service のホームページ参照。

<https://www.ottawapolice.ca/en/safety-and-crime-prevention/Sexual-Assault-Survivor-Guide.asp#afterreport>

<sup>84</sup> Ottawa Police Service のホームページ参照

<https://www.ottawapolice.ca/en/safety-and-crime-prevention/Sexual-Assault-Survivor-Guide.asp#afterreport>

<sup>85</sup> The Ottawa Hospital Sexual Assault and Partner Abuse Care Program のホームページ

<https://www.ottawahospital.on.ca/en/clinical-services/deptprgms/programs/sexual-assault-and-partner-abuse-care-program/>

<sup>86</sup> <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h23-1/pdf/canada.pdf>

### 3. 性犯罪の捜査について

#### 1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

オンタリオ州においては、犯罪被害者に関する基本法として、1995年に犯罪被害者の尊重に関する法律—被害者の権利章典(An Act Respecting Victims of Crime—Victims’ Bill of Rights)が制定され、1996年6月から施行されている。同法第2条第1項第5号には、性的暴行の被害者については、同性の警察官等から聴取される機会を与えられることが規定されている。

また、例えばオンタリオ州オタワの警察では、オタワ市でおこった性的暴行は、Sexual Assault and Child Abuse Unitと呼ばれる、性的暴行の捜査に特有のトレーニングを受けた捜査官のいる部門が捜査を行うこととされている<sup>87</sup>。

また、警視庁犯罪被害者施策「平成23年度カナダ海外調査(性犯罪被害者支援関係)」<sup>88</sup>によれば、オタワ警察では、被害者の供述は被害者を落ち着かせられるように設計された警察署のソフトインタビュールームで聞き取ることとされているとのことである。

また、オタワ市の性的暴行プロトコール(2006年1月)<sup>89</sup>28頁には、被害者の事情聴取にあたっての配慮として、捜査の完全性に影響しないかぎり、被害者が希望した場合は、事情聴取の間、付添人の出席を認めるべきとの記載がある。

#### 2) 不起訴となった被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか。

連邦レベルの法律であるカナダ被害者権利章典(Canadian Victims Bill of Rights)によれば、すべての被害者は、請求により、犯罪の捜査の状況及び結果についての情報を知る権利を有する。これについては、起訴されていない又は有罪判決を受けていない犯罪の被害者についても情報を得る権利があると解されている<sup>90</sup>。

例えば、オンタリオ州オタワ市の警察が提供している「Sexual Assault Survivor Guide」では、もし加害者が起訴されなかった場合、「調査官はあなたにこの決定がなされた理由とあなたに利用可能な他の選択肢を説明することができます」と記載されている。

これ以上、詳しく述べたものが見当たらなかったため、具体的にどの程度捜査関係資料が開示されるかは不明である。

### 4. その他参考情報

#### 1) レイプ・シールド法(Rape Shield Law)

刑法第276条第(1)項は、被害者の同意の立証や被害者の供述の信用性を否定するために、被害者の過去の性的行為を証拠として用いることはできない旨規定している。同条第(2)項は、性的行為の特定の例であること、裁判での争点に関連していること、及び重要な証拠的価値を有しており、司法の適切な運営に対する偏見の危険がそれを著しく凌ぐものではないこと、を裁判官が認めない限り、被害者による訴追対象となっている性的行為以外の性的行為の証拠は認められない旨規定している。

また、過去の性的行為を証拠として認めるかどうかを裁判官が検討するにあたっては、インカメラ審問、審問に被害者の出頭は強制できないこと、その証拠の申請に関する情報を公表することの禁止、被害者のプライバシーに配慮した規定等が定められており、これらの規定も含め、レイプ・シールド法と呼ばれる<sup>91</sup>。

<sup>87</sup> Ottawa Police Service のホームページ参照。

<https://www.ottawapolice.ca/en/safety-and-crime-prevention/Sexual-Assault-Survivor-Guide.asp#afterreport>

<sup>88</sup> <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h23-1/pdf/canada.pdf>

<sup>89</sup> [https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h23-1/pdf/protocol\\_p18-67.pdf](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h23-1/pdf/protocol_p18-67.pdf)

<sup>90</sup> National Office for Victim “Victims of Crime - Staying Informed”

<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/vctms-crm-styng-nfrmd/index-en.aspx>

<sup>91</sup> Department of Justice “A Definition of Consent to Sexual Activity”

<http://www.justice.gc.ca/eng/cj-jp/victims-victimes/def.html>

なお、2017年6月6日に、Ministry of Justice（司法省）及び Attorney General of Canada（カナダ連邦検事局）によって提出された改正法案(Bill C-51)が議会を通れば、刑法第276条に関して、過去の性的行為の証拠には、性的目的でなされたコミュニケーションやその内容が性的性質を有するコミュニケーション(例えば、テキストメッセージ、Eメール、ビデオ録画等)が、含まれることが明記されることである<sup>92</sup>。

## 2) 禁止命令

16歳未満の者に対する性的犯罪を行ったことで有罪判決を受ける者に対して、その判決に加え、裁判所は、公園等の16歳未満の者が出入りする場所や被害者宅等の特定の場所の近辺(2キロメートル以内等)に立ち入ることを禁じたり、16歳未満の者に対して信頼又は権限( trust or authority)のある立場にある職務につくことを禁じたり、16歳未満の者と接触をとること(いかなる種類の手段によるコミュニケーションをも含む)を禁じたり、裁判所の設定した条件に従う場合を除きインターネットその他のデジタルネットワークの使用を禁じることができる(刑法第161条第(1)項)。その裁判所命令に従わなかった場合には、(a)正式起訴犯罪(indictable offence)として処罰される場合は、4年以下の拘禁刑、又は、(b)略式判決で処罰される場合は18か月以下の拘禁刑に処せられる(刑法第161条第(4)項)。

## 3) 上記1で挙げた犯罪以外で、子どもに関連する犯罪

### • 肛門性交 (Anal intercourse)(刑法第159条)

刑法第159条は、肛門性交をした者を10年以下の拘禁刑に処する旨規定するが、同条第(2)項により、それが夫婦間で又は18歳以上の者の間で、同意の下、プライベートになされた肛門性交の場合は罰せられない。すなわち、18歳未満の者との間でなされた肛門性交は、プライベートでなされたか否かや同意の有無にかかわらず、罰せられる。

### • 獣姦(Bestiality) (刑法第160条)

刑法第160条第1項は獣姦を罰しているが(正式起訴犯罪として10年以下の拘禁刑又は略式判決)、獣姦を16歳未満の者の面前で行った場合や16歳未満の者に獣姦を行うよう唆した者は、(a)正式起訴犯罪(indictable offence)として処罰される場合は、1年以上14年以下の拘禁刑、又は、(b)略式判決で処罰される場合は6か月以上、2年1日以下の拘禁刑に処せられる。

### • 児童ポルノの作成、配布、所持、アクセス等罪(刑法第163.1条)

### • 親又は保護者による性的行為のあっせん (Parent or guardian procuring sexual activity)(刑法第170条)

---

(原文抜粋)

“Sections 276 to 276.5 of the *Criminal Code* govern the admission of evidence regarding a sexual assault complainant's other sexual activity. The *Code* makes it clear that evidence that a complainant has engaged in sexual activity is not admissible to suggest that the victim was more likely to have consented to the sexual activity which is the subject matter of the charge or that he/she is less worthy of belief. The provisions restrict the admissibility of evidence to specific instances of sexual activity, relevant to an issue at trial and to evidence which has "significant probative value which is not substantially outweighed by the danger of prejudice to the administration of justice". The judge is required to consider a range of factors set out in the *Code* in making this determination. The *Code* also sets out the procedure to be followed and includes provisions to safeguard the victim's privacy including provisions for an *in camera*(closed) hearing, non-compellability of the victim and a publication ban on the proceedings. These provisions are sometimes referred to as the "rape shield" laws.”

<sup>92</sup> “Charter Statement - Bill C-51: An Act to amend the Criminal Code and the Department of Justice Act and to make consequential amendments to another Act” <http://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/pl/charter-charte/c51.html>

(原文抜粋)

“Clause 21 would amend section 276 to clarify that evidence of past sexual activity can never be admitted to support one of the twin myths. It would also clarify that evidence of past sexual activity includes communications made for a sexual purpose or whose content is of a sexual nature. This would include, for example, text messages, emails and video recordings.”

この法律で禁止されている性行為を親又は保護者以外の者で行わせる目的で 18 歳未満の者をあつせんする親又は保護者は、1 年間以上 14 年以下の拘禁刑に処する。

- **禁止された性的行為を行うことを許可する不動産所有者 (Householder permitting prohibited sexual activity)(刑法第 171 条)**

18 歳未満の者が、この法律によって禁じられている性的行為を行う目的で敷地を利用又は敷地内に入ることを知りながらに許可した敷地の所有者、占有者、管理者又は支配者は、1 年以上 14 年以下の拘禁刑に処する。

- **わいせつ文書を子どもに頒布等する罪(刑法第 171.1 条)**

刑法所定の一定の犯罪を幫助する目的で、子どもにあからさまに性的文書等を譲渡、取得、頒布もしくは販売した場合には、(a)正式起訴犯罪(indictable offence)として処罰される場合は、6 か月以上 14 年以下の拘禁刑、又は、(b)略式判決で処罰される場合は 90 日以上、2 年—1 日以下の拘禁刑に処せられる。

- **子どもを墮落させる罪(Corrupting children)(刑法第 172 条)**

子ども(18 歳未満)の家で、不貞や性的不道徳な行為に参加したり、習慣的な酩酊やその他の形式の非行に耽ることにより、子どもの道徳を危険にさらし、家を子どもに不適當な場所にした者は、2 年以下の拘禁刑に処せられる。

- **子どもに対する誘引 (Luring a child)(刑法第 172.1 条)**

電気通信により、18 歳未満の者又は 18 歳未満の者であると思っていた者と、その者に関して刑法所定の性犯罪を犯すことを幫助する目的で、連絡をとった場合は、(a)正式起訴犯罪(indictable offence)として処罰される場合は、1 年以上 14 年以下の拘禁刑、又は、(b)略式判決で処罰される場合は 6 か月以上、2 年 1 日以下の拘禁刑に処せられる。

この犯罪類型は、現代社会において増加するインターネットを通じて行われる子どもの性的搾取に対応するため、2002 年の改正で新しく追加された。

- **子どもに対する性的犯罪の合意・あつせん(Agreement or arrangement — sexual offence against child)(刑法第 172.2 条)**

電子通信によって、子どもに対する性的犯罪等を犯すことを合意又はあつせんした場合に、(a)正式起訴犯罪(indictable offence)として処罰される場合は、1 年以上 14 年以下の拘禁刑、又は、(b)略式判決で処罰される場合は 6 か月以上、2 年 1 日以下の拘禁刑に処せられる。

- **わいせつ行為 (Indecent acts)(刑法第 173 条第(2)項)**

16 歳未満の者に、自身の性器を露出した場合には、(a)正式起訴犯罪(indictable offence)として処罰される場合は、90 日以上 2 年以下の拘禁刑、又は、(b)略式判決で処罰される場合は 30 日以上、6 か月以下の拘禁刑に処せられる。

## V. イギリス

### 1. はじめに

英国では、従前の性犯罪諸立法を整理・統合した性犯罪法 (Sexual Offences Act 2003) (適用範囲はイングランドとウェールズ)(以下「2003年性犯罪法」ないし「法」という)という法律が2004年より施行されている。同法は3章より成り、第1章「性犯罪」で、各性犯罪の要件と刑が、第2章「届出及び命令」で、性犯罪への警察への届出要求、届出命令、性犯罪予防命令、外国旅行禁止命令、性的危害禁止命令等が、第3章「通則」で、本法の施行・適用範囲・略称等が定められている。

### 2. 性犯罪の構成要件等について

1) レイプの成立の要件は、暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。立証責任はどのように分担されているのか。

#### ア 2003年性犯罪法

2003年性犯罪法では、日本の強姦罪、強制わいせつ罪に相当する犯罪として、以下の通り、レイプ罪、膣又は肛門への挿入による暴行、性的暴行、性的行為の強制を規定している。

いずれの罪についても暴行・脅迫は要件として規定されておらず、被害者を女性に限定していない。また、レイプ罪については、被害者の膣、肛門又は口への「ペニス」の挿入が構成要件とされていることから、加害者は男性に限定される。

#### 第1条 レイプ

- (1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとする。
- (a) Aが故意に、自己のペニスを他人(B)の膣、肛門又は口へ挿入したとき
  - (b) Bが当該挿入に同意しないとき
  - (c) Bが同意するとAが合理的に確信していないとき
- (2) Bが同意すると確信することが合理的か否かは、Bが同意するか否かを確認するためにAが講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。
- (3) 第75条及び第76条の規定を、本条に基づく罪に適用する。
- (4) 本条に基づく罪により有罪となった者は、正式起訴に基づく有罪宣告により、終身拘禁に処する。

#### 第2条 膣又は肛門への挿入による暴行

- (1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとする。
- (a) Aが故意に自己の身体の一部又はその他の物を他人(B)の膣又は肛門へ挿入したとき
  - (b) 当該挿入が性的であったとき
  - (c) Bが当該挿入に同意しなかったとき
  - (d) Bが同意するとAが合理的に確信していなかったとき
- (2) Bが同意すると確信することが合理的か否かは、Bが同意するか否かを確認するためにAが講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。
- (3) 第75条及び第76条の規定を、本条に基づく罪に適用する。
- (4) 本条に基づく罪により有罪となった者は、正式起訴に基づく有罪宣告により、終身拘禁に処する。

#### 第3条 性的暴行

- (1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとする。
- (a) Aが故意に他人(B)に接触したとき
  - (b) 当該接触が性的であるとき
  - (c) Bが当該接触に同意しなかったとき
  - (d) Bが同意するとAが合理的に確信していなかったとき

- (2)B が同意すると確信することが合理的か否かは、B が同意するか否かを確認するために A が講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。
- (3)第 75 条及び第 76 条の規定を、本条に基づく罪に適用する。
- (4)本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところによる。
- (a)略式起訴に基づく有罪宣告により、6 カ月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
  - (b) 正式起訴に基づく有罪宣告により、10 年以下の拘禁に処する。

#### 第 4 条 同意を得ないで性的行為を強制する罪

- (1)次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとする。
- (a) A が故意に他人(B)に対し、ある行為を行うように強制したとき
  - (b) 当該接触が性的であるとき
  - (c) B が当該行為を行うことに同意しなかったとき
  - (d) B が同意すると A が合理的に確信していなかったとき
- (2)B が同意すると確信することが合理的か否かは、B が同意するか否かを確認するために A が講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。
- (3)第 75 条及び第 76 条の規定を、本条に基づく罪に適用する。
- (4)本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところによる。
- (a) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6 カ月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
  - (b) 正式起訴に基づく有罪宣告により、10 年以下の拘禁に処する。

#### イ 同意について<sup>93</sup>

被害者による同意の不存在は、上記の犯罪の構成要件であり、被害者が関連する行為に対して同意を与えていないこと、及び、被害者が同意を与えていると加害者が合理的に確信していないこと、が必要とされている。

この点、法第 74 条は、同意について、以下のとおり規定する。<sup>94</sup>

ある者が自由な選択によって同意した場合、かつ当該選択を行う自由と能力を有していた時は、本章の適用上、この者は、「同意」したものとする。

訴訟では「選択の自由」と「能力」がしばしば争点となり、いずれかが欠ける場合、同意は存在しないと判断されることになる。

法第 75 条には、以下の通り、証拠上の推定規定(反証を許す推定)が置かれている。

#### 第 75 条 同意についての証拠上の推定

- (1)本条の規定を適用する罪に対する手続中で、次の各号の全てが立証された場合において、被害者【注:原文は **the complaint**、以下「被害者」と訳す。】が関係行為【注:「関係行為」については第 77 条で定義されており、2003 年性犯罪法第 1 条から第 4 条に係る罪とされている。】に同意したか否かに関する争点を提起する十分な証拠が提出されなかったときは、当該被害者が当該行為に同意しなかったものとみなすものとし、また、被害者の同意を被告人が合理的に確信していたか否かに関する争点を提起する十分な証拠が提出されなかったときは、当該被告人は、当該被害者が同意したと合理的に確信していなかったものとみなすものとする。
- (a) 被告人が関係行為をおこなったこと
  - (b) 第二項に掲げる状況があったこと

<sup>93</sup> <https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/rape-and-sexual-offences-chapter-3-consent>

<sup>94</sup> Consent For the purposes of this Part, a person consents if he agrees by choice, and has the freedom and capacity to make that choice.

- (c) これらの状況があったことを被告人が知っていたこと
- (2)第二項に掲げる状況とは、次の各号に掲げる状況をいう。
- (a)ある者が、関係行為の時点に、又は、関係行為が開始される前の時点に、被害者に対し暴力が用いられたか、又は被害者に対し直接の暴力が用いられるという恐怖心を被害者に生じさせたこと
- (b)ある者が、関係行為の時点に、又は関係行為が開始される前の時点に、他人に対し暴力が用いられたという恐怖心、又は、他人に対し直接の暴力が用いられるという恐怖心を被害者に生じさせていたこと
- (c)関係行為の時点で、被害者が不法に拘禁されており、他方で、被告人は不法に拘禁されていなかったこと
- (d)関係行為の時点で、被害者が睡眠していたか、その他無意識の状態であったこと
- (e)被害者の身体的無能力ゆえに、関係行為の時点で、被害者が自己の同意の有無を被告人に伝えることができなかつたと思料されること
- (f)ある者が、関係行為の時点で、被害者の同意を得ないで、被害者を麻痺させ、又はその精神的・肉体的機能を喪失させる能力がある薬物を、被害者に投与又は服用させたとき
- (3)前項(a)及び(b)中の関係行為が開始される直前の時点とは、一連の連続する性的行為のいずれかに当たる行為の事案にあつては、最初の性的行為が開始される直前の時点をいう。

被告人がレイプ、膣又は肛門への挿入による暴行、性的暴行、性的行為の強制の罪を犯した際に、検察官が、法第 75 条第 2 項各号いずれかに該当する事情があり、かつ、これらの事情を被告人が認識していたことを立証した場合、被害者の不同意又は被告人が被害者の同意を合理的に確信していなかったことが推定される。

また、法第 76 条には、反証を許さない確実な推定の規定が置かれており、例えば、治療目的を装うような場合や、パートナーに成りすます場合に、同条が適用となる。この場合、被害者の同意が存在しておらず、かつ、被害者の同意が存在すると被告人が合理的に確信していなかったものとみなされることになる。

#### 第 76 条 同意についての確実な推定

- (1)本条の規定を適用する罪に対する手続中で、被告人が関係行為を行ったこと及び第二項に掲げる状況があったことが立証されたときは、次の各号の両者が確実に推定されるものである。
- (a)被害者が関係行為に同意しなかつたこと
- (b)被害者が関係行為に同意したと被告人が確信していなかつたこと
- (2)第二項に掲げる状況とは、次の各号に掲げる状況をいう。
- (a)被告人が、関係行為の性質又は目的に関し、故意に被害者欺いたこと
- (b)被告人が、原告の個人的な知人を詐称して、故意に被害者関係行為に同意するように勧誘したこと

以上より、2003 年性犯罪法では、不同意の立証を容易にするための推定規定が置かれているが、あくまでも被害者が同意すると確信することが合理的か否かは、被害者が同意するか否かを確認するために被告人が講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して決定するものであり、推定規定は、不同意を推定する間接事実を例示列挙したにとどまり、不同意の立証責任は検察官にある。

#### 2) 未成年者・子どもに対する対応

- ・性交同意年齢は何歳か。
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか。
- ・監護者・親権者等による性的行為について同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか。

#### ア 性交同意年齢及び加重類型

英国における性交同意年齢は 16 歳以上である(法第 9 条)。未成年者に対する犯罪の場合、加重類型が設けられており、16 歳未満の児童に対するレイプ等、子どもとの故意の性的行為については、被害



者の同意の不存在が構成要件とされておらず(13歳未満の子どもに対するレイプ等(第5条から第7条)の場合、被告人における被害者の年齢の認識は問題とならない)、また、16歳以上の者を被害者とする同種の犯罪と比較すると法定刑が加重されている。

### 第9条 子どもとの性的行為

(1) 次の各号の全てに該当したときは、18歳以上の者(A)は、罪を犯したものとする。

- (a) Aが故意に他人(B)に接触したとき
- (b) 当該接触が性的であったとき
- (c) 次のいずれかであったとき
  - i. Bが16歳未満であった場合において、Bが16歳以上であったとAが合理的に確信していなかったとき
  - ii. Bが13歳未満であったとき

(2) 当該接触の中に次の各号のいずれかが含まれているときは、本条に基づく罪により有罪となった者は、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以上の拘禁刑に処する。

- (a) Aの身体の一部又はその他の物をBの膣又は肛門へ挿入
- (b) AのペニスのBの口への挿入
- (c) Bの身体の一部のAの膣又は肛門への挿入
- (d) BのペニスのAの口への挿入

(3) 前項の規定が適用されなかったときは、本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところによる。

- (a) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6か月以上の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
- (b) 正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の終身拘禁刑に処する。

### 第5条 13歳未満の子どもを対象とするレイプ

(1) 次の各号の全てに該当したときは、この者は、罪を犯したものとする。

- (a) ある者が故意に自己のペニスを他人(B)の膣、肛門又は口へ挿入したとき
- (b) Bが13歳未満であったとき

(2) 本条に基づく罪により有罪となった者は、正式起訴に基づく有罪宣告により、終身拘禁刑に処する。

### 第6条 13歳未満の子どもを対象とする膣又は肛門への挿入による暴行

(1) 次の各号の全てに該当したときは、この者は、罪を犯したものとする。

- (a) ある者が故意に自己の身体の一部又はその他の物を他人(B)の膣又は肛門に挿入したとき
- (b) 当該挿入が性的であったとき
- (c) Bが13歳未満であったとき

(2) 本条に基づく罪により有罪となった者は、正式起訴に基づく有罪宣告により、終身拘禁刑に処する。

### 第7条 13歳未満の子どもを対象とする性的暴行

(1) 次の各号の全てに該当したときは、この者は、罪を犯したものとする。

- (a) ある者が故意に他人(B)に接触したとき
- (b) 当該挿入が性的であったとき
- (c) Bが13歳未満であったとき

(2) 本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところによる。

- (a) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6か月以上の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
- (b) 正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以上の拘禁に処する。

### 第8条 13歳未満の児童に対し性的行為を行うように強制または勧誘する罪

(1) 次の各号のすべてに該当したときは、この者は罪を犯したものとする。

- (a) ある者が故意に他人(B)に対しある行為を行うように強制または勧誘したとき
  - (b) 当該行為が性的であったとき
  - (c) B が 13 歳未満であったとき
- (2) 強制または勧誘された行為の中に次の各号のいずれかが含まれていたときは、本条に基づく罪により有罪となった者は、正式起訴に基づく有罪宣告により、終身拘禁に処する。
- (a) B の肛門又は膣へ挿入
  - (b) 人のペニスを B の口へ挿入
  - (c) B の身体の一部を、又は B がその他の物を人の肛門又は膣へ挿入
  - (d) B のペニスを人の口へ挿入
- (3) 前項の規定が適用されなかったときは、本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところによる。
- (a) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6 カ月以下の拘禁若しくは法廷上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
  - (b) 正式起訴に基づく有罪宣告により、14 年以下の拘禁に処する。

#### イ 監護者・親権者等による性的行為について同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制

父母などの家族関係者による性的行為(法第 25 条)や、裁判所命令によって又は制定法に基づいてある施設に收容されている 18 歳未満の者の世話をする者(法第 16 条)などによる性的行為については、被害者(いずれの場合も被害者は 18 歳未満の者)の同意の有無にかかわらず、犯罪が成立することになる。また、18 歳以上の者を被害者とする同種の犯罪との比較で法定刑が加重されている。

#### 第 25 条 家庭内の児童構成員との性的行為

- (1) 次の各号の全てに該当したときは、この者は(A)は、罪を犯したものとする。
- (a) A が故意に他人(B)に接触したとき
  - (b) 当該接触が性的であったとき
  - (c) A の B に対する関係が第 27 条に該当する関係【注:父母・祖父母・兄弟姉妹・異父母兄弟姉妹又は叔父叔母、里親又は里親であった者、養子、同一世帯で生活し又は生活していた継父母・従兄弟姉妹・継兄弟姉妹、同一世帯の中で生活しているケア・訓練・指導監督・保護者など】であるとき
  - (d) A の B に対する関係が第 27 条に該当する関係であることを、A が知っていたか、又は知ることが合理的に期待することが出来たとき
  - (e) 次のいずれかであったとき
    - i. B が 18 歳未満であった場合において、B が 18 歳以上であると A が合理的に確信していなかったとき
    - ii. B が 13 歳未満であったとき
- (2) 本条に基づく罪に対する手続中で、B が 18 歳未満であったことが立証された場合において、B が 18 歳以上であったと被告人が合理的に確信していたか否かに関する争点を提起する十分な証拠が提出されなかったときは、当該被告人は、B が 18 歳以上であったと合理的に確信していなかったものとみなすものとする。
- (3) 本条に基づく罪に対する手続中で、被告人の B に対する関係が第 27 条に該当する関係であったことが立証された場合において、被告人がこのことを知っていたか否か、又は知ることが合理的に期待することが出来たか否かに関する争点を提起する十分な証拠が提出されなかったときは、当該被告人は、本人の B に対する関係が当該関係であったことを知っていたか、又は知ることが合理的に期待することが出来たものとみなすものとする。
- (4) 本条に基づく罪により有罪となった者が、当該時点で 18 歳以上であったときは、次の各号の定めるところによる。
- (a) 第 6 項の規定を適用する場面にあつては、正式起訴に基づく有罪宣告により、14 年以上の拘禁に処する。
  - (b) その他の場合にあつては
    - i. 略式起訴に基づく有罪宣告により、6 カ月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。

- ii. 正式起訴に基づく有罪宣告により、14 年以下の拘禁に処する。
- (5)前項の規定が適用されない場合、本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところによる。
  - i. 略式起訴に基づく有罪宣告により、6 カ月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
  - ii. 正式起訴に基づく有罪宣告により、5 年以下の拘禁に処する。
- (6)第 6 項の規定を適用する場合とは、当該接触の中に次の各号のいずれかが含まれている場合をいう。
  - (a) A の身体の一部又はその他の物の B の膣又は肛門への挿入
  - (b) A のペニスの B の口への挿入
  - (c) B の身体の一部の A の膣又は肛門への挿入
  - (d) B のペニスの A の口への挿入

### 第 16 条 信用ある地位の濫用：子どもとの性的行為

- (1)次の各号の全てに該当したときは、18 歳以上の者(A)は、罪を犯したもとする。
  - (a) A が故意に他人(B)に接触したとき
  - (b) 当該接触が性的であったとき
  - (c) A が B に関して信用ある地位にあったとき
  - (d) 第二項の規定を適用する場合において、A が B に関して信用ある地位にあったという状況を A が知っていたか、又は知ることを合理的に期待することができたとき
  - (e) 次のいずれかであったとき
    - i. B が 18 歳未満であった場合において、B が 18 歳以上であると A が合理的に確信していなかったとき
    - ii. B が 13 歳未満であったとき
- (2)第二項の規定を適用する場合とは、次の各号の両者に該当する場合をいう。
  - (a) A が、第二一条第二項、第三項、第四項又は第五項に該当する状況により、B に関して信用ある地位にあった場合
  - (b) A が、その他の状況によっては、B に関して信用ある地位になかった場合
- (3)本条に基づく罪に対する手続中で、他人が 18 歳未満であったことが立証された場合において、他人が 18 歳以上であったと被告人が合理的に確信していたか否かに関する争点を提起する十分な証拠が提出されなかったときは、当該被告人は、この者が 18 歳以上であったと合理的に確信していなかったものとみなすものとする。
- (4)本条に基づく罪に対する手続中で、次の各号の両者に該当した場合において、被告人がこれらの状況を知っていたか否か、又は知ることを合理的に期待することが出来たか否かに関する争点を提起する十分な証拠が提出されなかったときは、当該被告人は、自己が当該信用ある地位にあったという状況を知っていたか、又は、知ることを合理的に期待することが出来たものとみなすものとする。
  - (a) 被告人が、第二一条第二項、第三項、第四項又は第五項に該当する状況により、他人に関して信用ある地位にあったことが立証された場合
  - (b) 被告人が、その他の状況によっては、他人に関して信用ある地位にあったことが立証されなかった場合
- (5)本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところによる。
  - (a) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6 か月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
  - (b) 正式起訴に基づく有罪宣告により、5 年以下の拘禁に処する。

### 3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか。

2003 年性犯罪法の第 4 条には、同意を得ないで人に対し性的行為を行うよう強制する罪が規定されており、例えば、AV への出演強要は本罪に当たる場合があると思われる。同罪の構成要件等は大意以下の通り。

#### 第4条 同意を得ないで人に対し性的行為を行うよう強制する罪

- (1) 次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとする。
- (a) A が故意に他人(B)に対しある行為を行うように強制したとき
  - (b) 当該行為が性的であったとき
  - (c) B が当該行為を行うことに同意しなかったとき
  - (d) B が同意すると A が合理的に確信していなかったとき
- (2) B が同意すると確信することが合理的か否かは、B が同意するか否かを確認するために A が講じたあらゆる措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。
- (3) 第 75 条及び第 76 条の規定を、本条に基づく罪に適用する。
- (4) 強制された行為の中に次の各号のいずれかが含まれていたときは、本条に基づく罪により有罪となった者は、正式起訴に基づく有罪宣告により、終身拘禁に処する。
- (a) B の膣又は肛門への挿入
  - (b) 人のペニスの B の口への挿入
  - (c) B の身体の一部又その他の物の人の膣又は肛門への挿入
  - (d) B のペニスの人の口への挿入
- (5) 前項の規定が適用されなかったときは、本条に基づく罪により有罪となった者は、次の各号の定めるところによる。
- (a) 略式起訴に基づく有罪宣告により、6 カ月以下の拘禁若しくは法定上限以下の罰金に処し、又は両者を併科する。
  - (b) 正式起訴に基づく有罪宣告により、10 年以下の拘禁に処する。

被害者が、13 歳未満の児童の場合(第 8 条)、16 歳未満の児童の場合(第 10 条)、信用ある地位にある者が 18 歳未満の児童に強制した場合(第 17 条)、家族関係にある者が家庭内の児童構成員に強制した場合(第 26 条)、選択能力に支障がある精神障害者である場合(第 31 条)、ケアワーカーが精神障害者に強制した場合(第 38 条)は、夫々別罪とされており、法定刑が加重されるなどしている。

また、AV への出演強要など、同意を得ないで人に対し性的行為を行うよう強制した場合、行為態様によっては、英国現代奴隷法(The Modern Slavery Act 2015)により処罰される可能性もあるようである。

なお、2003 年性犯罪法では、上記の他、「売春及びポルノグラフィによる児童虐待」、「売春による搾取」、「人身売買」、「予備的行為(性的行為を行う目的の薬物(いわゆるレイプドラッグ)投与など)」、「親族関係にある者との性交」、「性器の露出」、「のぞき」、「猥褻」、「屍姦」、「公衆トイレでの性的行為」などが犯罪として規定されている。

### 3. 性暴力への緊急対応について

#### 1) 公費の性暴力被害者救援センターがあるか。その概要。

性暴力被害者の救済を目的とするセンターとしては、Sexual Assault Referral Center(SARC、性暴力付託センター)が挙げられる。性暴力被害者の身体的精神的保護と同時に刑事手続に資することを目的とするワンストップセンターとして、内務省及び保健省の連携により、1986 年に設置されたもので、イングランド及びウェールズに 44 カ所センターが設置されている。警察と病院を中心として、自治体やボランティア団体等とが緊密な連携を取り運営されている。

2) 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関があるか。すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。男性も対象としているか。

センターにおける業務内容は、大要、以下の通りであり、被害を警察に報告するか否かに関わらず、

サービスを受けることが出来る。また、男性もサービスの提供を受けることが出来る(毎年利用者の10%程度が男性とのデータがある<sup>95</sup>)。

- ① 医療サービスと連携し、法医学的検査( forensic examination、性犯罪の捜査や公判維持のための被害者の検査や加害者の体液等の採取等の証拠収集。)に資する専門的な施設を提供する。
- ② 24時間365日緊急事態に対応した法医学的検査を実施する。
- ③ 警察が同伴せずに来所した被害者について、同意を得た上で法医学的検査を実施する。被害者が警察への通報を希望した場合、得られた結果は、その後の刑事手続に利用される。他方で、被害者が警察への通報を望まない場合、実施された法医学的検査の結果は、被害者の同意の下で匿名のサンプルとして警察の捜査に活用されるほか、将来的に警察への通報を行うときに備えてセンターにおいて保管される(Anonymous Forensic Examination)。
- ④ スタッフは性暴力被害に関する訓練を受けており、質の高い法医学的検査を実施するとともに、これらの刑事手続における意味についてわかりやすく説明する。
- ⑤ 妊娠やHIV等の性感染症の危険性に対する検査等の緊急処置を行う。
- ⑥ 刑事手続において、継続的な社会心理的サポート、カウンセリング、ケアを行う。

**3) 警察において、性暴力の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか。**

警察においては、SARCの紹介を受けることが出来、SARCにて、上述の通り、医薬品の処方や、各種検査を受けることが出来る。

#### 4. 性犯罪捜査について(ロンドン市警での捜査手法を参考に)<sup>96</sup>

**1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫。**

捜査時における被害者保護の工夫として、Comfort Suites という特別な空間の整備がある。これは、レイプや重大な性犯罪の被害者から被害状況をプライバシーを確保した上で聞き取るために警察署内に設置された特別室(衆人環視の下で事情聴取されることが無いようにするための部屋)のことである。なお、被害者が警察への被害報告にためらいを感じる場合、前述のSARCの他、The Havens<sup>97</sup>、My Decision<sup>98</sup>、Victim Support<sup>99</sup>などの団体より、医療などの物理的、心理的サポートを受けることが出来る。

被害者と捜査機関との接点は、性犯罪捜査官(Sexual Offence Investigative Technique(SOIT))に集約され、ここで、以後の手続きの詳細につき説明を受けることが出来る。また、捜査に進展があった場合、遅くとも28日以内に、被害者はアップデートの報告を受けることが出来る(捜査担当者とSOITとの緊密な連携が予定されている)。

なお、法廷においても、被告人との遮蔽措置やビデオリンク方式などの特別措置を受けることが出来る。また、被害者の匿名性も保護される。

**2) 不起訴となった被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか。**

捜査・公判の各段階において、各機関が犯罪被害者に対し適宜情報提供を行うとされている。また、被疑者が不起訴とされた場合、被害者は私人訴追を提起可能であるが、この場合、被害者にどの程度の証拠を開示するかの判断は各機関に委ねられている。

<sup>95</sup> <http://www.newpathways.org.uk/sexual-assault-referral-centre/>

<sup>96</sup> <https://www.met.police.uk/advice-and-information/rape-and-sexual-assault/what-happens-after-you-report-rape-or-sexual-assault/>

<sup>97</sup> <https://www.thehavens.org.uk/>

<sup>98</sup> <http://www.met.police.uk/mydecision/index.html?view=desktop>

<sup>99</sup> <https://www.victimsupport.org.uk/>

## VI. フランス

### 1. 性犯罪の構成要件について

1)レイプの成立の要件は。暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

#### ア レイプの成立要件

フランスでは、レイプについて、「性的攻撃(Des agressions sexuelles)」の一類型として 犯罪化されている。「性的攻撃」は、「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」と定義され(刑法第 222-22 条)、レイプ(viol)、その他性的攻撃(autres agressions sexuelles、レイプ以外の性的攻撃をいう。)及び性的ハラスメント(harcèlement sexuel)の三つの罪種に区分される。それぞれの条文は、以下の通りである<sup>100</sup>。

#### レイプ罪(刑法第 222-23 条)

「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行う、他人に対するあらゆる性的挿入行為は、15 年以下の拘禁刑に処する。」

#### その他の性的攻撃罪(刑法第 222-27 条)

「レイプ以外の性的攻撃は、5 年以下の拘禁刑又は 7 万 5 千ユーロ以下の罰金に処する。」

#### セクシュアル・ハラスメント罪(刑法第 222-33 条)

「性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為は、2 年以下の拘禁刑又は 3 万ユーロ以下の罰金に処する。」

「あらゆる性的挿入行為」がレイプ罪に該当すると規定されており、男性も女性もレイプ罪の加害者又は被害者たり得る規定となっている。また、性的挿入行為を伴わないあらゆる「性的侵害」がその他の性的攻撃罪として処罰対象とされている。

なお、フランスでは、レイプ罪の公訴時効が 20 年とされており、成年(18 歳)に達する前に被害にあった場合には、成年してから 20 年とされている<sup>101</sup>。幼少時に被害を受けた者が、低年齢であることから、両親や捜査機関に性犯罪の被害を受けたことを言い出せないまま時効期間が経過し、犯人が処罰を免れることを避け、幼少時に性犯罪の被害を受けた被害者を救済するため、成人年齢が公訴時効の起算点とされている<sup>102</sup>。

#### イ 暴行・脅迫等の要件が課されているか

条文上、レイプ罪又はその他性的攻撃罪は、「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって」行われることが要件となっている。

したがって、不同意の性行為が行われたのみではこれらの罪には該当せず、同罪の成立には、単なる不同意に加えて、「暴力、強制、脅迫又は不意打ち」が伴うことが必要となる。

このように、フランスでは、暴行・脅迫の他に、「強制」「不意打ち」でも同罪が成立する。

そして、「強制」について、刑法 222-22-1 条で、「身体的強制か精神的強制かを問わない。精神的強制は、未成年の被害者と犯人との年齢差、犯人が被害者に対して行使する法律上又は事実上の権限から生じ得る<sup>103</sup>。」と定義されており、明確な暴行・脅迫行為が存在しなくても、犯人との立場の相違や犯人

<sup>100</sup> 以下、フランス刑法の条文の原文については、

<http://www.legislationline.org/documents/section/criminal-codes/country/30>の記載から引用している。日本語訳については、公式の日本語訳が見当たらなかったため、『法務総合研究所研究部報告 38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—』(法務総合研究所、2008)11～14 頁掲載の日本語訳を参照している。

<sup>101</sup> 刑事訴訟法第 7 条。

<sup>102</sup> 『法務総合研究所研究部報告 38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—』(法務総合研究所、2008)15 頁。

<sup>103</sup> La contrainte prévue par le premier alinéa de l'article 222-22 peut être physique ou morale. La contrainte morale peut

との人間関係などから生じる精神的な抑圧状態なども「強制」に含まれるとの解釈が可能であると思われる。

#### ウ 立証責任はどのように分担されているのか

「暴力、強制、脅迫又は不意打ち」の存在も含めて、構成要件全てを検察官が立証する必要がある<sup>104</sup>。

#### 2) 未成年者・子どもに対する対応

- ・性交同意年齢
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

#### ア 性交同意年齢

15歳未満の子どもに対する性的侵害行為と、15歳以上18歳未満の未成年者に対する性的侵害行為とを、それぞれ異なる構成要件の下、処罰の対象としている。

15歳未満の少年・児童に対して行われた性的侵害行為については、以下のとおり、同意の有無や暴力・強制・脅迫・不意打ちの有無に関わらず犯罪とされている。

#### 刑法第227-25条

「成人により、暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれの手段も用いることなく、15歳未満の少年・児童に対して行われた性的侵害行為は、5年以下の拘禁、又は、7万5千ユーロ以下の罰金に処する。」

また、この罪が、

- ① 尊属者又は養親その他被害者に対して権限を行使できる立場にある者により実行された場合
- ② 職務上付託された権限を有する者によりその権限を濫用して実行された場合
- ③ 主犯又は共犯として複数の者によって実行された場合

には、刑が加重され、10年以下の拘禁、又は、15万ユーロ以下の罰金が法定刑とされている(刑法第227-26条)。

加えて、以下のとおり、15歳以上でも、18歳の成年に満たない未成年者に対する性的侵害について、一定の場合には、同意の有無や暴力・強制・脅迫・不意打ちの有無に関わらず犯罪とされている。

#### 刑法第227-27条

「暴行、強制、脅迫を用いることなく、又は不意を襲うことなく、15歳以上であって、婚姻により親権を解かれていない未成年者に対する性的攻撃は、次に掲げる場合、3年以下の拘禁または4万5000ユーロ以下の罰金に処する。

- ① 尊属又は養親その他被害者に対して権限を有する者が実行した場合
- ② 職務上付託された権限を有する者その権限を濫用することによって実行した場合

#### イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

15歳未満の未成年に対してレイプ罪、その他の性的攻撃罪、セクシュアル・ハラスメント罪を犯した場合には、刑が加重されるものと定められている<sup>105</sup>。

---

résulter de la différence d'âge existant entre une victime mineure et l'auteur des faits et de l'autorité de droit ou de fait que celui-ci exerce sur cette victime.

<sup>104</sup> Equality Now, “AnnexB: Ashurst Burden of Proof Chart.”

(<https://www.equalitynow.org/file/download-annex-b-ashurst-burden-proof-chartxlsx>)

<sup>105</sup> 刑法 222-24条(15歳未満の少年・児童に対する強姦は20年以下の拘禁刑)、刑法 222-29条(15歳未満の少年・児童に対するその他の性的攻撃は7年以下の拘禁刑又は10万ユーロ以下の罰金)、刑法 222-33条第3項(15歳未満の少年・児童に対する性的ハラスメントは3年以下の拘禁刑又は4万5千ユーロ以下の罰金)。

### ウ 監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

上記のとおり、監護者・親権者等が 15 歳未満の少年・児童に対して性的侵害行為を行なった場合には、同意の有無を問わず処罰の対象とされる(刑法第 227-25 条)。また、15 歳以上 18 歳未満の未成年で、婚姻により親権を解かれていない者に対して、監護者・親権者等が性的侵害行為を行なった場合には、同意の有無を問わず処罰の対象とされる(刑法第 227-25 条)。

しかし、成年した者に対して、監護者・親権者等が性的侵害行為を行なった場合には、同意の有無を問わず処罰する規定はなく、成年した者に対し、レイプ罪、又は、その他の性的攻撃罪を犯した加害者が監護者・親権者だった場合に、そのことが刑の加重要件とるとどまっている<sup>106</sup>。

### 3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

#### ア 意に反する性行為

意に反する性行為について、上記のレイプ罪、及び、その他の性的攻撃罪が主要な処罰規定となっている。したがって、成年した者に対する意に反する性行為を刑事罰の対象とする上では、単なる不同意に加えて、「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって」性行為が行われることが求められることになる。

#### イ セクシュアル・ハラスメント

上記のとおり、セクシュアル・ハラスメントセクシュアル・ハラスメント罪として、刑法第 222-33 条にて、「性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為」が処罰の対象とされており、いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」に該当する行為は、この規定により刑事罰の対象となると考えられる。

セクシュアル・ハラスメント罪が以下のような状況下で行われた場合には、刑事罰が 3 年以下の拘禁刑又は 4 万 5 千ユーロ以下の罰金に加重されるものと定められている。

- ① 職場の上司による場合
- ② 15 歳未満の未成年に対する場合
- ③ 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行われた場合
- ④ 社会的・経済的理由により特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行われた場合
- ⑤ 複数の共犯によって行われた場合

したがって、いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」として典型的な職場の上司による場合(①)や、社会的に優位な立場を利用した場合(③④)には、セクシュアル・ハラスメント罪の加重類型として処罰されることになると考えられる。

また、フランスでは 2018 年に新たに、路上でのあらゆるセクシャル・ハラスメントを禁ずる法律「ロイ・シアバ法」が可決されている。

同法は、「セクシュアル・ハラスメントとは言動や態度の特徴に対して、性的な意味や性差別を含んだ言動や態度により意図的に屈辱したり、おびえさせたり、不快感を強いたりする状況をつくることである。この法律は個人の性器を専門知識や同意なしにみようとすると、どのような使用用途も罰する。」としている。

また、道路や公共交通機関において性別に関するハラスメントを禁ずる法案が 2018 年に可決された。この法に違反したものは即座に罰金を払わされる。

違反する行動とは以下を含む：

- ① 「下品な写真をとらえること」(許可なく他人の服の下の写真やビデオをとることも罰に値する。「スカート内盗撮」)
- ② 「キャットコーリング(通りすがりの人に対して他人が口笛を吹いたり、性的な意味合いをもつヤジを飛ばすこと)」または、「フォルフウィスリング(主に男性が路上で魅力的な女性を見た時に口笛を吹き、その女性の身体に関して性的な意味を含む言葉を発し、冷やかすこと)」

<sup>106</sup> 刑法 222-24 条(20 年以下の拘禁刑)、刑法 222-29 条(7 年以下の拘禁刑又は 10 万ユーロ以下の罰金)。



- ③ 他人についてまわること、ストーカー
- ④ 数回連続でその人の個人情報を求める事

法律が「効果的」であるために罰金は即時に支払われなければならないとしており、この法律は特定の性別に特化したものではないとされている。

### ウ ポルノ等への出演強制

以下のとおり、未成年者を被写体とするポルノ制作行為については、それ自体が処罰対象とされている。

#### 刑法第 227-23 条

「未成年者の画像又は描写がポルノの性質を有しているとき、頒布する目的をもって、それらを作成、保存又は伝播する行為、また、方法のいかんを問わず、そのような画像や描写を提供し、頒布し又は輸入若しくは輸出する行為は、4 年以下の拘禁刑、又は、7 万 5 千ユーロ以下の罰金に処する。」

しかし、この他には、成年者を被写体とするポルノ制作行為や、ポルノ等への出演強制行為に限定した処罰規定は見当たらない。

**4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか**

上記のとおり、検察官がすべての構成要件について立証責任を負い、性犯罪について特別な規定は見当たらないため、他の犯罪と同様に、加害者が「意に反して」性行為を行ったこと、「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって」性行為が行われたことを犯罪の構成要件の一つとして検察側が立証しなければならないと考えられる。

## 2. 性暴力への緊急対応について

### 1) 公費の性暴力被害者救援センターがあるか。その概要

フランスでは、いわゆる性暴力被害者救援センターのような施設は政府により開設されていない<sup>107</sup>。性犯罪を含めた犯罪被害者については、民間の支援団体の活動が刑事司法機関と連携して全国的に展開されており、犯罪予防及び犯罪被害者の救済において重要な役割を果たしている。これらの民間支援団体は、民間企業からのみでなく、司法省や地方公共団体からも財政的援助を受けて活動を行なっている<sup>108</sup>。

フランスで行政機関が女性支援のために活用する民間団体とそのネットワークは、大きく分けてふたつに分類できる。一つは暴力被害女性の受け入れとフォローアップに専門特化した民間団体とそのネットワーク、もう一つは被害者全般のために活動する民間団体とそのネットワークである。前者には「女性及び家族の権利情報センター」(CNDIFF(Le Centre national d'information sur les droits des femmes et des familles))と CIDEF のネットワーク、及び、「全国女性連帯連盟」(FNSF)、後者には「全国被害者支援あせん機関」(INAVEM(L'institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation))があげられる。また、レイプ被害をはじめとする性犯罪・性暴力被害に特化した支援を行う支援組織の集団である CFCV がある<sup>109</sup>。

<sup>107</sup> 『法務総合研究所研究部報告 38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—』(法務総合研究所、2008)47 頁、日本弁護士連合会『第 60 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会基調報告書 改めて問う「犯罪被害者の権利」とは』(2017 年)112 頁。

<sup>108</sup> 『法務総合研究所研究部報告 38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—』(法務総合研究所、2008)50 頁。

<sup>109</sup> 以下、各民間支援団体の概要については、『法務総合研究所研究部報告 38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—』(法務総合研究所、2008)47～50 頁、日本弁護士連合会『第 60 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会基調報告書 改めて問う「犯罪被害者の権利」とは』(2017 年)32 頁及び 112 頁、及び、櫻尾恭代「フランスにおけるドメスティック・バイオレンス被害者支援」県大国際文化研究 74～77 頁を参照。

## ア CNIDFF と CIDF のネットワーク

CIDF のネットワークは 2006 年には全国 115 か所あり、それらをパリにある CNDIFF が統括している。2007 年にはネットワークにおける近隣の情報拠点は 1169 か所に増設された。

女性への暴力に関しては、被害女性たちの立場に立って、法的行政的対策の進展を促し、具体的支援の提供に留まらず、専門職研修、支援に関する方法論の構築を任務とする。行政機関との連携では、県行動委員会の積極的メンバーとして会議に参加する。また、政府が推進する夫婦間暴力防止全国キャンペーンや欧州連合のキャンペーン「暴力、黙認ゼロ運動」(Violence、tolérance zéro)などフランス内外でのキャンペーンに参加している。

被害者支援オフィス(bureau d'aide aux victimes)を併設している CIDF は 21 か所(18.8%)であり、そのうち 7 か所が INAVEM のメンバーである。

## イ 「全国女性連帯連盟」(FNSF)

1987 年に設立された FNSF は、女性へのすべての暴力(特に夫婦間暴力や家族間暴力)との闘いに関わるフェミニスト団体の連合組織であり、メンバーは会員憲章に調印している。地域レベルでネットワークを組む約 60 の団体からなり、受付、相談、司法手続きの援助、緊急時あるいは長期の宿泊施設、若者の保護、女性の権利と平等の擁護のための活動をしている。具体的活動としては、夫婦間暴力被害女性とその子どもたちの優先的受け入れ、自立再建のための支援とフォローアップである。17 団体が受付相談窓口のみ、43 団体が宿泊施設を併設している。複合施設を持つ団体も全国 7 か所にある。

1992 年 6 月から政府の委託を受けて、常設の全国電話相談窓口を開設し、学際的で多言語対応可能なスタッフが相談を担当している。常設電話相談は 2007 年 3 月 14 日以降、全国共通電話番号 3919 に統一された。

FNSF では被害者の側に立つ付帯私訴の申し立て(被害が重大なケースでは FNSF が女性被害者やその家族を直接サポートする団体の求めに応じて付帯私訴当事者となり裁判に参加する)を行うこともある。

## ウ INAVEM

INAVEM は被害者支援活動を行う民間団体である。2004 年には連盟となり、144 団体が結束し、1500 人の有給、無給のスタッフを抱え、650 か所の受付窓口を持つ。2003 年には 23 万人の被害者援助、2 万件の刑事事件対応の支援を行い、62 のネットワーク団体の代表が仲介者となって 600 件の特別管理任務(mission d'administration ad hoc)を行った。

INAVEM では、性暴力に限らず、犯罪被害者全般に対して無料サービスを提供する。その活動理念は被害者の自立と自己決定の尊重であり、倫理綱領と被害者援助サービス憲章を有し、その活動を規定している。犯罪被害者の知識の向上と紛争解決の実践のために貢献し、他の機関による支援や援助を促進させることを目的としている。

2005 年 4 月 21 日以降、全国犯罪被害者相談電話「08victimes」が、犯罪被害者相談援助のために養成された専門職相談員によって行われており、被害者を近隣の民間団体や機関につなぐ役割を果たしている。

INAVEM は、弁護士の代わりにはなれないが、被害者や近親者に司法過程に関する助言を行ったり損害賠償請求を手助けすることができる。

## エ CFCV

レイプ被害をはじめとする性暴力被害に特化した支援組織の集団である。被害者に対するヒアリング、サポートを提供し、支援に関する電話による応答サービスを提供している。被害者は匿名でも支援を受けることができる。

CFCV の提供する支援電話は、レイプや性犯罪・性暴力被害者のための専門家による支援であり、フランスで唯一の性犯罪・性暴力被害者に特化した支援活動である。

2) 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関があるか。すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。男性も対象としているか

#### ア 性暴力被害者に対する救済センターとしての機能を果たす医療機関の有無

上記 1)記載のとおり、フランスでは、公的な被害者救済センターは存在しないが、性暴力の被害者ほどの医療機関でも性暴力被害に特化した治療を受けることができるとされており<sup>110</sup>、医療機関が救済センターとしての機能も兼ねていると考えられる。

#### イ すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)

性暴力被害者は、どの病院や医療センターでも取り扱ってもらえ、専門的に訓練された医療スタッフによりその場で犯罪捜査に使用する法医学的な証拠収集の検査を受けることができる。

どこの医療センターでも、HIV の感染を防ぐ薬(Post-Exposure Prophylaxis (PEP))を処方してもらうことができ、緊急避妊薬を無料で受け取ることができる<sup>111</sup>。

また、犯罪被害に伴う治療費は、犯罪被害者への国家補償制度により補填することが可能である。フランスでは、性犯罪に限らず、犯罪被害者全般に対して、犯罪により被った被害額を国家が補償し、国家が加害者に対して求償するという仕組みが確立しており、犯罪被害者に対する経済的補償を確保するための制度となっている<sup>112</sup>。レイプ被害は重大な身体的損害として補償の対象となっており、医師の診断を要せずに一定額(25,000～30,000 ユーロ)を受け取る方法と、医師の診断に基づき損害ごとに補償を算出する方法のいずれかを被害者が選択することができる。

#### ウ 男性も対象としているか

公費負担制度や医療機関での処置において、女性に限定する(又は男性を除外する)規定や記載は見当たらない。刑法上、男女問わず性犯罪被害の対象となることを踏まえれば、男性も制度の対象となると考えられる。

### 3) 警察において、性暴力犯罪の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか

フランスでは、医療機関におけるワンストップ式サービスの提供は行われていない<sup>113</sup>。

しかし、警察で性犯罪の被害を申告した後、捜査開始以前でも、治療の必要に応じて、警察官が医療機関に同伴して被害者に治療を受けさせたり、証拠収集の必要性に応じて医療機関と連携し、DNA 検査、レイプドラックに関する検査などを受けることができる<sup>114</sup>。

### 3. 性犯罪の捜査について

#### 1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

捜査段階での被害者の負担軽減のための特別な措置等については、これまでの調査の中では、特段見当たらない。

<sup>110</sup> イギリスの Foreign & Commonwealth Office によるフランスでのレイプ被害の取り扱いに関するガイダンス (<https://www.gov.uk/government/publications/france-information-for-victims-of-rape-and-sexual-assault/france-information-for-victims-of-rape-and-sexual-assault>)。

<sup>111</sup> イギリスの Foreign & Commonwealth Office によるフランスでのレイプ被害の取り扱いに関するガイダンス (<https://www.gov.uk/government/publications/france-information-for-victims-of-rape-and-sexual-assault/france-information-for-victims-of-rape-and-sexual-assault>)。

<sup>112</sup> 刑事訴訟法 706-3 条～706-15 条。以下、制度の概要につき、内閣府犯罪被害者等施策推進室『平成 23 年度諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関する調査』43～47 頁、日本弁護士連合会『第 60 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会基調報告書 改めて問う「犯罪被害者の権利」とは』(2017 年)31～32 頁。

<sup>113</sup> 日本弁護士連合会『第 60 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会基調報告書 改めて問う「犯罪被害者の権利」とは』(2017 年)32 頁。

<sup>114</sup> フランスでの犯罪被害者支援制度を紹介する在仏アメリカ大使館ホームページ (<https://fr.usembassy.gov/u-s-citizen-services/victims-of-crime/compensation-american-victims-crime-france/>)

## 2) 不起訴となった事件の被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか

フランスでは、犯罪被害者は、予審判事に告訴状を提出するか、又は、警察に被害届を提出することにより、証拠収集のための情報源としてではなく、私訴原告人 (*partie civile*) として、手続きの一当事者となり、事件の捜査段階から公判段階に至るまで、積極的に関与することができる。

被害者は刑事手続のどの段階でも私訴原告人となることができるが、事件の捜査段階から私訴原告人となることによって、予審判事から、随時、捜査情報の開示を受けることができ、公判段階に進む以前から、弁護人を通じて、検察庁・警察・裁判所にある全ての手持ち資料を謄写することができる。また、捜査の進捗状況についても、予審判事は、6ヶ月ごとに被害者に通知しなければならないとされている<sup>115</sup>。

### 4. その他

フランスでは、性犯罪防止対策の観点から、①性犯罪者に対する社会司法追跡調査、②性犯罪者に対する司法データベースの整備などが実施されている<sup>116</sup>。

①性犯罪者に対する社会司法追跡調査では、レイプ、性的攻撃、公然わいせつなどの一定の性犯罪により有罪判決を受けた者に対して、判決裁判所が一定の期間再犯防止のための監督措置(転居の通知義務、特定の者との接触禁止、未成年者と日常的に接触する職業や社会的活動の禁止、武器の携行の禁止等。)や援助措置(就労支援等の社会復帰のための援助。)を行う義務を課す制度である。追跡調査の期間は、刑事施設釈放時から、原則として、軽罪であれば10年以下、重罪であれば20年以下とされるが、特別な事情がある場合には30年とすることができる。

②性犯罪者に対する司法データベースは、一定の性犯罪により有罪判決を受けた者に関する情報を登録する制度であり、犯罪者のDNA等の生体情報に加え、氏名・生年月日・居住地等の本人身元確認情報を収集・蓄積している。制度の主な目的は、(ア)司法機関への情報申告を義務付け、司法当局によって常に監視されているという意識を対象者自身に持たせることにより再発防止を図ること、(イ)これにより性犯罪被害者、とりわけ、未成年者の保護を図ること、(ウ)性犯罪が発生した場合の容疑者の迅速な特定、その後の捜査・追跡、身柄の拘束等、捜査の遂行を容易にすることにある。もっとも、登録者のプライバシー保護等の観点から、米国のように、登録者の情報を地域住民に対して情報開示することを予定したものではない。

<sup>115</sup> 以上、当該項目全体につき、日本弁護士会被害者支援委員会『犯罪被害者の権利の確立と総合的支援を求めて』(明石書店、2004年)147～148頁、全国犯罪被害者の会ヨーロッパ調査団『ヨーロッパ調査報告書-被害者の刑事手続への参加を目指して-』(2002年)54～59頁。

<sup>116</sup> 以下、『法務総合研究所研究部報告 38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究-フランス、ドイツ、英国、米国-』(法務総合研究所、2008)25～36頁。

## VII. ドイツ

### 1. 性犯罪の構成要件について

1) レイプの成立の要件は、暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているのか。

#### ア レイプの成立要件

##### (ア) はじめに

ドイツにおいては、2016年に法改正が行われており、レイプの成立要件にも影響が生じているので、その経緯及び概要について触れておく。

##### a 2016年ドイツ刑法改正の経緯

2016年改正前のドイツ刑法では、性犯罪が成立するためには、被害者の身体的な抵抗が必要であると考えられており、また、性犯罪の手段としての暴行・脅迫が必要とされるなど、犯罪の成立要件、裁判所の法解釈のスタンスともに、性犯罪の被害者にとっては厳しい内容であり、被害者保護として十分ではなかった。

そのような批判がある中、NGO団体等のキャンペーンにより、2015年に、改正の機運が高まり、改正が実現した。

2016年の刑法改正には、2015年年末に発生したケルン大暴動での反省を踏まえて、同暴動で犯罪行為として処罰の対象とならなかった行為(集団から生じる性的犯行、性的嫌がらせ行為)についても処罰の対象となるよう犯罪類型が新設された。

##### b 2016年ドイツ刑法改正の概要

2016年改正の主な内容は以下のようなものである。

- i 性犯罪が成立するためには、被害者が体を使って抵抗することは必要でなくなり、拒絶の意思を明示・黙示に表明することで足りることになった(“No-Means-No”modelの採用、改正刑法第177条(1))。
- ii 性的強要罪等の成立要件から暴行・脅迫の要件が撤廃され、加重事由となった(改正刑法第177条(1)、(5))。
- iii 改正刑法第177条(2)3号により、驚愕を利用した性的強要罪等を処罰する規定が新設された。
- iv セクシュアル・ハラスメント罪(改正刑法第184条 i)及び集団から生じる犯罪(改正刑法第184条 j)が新設された。

#### (イ) 改正後刑法におけるレイプの成立要件

##### a 改正後刑法における基本類型

改正後の刑法では、下記の刑法第177条第1項において、他人の認識可能な意思に反する性行為を性的強要罪の基本類型としており、

###### 刑法第177条第1項

他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者による性的行為をその者に対して遂行若しくは甘受させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。

被害者の身体への侵襲を伴う場合を加重類型として、下記の刑法第177条(6)において、レイプ罪(レイプ)として処罰することとしている。

刑法第177条第6項

特に犯情の重い事例では、2年以上の自由刑に処する。以下の各号に当たる場合は、通常は特に犯情の重い事例である。

- 1号 行為者が被害者と性交を行い若しくは被害者に性交させ、又は、被害者の身体への挿入と結びつく場合はとりわけそうであるが、被害者を特に貶めるような性交類似行為を被害者に対して行い若しくは被害者に行わせる場合
- 2号 行為が複数人で共同して行われた場合

典型的には、他人の認識可能な意思(the recognizable will)に反して性交(sexual intercourse)を行う場合にレイプ罪が成立する。

この認識可能な意思(the recognizable will)に関して、旧法では、性犯罪の被害者は、身体的に抵抗して拒絶の意思を表明しない限り、その性的自己決定権は保護されないと理解されていた<sup>117</sup>。

これに対して、新法では、身体的な抵抗がなくとも被害者が「No」と表明した場合には、性的強要罪等が成立することとなった(「No Means No」の原則の採用)。そのため2016年の法改正によって、「意に反する」の成立要件は緩和されたといえる。

深町教授の論文<sup>118</sup>によれば、認識可能な意思(the recognizable will)の解釈に関して、「ここでの認識可能性は、客観的な第三者の観点からなされる判断であって、被害者の内心に留まる意思は考慮されない。というのは、被害者が性的行為を明示的に又は黙示に(例えば涙を流すなどして)拒絶した場合には、その拒絶意思は尊重されなければならないのに対して、被害者の意思が曖昧で両義的な場合には被害者が自己の意思を外部に表明すべき(性的コミュニケーションにおける)「責務(Obliegenheit)」を果たしていないからである」と記載されている。

また、German Law Journal<sup>119</sup>に掲載されている Tatjana Hornle 教授の論文では、立法資料によれば、認識可能な意思に反するか否か(against the recognizable will)の判断は、被害者の言葉、身振り、又は、行動から行うことになると記載されている。

2016年改正によって、性犯罪の被害者は、拒絶の意思を表示することにつき、身体的に抵抗を行うことまでは要求されなくなったが、依然として、自らの意思に反する性行為であったことについて、言葉、身振り、又は、行動によって外部から分かる形で示さなければならないと考えられる。

また、前記 Tatjana Hornle 教授の論文では、レイプの定義については、旧法と同じく、身体への侵襲と定義されているが、旧法では、被害者と人間との間で身体への侵襲を伴う性交が必要とされていたのに対して、新法では、物を用いたり、動物との間で身体への侵襲を伴う性行為を強要される場合もレイプとなる点が異なると指摘されている。

## b その他の類型

新法では、第177条1項の他に以下のような性犯罪の類型が規定されており、このような犯罪類型に該当する行為が、被害者の身体に対する侵襲を伴う場合には、第177条(1)と同様に、第177条(6)でレイプ罪として処罰されることになる。

### (a) 被害者が反対意思を形成または表明することが出来ないことを利用した性的行為

刑法第177条第2項第1号

行為者が、その者が反対意思を形成又は表明できない状況を利用した場合

被害者が反対意思を形成または表明できない状態にあることを利用して性的行為を行った場合も処罰する規定である。

<sup>117</sup> 「ドイツにおける2016年性刑法改正について」深町晋也 99頁参照

<sup>118</sup> 「ドイツにおける2016年性刑法改正について」深町晋也 100頁

<sup>119</sup> German Law Journal(Vol.18、No.06)

[https://static1.squarespace.com/static/56330ad3e4b0733dcc0c8495/t/5a088d3df9619a1bb00aedd7/1510509886909/01\\_Vol\\_18\\_No\\_06A\\_Hoernle.pdf](https://static1.squarespace.com/static/56330ad3e4b0733dcc0c8495/t/5a088d3df9619a1bb00aedd7/1510509886909/01_Vol_18_No_06A_Hoernle.pdf)

上記 Tatjana Hornle 教授の論文によれば、本号の適用が認められる「被害者が、反対意思を形成又は表明できない状況」とは、麻酔、睡眠、昏睡、ドラッグ、または、アルコールにより意識を失っているような場合が具体例として挙げられている。

なお、本規定については、前掲深町教授の論文によれば、反対意思を形成・表明できない状況は精神疾患・精神障害や意識障害などに基づく必要はないと説明されている<sup>120</sup>。

### (b) 被害者が、反対意思を形成、または、表明することが著しく限定されている状態を利用した性的行為

#### 刑法第 177 条第 2 項第 2 号

行為者が、その者が身体的又は精神的状態に基づき、意思形成又は表明が著しく限定されている状況を利用した場合。但し、行為者がその者の同意を得た場合を除く。

同号は、被害者がその身体的・精神的状態により反対意思を形成・表明することが著しく限定されている場合には、被害者の同意がない限り、処罰を肯定する規定である。

この点、前掲深町教授の論文<sup>121</sup>では、「例えば、被害者が著しく酩酊している場合や一定の知的障害がある場合のように、事実的な意思形成・表明能力がなお完全には失われていない場合には、第 1 号とは異なり、直ちに被害者との性的行為が処罰対象となるものではなく、被害者の明確な同意を得ていない場合に限り処罰される」と説明されている。

Tatjana Hornle 教授によれば、同号但し書について、「その者の同意」が、自発的な意思決定を意味するのか、あるいは、単に事実上の同意で足りるのかという問題に関して、事実上の同意で足りると説明されている。

加えて、被害者の親戚あるいは保護者の同意といったものは不要であるし、また、それを本人の同意に代えることもできないとも記載されている。

さらに、「(同意を)得た」の意味について、全ての合理的な疑いを排除し、同意を認識するための措置を取ることであると説明されている。この場面では、加害者が曖昧な状況を明らかにする必要があり、被害者が、ひどく精神的に障害を負っているか、著しく酩酊している場合は、被害者の拒絶意思を表明する義務は停止されなければならないとも記載されている。

上記のほか、立法資料によれば、同条の同意は、“affirmative consent model”(明確な同意が必要)に基礎を置く規定であると説明されている。

また、「利用した」の要件に関して、両当事者が、酩酊していた場合、あるいは、精神的に障害を負っている者同士であった場合は、この利用したという要件を欠く場合があるとも解説されている。

### (c) 驚愕を利用した性的行為

#### 刑法第 177 条第 2 項第 3 号

行為者が驚愕の瞬間を利用した場合

旧法では処罰の対象から外れていた驚愕を利用した性的行為を処罰するために新設された規定である。唐突型と言われる被害者が反対意思を形成する時間的余裕がない間に性的行為が行われた場合を処罰するための規定である。

上記 Tatjana Hornle 教授の論文によれば、驚愕を利用した性的行為は、典型的には、性的な身体接触を伴うケースを想定するものと考えられているが、身体への侵襲を伴うケースにも適用されうると説明されている。

<sup>120</sup> 前掲深町 100 頁

<sup>121</sup> 前掲深町 100 頁

#### (d)被害者が抵抗した場合には深刻な害悪が生じる危険性がある状況を利用した性的行為

##### 刑法第177条第2項第4号

行為者が、抵抗した場合には被害者に深刻な害悪が生じる恐れがある状況を利用した場合

この“serious evil(深刻な害悪)”とは、旧刑法第177条第1項で規定されていた「身体若しくは生命に対する現在の危険」に限定されるものではない。また、上記 Tatjana Hornle 教授の論文では、同号では、被害者は、拒絶を表示する義務を負わないと解説されている。

同号は、加害者が声に出して被害者を脅していないケースであっても、なお、被害者が、加害者に対して抵抗した場合には深刻な害悪が生じる危険性があると怯えている場合を想定している。

上記 Tatjana Hornle 教授の論文によれば、ここでは法は客観的な基準を想定しており、被害者が主観的に深刻な害悪が生じる危険性があると怖れていただけでは不十分であるとされている。

また、立法資料によれば、例えば、「被害者が、解雇されるとの不安を覚えて、性的な好意を雇い主に示すこと、あるいは、わいせつな提案を受け入れることに決めた場合」は、同号の適用から外れると明示されていると紹介されている。

本規定について前掲深町教授の論文では、「行為者が暗黙の裡に「暴行を行う雰囲気」を生じさせているような場合が、第4号で補足されている。」と説明されている。

#### (e) 深刻な害悪を伴う脅迫による性的行為

##### 刑法第177条第2項第5号

行為者が、深刻な害悪を伴う脅迫によって、その者に性的行為の遂行又は甘受を強いた場合

5号は、加害者が明示的に深刻な害悪を伴う脅迫を行い、性的行為を強いた場合を処罰するための規定である。

#### イ 暴行・脅迫等の要件が課されているか。

旧法では、性的強要行為を行う際の手段としての暴行・脅迫等が必要とされていたが、新法では、上記177条1項のとおり、暴行・脅迫等は犯罪成立のための要件としては課されておらず、性的強要行為等が行われた際に、暴行・脅迫等が用いられた場合には、下記のように加重類型として処罰されることになる。

#### 暴行・脅迫などによってなされる性的行為

##### 刑法第177条第5項

以下の各号に当たる場合は、1年以上の自由刑に処する。

1号 行為者が被害者に対して暴行を用いた場合

2号 行為者が被害者に対して生命又は身体に対する現在の危険を伴う脅迫を行った場合

3号 行為者が、被害者が行為者の影響に保護なく晒されている状況を利用した場合

暴行・脅迫等を手段として刑法第177条第1項又は第2項に該当する性的行為を行った場合は、加重類型として刑法第177条第5項により、1年以上の自由刑として処罰される。

上記 Tatjana Hornle 教授の論文によれば、同項は、改正前刑法第177条第1項に似ている規定であるが、いくつかの重要な違いがあると指摘されている。

具体的な違いとしては、旧法は、最初に暴力が行われ、次に性行為が行われる場合を想定しており、また、加害者が暴力を用いた時点で性的な意図を有していることが必要であったと説明されており、そのため、裁判所は、加害者が、交際していた彼女の新しいパートナーを妬みや恨みから殺し、その後で、性的意図を生じ、殺されたパートナーの隣に座ってショックを受けている被害者と性交した場合はレイプ罪では有罪としなかったと紹介されている。

これに対して、新法では、端的に「被害者に対して暴行を用いた場合」と規定し、性行為の間、前、又は後、いずれの時点でも暴力あるいは脅迫が行われることで足りると改正されたと解説されている。



この点について、深町教授の論文<sup>122</sup>でも新法では、暴行・脅迫といった行為態様によって、性的行為を被害者に「強要する」ことはもはや要件ではなく、「目的連関」は不要であると説明されている。

また、新法では、暴力は、被害者に対して向けられたものに限定されたており、この限定は旧法ではなかったものであり、例えば、上記の例で、別れた恋人の新しいパートナーを殺害した行為は、被害者に向けられたものではないので、本条の適用はないということになると解説されている。

また、上記 Tatjana Hornle 教授の論文<sup>123</sup>では、同項第3号に規定されている“被害者が行為者の影響に、保護なく晒されている状況”の解釈に関しても、立法資料によれば、旧法下で要求されていた非現実的な要件(客観的にその場から逃走すること、または、第三者に助けを求めることが不可能であること)を満たす必要はなくなったと記載されている。

#### ウ 意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか

上記のとおり、身体への侵襲を伴う場合にレイプとなることから、例え、意に反する性行為であったとしても、身体への侵襲を伴わない場合は、レイプ(レイプ)とはならない。そのため、レイプに至らない意に反する性行為は、性的強要罪、セクシュアル・ハラスメントとして処罰の対象となる。

また、新法においては、「意に反する」性行為以外にも、前述のように、被害者が反対意思を形成・表明できない場合、反対意思を表明する形成・表明することが著しく限定されている場合、行為者が驚愕を利用して性的行為を行った場合、被害者が抵抗した場合には深刻な害悪が生じる危険性がある状況を行為者が利用して性的行為を行った場合などにも、性的強要罪が成立するとされており、したがって、そのようなケースでは、被害者の意に反することの立証がなくとも、性的行為が身体への侵襲を伴うものであれば、レイプ罪(レイプ)が成立し得ることになる。

#### エ 男性も対象とされているか

旧法下においても男性が性犯罪の被害者になり得ると考えられており<sup>124</sup>、新法でも変更点は見られない。

#### オ その立証責任はどのように分担されているのか

この点に関し、明記した文献は見つからなかったが、ドイツ刑法第177条では「被害者の意思に反する」という要件は、中核的な内容と考えられており<sup>125</sup>、また、前出の深町教授の論文においても被害者が自己の意思を外部に表明することは、被害者の責務と表現されていることから、被害者の意思に反するという要件については、検察官側が不同意について立証責任を負っており、新法における「認識可能な意思に反する」の要件についても同様に検察官が立証責任を負っていると考えられる。

#### 2) 未成年者・子どもに対する対応

- 性交同意年齢は何歳か。
- 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか。
- 監護者・親権者等による性的行為について同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか。

#### ア 性交同意年齢は何歳か。

ドイツにおいては、14歳未満の場合は、合意があってもレイプ罪が成立とされている<sup>126</sup>。

<sup>122</sup> 前掲深町 101 頁

<sup>123</sup> 前掲 German Law Journal(Vol.18、 No.06)

<sup>124</sup> 法務総合研究所 研究部報告 38「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—」63 頁

<sup>125</sup> 井田良、井上宜裕ほか編『浅田和茂先生古希祝賀論文集【上巻】』749 頁

<sup>126</sup> 「性暴力と刑事司法」大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム 203 頁

## イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか。

### (ア) 子どもに対する性的虐待

#### 刑法第 176 条 子ども虐待

- (1) 14 歳未満の者と性的な行為を行った者、または、14 歳未満の者に性的な行為を行わせた者は、6 カ月以上 10 年以下の自由刑に処する。
- (2) 14 歳未満の者に第三者と性的な行為を行うように仕向けた者、または、第三者に 14 歳未満の者と性的な行為を行うことを許容した者は前項と同様に処罰される。
- (3) とりわけ重大な事案では、一年以上の自由刑となる。

#### 刑法第 176 条第 a 項 子どもに対する性的虐待のうち犯情の重いもの

- (1) 刑法第 176 条第 1 項、第 2 項の児童虐待の罪は、行為者が、同様の罪で判決を受けてから 5 年以内であれば、一年以上の自由刑となる。
- (2) 刑法第 176 条第 1 項、第 2 項の児童虐待の罪は、行為者が、
  1. 18 歳以上の者が、14 歳未満の者と性交、もしくは、身体への侵襲を伴う類似の性行為を行い、または、14 歳未満の者に自らそのような行為を行わせることを許容した場合、
  2. 行為が複数名で行われた場合、または、
  3. 行為者が、その行為によって、14 歳未満の者が、深刻な被害を受ける、または、その身体的、精神的な成長を実質的損なう危険な状態にした場合は、  
一年以上の自由刑となる。

#### 刑法第 176 条第 b 項 子どもに対する性的虐待致死

刑法第 176 条、第 176 条第 a 項の違反を犯した者が、少なくとも重過失により、14 歳未満の者を死亡させた場合は、10 年以上終身刑の自由刑となる。

### (イ) 子どもに対する性的虐待

#### 刑法第 182 条 未成年に対する性的虐待

- (1) 強制状態に乗じ、
  1. 18 歳未満の者と性的な行為を行い、もしくは、その者に自己に対する性的な行為を行わせ、または、
  2. 18 歳未満の者に第三者と性的な行為を行うように、または、第三者により性的な行為を受けることを仕向けたことにより、  
18 歳未満の者を虐待した者は、5 年以下の自由刑に処する。
- (2) 18 歳以上の者が、対価と引き換えに、18 歳未満の者に対して性的行為を行い、又は、この者に自己に対する性的行為を行わせることにより、虐待した場合は、前項と同様とする。
- (3) 21 歳以上の者が、
  1. 16 歳未満の者に対して性的行為を行い、若しくは、この者に自己に対する性的行為を行わせ、又は、
  2. 16 歳未満の者が第三者に対して性的行為を行うように、若しくは、16 歳未満の者が第三者に 16 歳未満の者自身に対する性的行為を行わせるように、仕向けることにより、  
16 歳未満の者を虐待し、被害者の性的自己決定能力の不足を利用した場合は、3 年以下の自由刑、または、罰金刑に処する。

成人に対する性犯罪の類型(刑法第 177 条)との関係で、未成年に対する性犯罪を加重類型として処罰しているわけではないが、14 歳未満の場合は、子どもに対する性的虐待として別途規定(刑法第 176 条<sup>127</sup>)が設けられており、同犯罪に関しては、5 年以内に子どもに対する性的虐待で有罪判決を受

<sup>127</sup> ドイツ刑法 176 条原文(ドイツ連邦司法消費者保護省HPより)

[https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/\\_176.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/_176.html)

[https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/\\_176a.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/_176a.html)

[https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/\\_176b.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/_176b.html)

けた者については刑が加重されるなど独自の加重類型が定められている。

16歳以上、18歳以上の未成年者を対象とする性的虐待についても刑法第182条(未成年に対する性的虐待)で、別途規定が設けられているが、量刑が刑法第177条に比して軽いことからすると、被害者の意思に反する場合は刑法第177条で処罰の対象となり、そうでない場合が、刑法第182条によりカバーされて処罰の対象となると考えられる。

ウ 監護者・親権者等による性的行為について同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか。

刑法第174条

保護を委ねられている者に対する性的虐待行為者の血縁上若しくは法律上の直系卑属、または、行為者の法律上の配偶者、行為者と内縁関係にある者、若しくは、行為者が共に婚姻関係若しくは内縁関係類似の生活を営んでいる者の直系卑属で、18歳未満の者に対して、性的行為を行い、又は、この者に自己に対する性的行為を行わせた者は、3か月以上5年以下の自由刑に処する。

監護権者、親権者よりも広い範囲で、保護をゆだねられている者による性的虐待を処罰するための規定である。

3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか。

ドイツ改正刑法では、レイプ罪(刑法第177条第6項)の他に、性的強要罪等として、刑法第177条第1、2、4、5項、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)として刑法第184条第1項が存在する。

セクシュアル・ハラスメントについての条文・概要は下記のとおりである。

ポルノ等への出演強要は、性的行為、性行為を伴うものであり、改正後のドイツ刑法では、「他人の認識可能な意思に反して」ポルノ等への出演を強要したと評価できる事案であれば性的強要罪、レイプ罪(刑法第177条第1項、第6項)にも該当し得ると考えられる。

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

刑法第184条第1項

- (1) 他人の身体に性的と判断される方法で触れ、その者を不快にさせた者は、当該行為がより重い刑を定めた規定で処罰されない場合には、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- (2) 特に犯情の重い事例では、2年以上の自由刑に処す。とりわけ重大な事案とは典型的には、複数の者が共同して行為を行った場合をいう。
- (3) 特別な公益のために検察官が職権で起訴する必要がある場合には、起訴するためには、被害者による告訴が必要である。

2016年改正まで、ドイツ刑法はセクシュアル・ハラスメントに相当する規定を有しておらず、単なる性的な接触は刑法犯とは考えられていなかった。

Tatjana Hornle 教授の論文によれば、セクシュアル・ハラスメントの要件は、行為者が性的な方法で被害者の身体に接触し、それにより、被害者を不快にさせることであり、口頭でのハラスメントは刑法犯ではないと解説されている。

また、上記論文では裁判所が、どのように「性的な方法」と判断するかは解決されていない問題であり、立法資料もこの点については明確でないと指摘されている。

この点につき、Tatjana Hornle 教授は、上記論文の中で行為者の主観のみに依拠して判断する場合は、禁止行為が広がりすぎるとして、その特定の接触行為が、親密な関係の中で社会的に受け入れられる行為か否かという判断基準を提示している。

例えば、行為者が性交の序章であると意図していたとしても、友人や親戚との間で、頬にキスをする行為、抱きしめる行為等がありふれたものであった場合には、性的な方法であると判断されるべきではないと解説している。

本条につき、深町教授の論文では、言葉による嫌がらせは本条の処罰対象ではないが、他方で、

性的行為に当たらない身体的接触が本条の対象となると説明されている。また、被害者の同意があった場合は、「嫌がらせ」の要件を欠くことになる」と説明されている。

**4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。**

**不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか**

上記のとおり、刑法第 177 条では「被害者の意思に反する」という要件は、中核的な内容と考えられており、基本的には、検察官(被害者)側が不同意について立証責任を負っている。

この点について、新法第 177 条第 1 項では、検察官(被害者)は、言葉、身振り、又は行動によって拒絶を明示又は黙示的に示したことを立証すれば、「他人の認識可能な意思に反して」(不同意)の証明として足りることとなったものの、依然として検察官が不同意について立証責任を負っていると考えられる。

## 2. 性暴力への緊急対応について

### 1) 公費の性暴力被害者救済センターがあるか。その概要

日本語の文献、外務省のHP(在ドイツ日本国大使館)、海外の記事(英文)、下記「白い環」のHP等を調査した限りでは、公費により運営されている性暴力被害者救済センターは確認できなかった。

この点、ドイツには民間の被害者援助組織として、「白い環」(WISSER RING)という団体が存在しており、犯罪被害者からの相談対応、各種申請書類作成の補助、被害者の権利の広報、性犯罪被害者への金銭的保護のための資金集め、法廷への付添い、弁護士費用の引き受け等幅広いサポートを行っている。

「白い環」のHPによれば、同団体の具体的な活動として、政府が家庭内において性的虐待、性的暴力を受けたことのある人々に対する支援を行う際に、支援を受けるための申請に関して援助を行っていたことが紹介されている。

「白い環」は、2003 年の日弁連人権大会における「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」の提案理由でも、会員数 2 万人を有する組織で、公益団体として刑事事件の罰金の還付を受けており、免税措置によって多額の遺産寄付を受けていることから活動資金を不足することはない等紹介されている<sup>128</sup>。

「白い環」については、法務総合研究所の資料<sup>129</sup>でも紹介されている。概略を記載すると「白い環」は、暴力犯罪被害者の補償に関する法律が制定された 1976 年に、犯罪被害者を支援し、犯罪を予防することを目的として設立された団体であり、マインツに本部を有し、ドイツのすべての州に支部を有している。

同団体は、寄付金、会員からの会費、交通事件関連の罰金からの割当金、遺産の贈与、利子収入等を資金に活動を行っているとされている。

なお、「白い環」のHPによれば、2018 年時点の構成は、専門職のボランティア活動従事者は、3、000 名、会員数は 50、000 名、支部数は 420 と紹介されている。

以上からは、「白い環」は、その歴史も古く、公的な団体ではないものの、ドイツでは、広く知れ渡っている団体であることが窺える。

**2) 性暴力被害者に対する救済センターとしての機能を果たす医療機関があるか。すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドリックに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。男性も対象としているか。**

<sup>128</sup> 日本弁護士連合会 2003 年人権擁護大会宣言「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」  
[https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil\\_liberties/year/2003/2003\\_4.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2003/2003_4.html)

<sup>129</sup> 法務総合研究所研究部報告「ドイツにおける被害者保護施策及び被害者救済活動の現状」滝本幸一 橋本三保子  
135 頁

上記「白い環」のHP等を確認した限りでは、性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関は見つからなかった。

**3) 警察において、性暴力の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイブドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか。**

上記「白い環」のHP<sup>130</sup>によれば、性犯罪の被害者が、警察に被害申告を行ったときまでに医学的な診断を受けていない場合は、警察によって病院に連れていかれるか、または、必要な医療行為(初期治療、身体的な怪我、妊娠検査及びHIV検査)を受けることになることと記載されている。

加えて、被害者はかかる医療検査を女性によって行うよう求めることが出来ることも記載されている。

こうした記載からは、ドイツにおいて、警察が、性犯罪の被害申告を受けて医療機関と連携する体制が存在することがうかがえる。

ドイツ刑法上は、男性も性犯罪の被害者となることから男性から被害申告があった場合も同様に医療行為を受けることになるものと思われる。

このような医療行為が無料で受けられるものか、あるいは、刑事事件を進行する意思を表示しない場合に受けられるものかについては、現時点での調査では不明である。

### 3. 性犯罪の捜査について

#### 1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

##### ア 事情聴取方法の軽減

「白い環」のHPによれば、性犯罪の被害者からの事情聴取は、本人が望む限り、可能な限り行われることと記載されている。また事情聴取の際に、性犯罪被害者が信頼する者、または、弁護士が立ち会うことも認められているとのことである。

##### イ DNA鑑定を活用

ドイツ刑事訴訟法 においては、重大な犯罪又は性的自己決定権を侵害する犯罪の嫌疑がかけられている被疑者又は被告人について、将来重大な犯罪による刑事手続が行われる可能性があることと認められる場合には、裁判所の命令等により、この者から体細胞を採取してDNA鑑定を行い、DNA同定標本及び性別確定に資するデータを連邦警察局において保管・使用することができると規定されている(ドイツ刑事訴訟法第 81 条第 g 項第 5 号)。

DNAデータは、連邦警察局において蓄積し、使用することが出来るとされており、かかるデータを用いて性犯罪の犯人を特定することが可能となっている。

また、ドイツには、DNA一斉調査という捜査の態様が認められている。これは、犯罪捜査のために特定地域住民全員を対象として行うような鑑定対象を特定せずに実施する調査であり、刑事訴訟法第 81 条第 h 項で規定されている。

DNA鑑定を活用により、犯罪被害者による被疑者・被告人と犯人の特定作業の負担は軽減されているといえる。

##### ウ 訴訟手続における保護

ドイツ刑事訴訟法には、性犯罪被害者の保護・負担の軽減のための規定として以下のようなものがある。

(ア) 刑事訴訟法第 58 条第 a 項(録画による尋問)

公判廷で証人尋問を行うことが出来ないおそれがあり、真実発見のために必要と考えられる場合には、証人尋問の様子を録画したものを証拠として提出することが認められている。

(イ) 刑事訴訟法第 68 条第 a 項(質問制限)

被害者の以前の性体験などを質問することを禁止するいわゆる「レイブ・シールド法」はドイ

<sup>130</sup> 白い環HPより

<https://weisser-ring.de/media-news/news-pressemitteilungen/18-01-2013>

ツでは立法されていないが、ドイツ刑事訴訟法では、事実に関する質問は、証人等が不名誉に至り得る場合、または、プライバシーにわたる場合には、それが「不可欠」なときのみ許されるとされている。

(ウ) 刑事訴訟法第 68 条第 b 項(証人の弁護人選任権)

ドイツ刑事訴訟法では、性犯罪の被害者などで弱い立場にある者が証人になっているときに十分な保護を保証するために証人の弁護人選任権を認めている。裁判所が職権で弁護人を付すこともできる。

(エ) 刑事訴訟法第 395 条(公訴参加)、第 397 条 a 項(公訴参加における弁護士の選任)

性犯罪の被害者は、検察官の起訴に参加し、公判手続に参加することが出来、公訴参加にあたって弁護士を選任することができる。

(オ) 刑事訴訟法第 406 条第 f、g 項(被害者の弁護人選任権)

被害者にも弁護人選任権が認められている。重い性犯罪の場合は、捜査段階から被害者に被害者弁護人を国家の費用で付けることができるとされている<sup>131</sup>。

## 2) 不起訴となった被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか。

ドイツ連邦司法消費者保護省が作成している「I am the victim of a crime. What are my rights?」によれば、捜査当局が、被害者に対し、当然に事件の経過について情報を開示することにはなっておらず、事件の経過につき知りたい場合は、被害を申告した際に、情報の開示を得たいことも告げる必要があるとされており、その場合には、警察から、被害の申告を受け付けたことについての書類を受け取ることが出来、また、検察官が事件を終結したかどうかについての情報を得ることができると記載されている。

この点、刑事訴訟法第 406 条第 d 項では、被害者は、裁判手続の終結・結果、有罪判決を受けた人物が被害者に接触等することを控えるよう裁判所の命令を受けているかどうか、その他被疑者・被告人の身体拘束に関する情報を得ることができると規定されている。また、同法第 406 条第 e 項では、被害者が弁護士を通じて文書を開覧することが認められている<sup>132</sup>。

## 4. その他

### 1) 公訴時効期間の開始時期の変更

公訴時効が成立した場合には犯罪行為は処罰できない。この点は、日本と同様である。性犯罪に関する公訴時効について、子どもに対する性的虐待等(刑法第 174 条から第 174 条第 c 項、刑法第 176 条から第 179 条)についての公訴時効期間は、被害者が満 21 歳に達してから開始するとなっている<sup>133</sup>。

### 2) その他の犯罪類型

2016 年刑法改正に伴って新設された規定として下記の集団から生じる性的犯行(刑法第 184 条第 j 項)がある。

#### 集団による性的犯行

##### 刑法第 184 条第 1 項

そのグループのメンバーのうちの誰かが刑法第 177 条または刑法第 184 条第 1 項の犯罪を犯し、その違反が他の重い刑を定めた規定で罰せられない場合は、犯罪を犯すために他人を追い詰めたグループに参加することによって、犯罪を行うことを容易にした者は、2 年以下の自由刑、又は、罰金に処す。

<sup>131</sup> ハンス＝ユンゲル・ケルナー著、小川浩三訳『ドイツにおける刑事訴追と制裁』211 頁

<sup>132</sup> 前掲『ドイツにおける刑事訴追と制裁』203 頁

<sup>133</sup> ドイツ刑事訴訟法第 78b 条原文(ドイツ連邦司法消費者保護省HPより)

[https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/\\_78b.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/_78b.html)

(1) Die Verjährung ruht

1. bis zur Vollendung des 30. Lebensjahres des Opfers bei Straftaten nach den §§ 174 bis 174c、176 bis 178、180 Absatz 3、§§ 182、225、226a und 237、

同条同項は、ケルン大暴動を受けて新設された規定である。Tatjana Hornle 教授の論文によれば、立法資料では、集団力学が違反者を増長させ、また、抑制を弱めるということが強調されていると改正の根拠が紹介されている。

同条は、参加型の犯罪の処罰範囲を広げるものである。

Tatjana Hornle 教授の論文によれば、ドイツ刑法において、一般的に、幫助犯は正犯が行おうとしている犯罪の基本的な認識を有していなければならないとされているが、これに対して、刑法第 184 条第 j 項における参加者の意図は、より一般的なもので足りると説明されている。

同論文では、グループの誰かによって性的な犯罪が行われることは客観的な犯罪要件として必要であるが、後に被害者となる者を追い詰めるグループに参加したということの他に、何かしらの行為または犯罪への貢献を証明する必要はなく、その後に行われる犯罪の性的な性質に関する故意を証明する必要もないと説明されている。

さらに同論文では、このように本条の犯罪が成立するためのハードルは低いと、それにも関わらず、実務的に本罪の適用が多く見られることは出来なさそうであるとの指摘もされている。主な問題は、行為者の同一性(犯人性)の問題であって、重圧の下にある目撃者が、大勢いるグループのメンバーを特定することは容易ではないと指摘されている。

また、同論文では、同条同項の故意として、被害者を追い詰める意図の他に、犯罪を犯すことについての意図があったことを証明する必要があり、もし被疑者が女性を困らせることが目的であったと主張した場合、本条本項の適用から外れることになるとの指摘もされている。

## VIII. スウェーデン

### 1. 性犯罪の構成要件について

1) レイプの成立の要件は。暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

#### ア レイプの成立要件

##### 【現行法の成立要件】(Chapter 6 in the Swedish Penal Code)

2018年6月まで刑法ではレイプの成立要件は限定的であった。<sup>134135</sup>

##### 刑法第1条

傷害、その他暴行、若しくは犯罪行為の脅迫によって人に性交を強要し、又は侵害の種類及びその他の事情に鑑み性交と同等と認められる性的行為を実行、若しくは許容させた者は「レイプ」の罪として、2年以上 6年以下の拘禁に処す。

##### 刑法第1条第2項

他者が無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊状態その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神的障害もしくはその他の状況、病気である、身体的に損傷を負っている、精神的障害である、もしくはその他の状況により、特別に脆弱な状況にあることを不当に利用し、性交もしくは第1項に規定されている性交と同等にみなされる性的行為を行った者についても第1項が適用される。

また、脅迫等によって性交以外の性的行為に及んだ者については、性的強要罪とされ、法定刑は2年以下の拘禁刑とされている。

##### 刑法第2条

刑法第1条に定義された以外の状況において、違法な強要によって他人と性行為に及んだ者は、性的強要罪として2年以上の拘禁刑に処す。

### 【2017年改正法の成立要件】

2017年12月、スウェーデンにおいて、イギリスやウェールズにおいて定められているような性的同意に関する条項(Sexual Consent Clause)が創設され、2018年7月1日から施行された。<sup>136</sup>

この性的同意に関する条項(Sexual Consent Clause)は、レイプが成立しないためには、被害者による「明示の同意」を必要とするものである。逆に言えば、「イエス」と言わない限り、不同意によるレイプとされることになる。

HRNが入手した直近の資料によれば、新法での新しい性犯罪の成立要件は以下のとおりとされる。

##### 刑法第1条

自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性に鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。

相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。

以下の場合、自発的関与があると認定することは許されない。

1. 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行為に参加した場合

<sup>134</sup> 英訳につき、

[http://www.government.se/contentassets/602a1b5a8d65426496402d99e19325d5/chapter-6-of-the-swedish-penal-code\\_unofficial-translation\\_20140922.pdf](http://www.government.se/contentassets/602a1b5a8d65426496402d99e19325d5/chapter-6-of-the-swedish-penal-code_unofficial-translation_20140922.pdf)

<sup>135</sup> 矢野恵美教授の内閣府提出資料を参照した。

<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryo/pdf/bo83-4.pdf>

<sup>136</sup> なお、現時点で英文による条文は公開されていないが、HRNでは仮訳を入手した。



2. 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合 3 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合  
暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。<sup>137</sup>

なおレイプの定義として、旧法も改正法も性交のほか「侵害の重大性に鑑み性交と同等と認められる性的行為」も含まれるとしている。

これによって、陰茎の膣への挿入にとどまらず、肛門性交、口腔性交、膣や肛門への指・物の挿入、自慰行為の強要等も含まれるとされる。<sup>138</sup>

法定刑は通常2年以上6年以下の拘禁刑であり、態様によって上限を4年の拘禁刑に軽減される。生命に対する危険を伴う場合等には、加重レイプ罪(Gross Rape)として4年以上10年以下の拘禁刑というより重い罰が科されることになる。

犯罪が重大な場合は、加重レイプ罪として、5年以上10年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大な否かの認定においては、行為者が暴行、脅迫を用いたか否か、二名以上がレイプ・虐待を行った場合、被害者が低年齢であること、加害行為の残虐性について特別な考慮が払われなければならない。

また、過失レイプ罪が新たに創設された。

#### 刑法第1条 A

第1条の罪を犯した者が、相手が自発的に参加していなかったことについての注意を著しく怠った場合、過失レイプ罪として4年以下の拘禁刑に処す。但し行為が状況に照らし深刻でないと認められる場合は、加害者の刑事責任は問われない。

性的侵害罪は以下のとおり改正された。

#### 刑法第2条

自発的に参加していない者と、第1条に規定された以外の性的行為を行った者は、性的侵害罪として、2年以下の拘禁刑に処する。

相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、第1条1項、2項、3項が適用される。犯罪が重大な場合は、加重性的侵害罪として、6か月以上6年以下の拘禁刑に処する。犯罪が重大な否かの認定においては、行為者が暴行、脅迫を用いたか否か、2名以上が性的行為を行ったか、被害者が低年齢である場合、加害行為の残虐性について特別な考慮が払われなければならない。

さらに、過失性的強要罪も新しく導入された。

#### 刑法第3条

刑法第2条の罪を犯した者が、相手が自発的に参加していなかったことへの注意を著しく怠った場合、過失性的侵害罪として4年以下の拘禁刑に処す。但し行為が状況に照らし深刻でないと認められる場合は、加害者の刑事責任は問われない。

<sup>137</sup> Anyone who, with a non-voluntarily participating person, carries out a sexual intercourse or other sexual act which, in view of the seriousness of the violation, is comparable to sexual intercourse, shall be sentenced for rape to imprisonment for at least two years and at most six years. In assessing whether participation is voluntary or not, special consideration shall be given to whether voluntary involvement has been expressed through words or actions or in other ways. A person can never be considered voluntarily participating if

1. Participation is a consequence of assault, other violence or threats of criminal acts, threats to indict or inform against another for crimes or threats to leave an adversely message about someone else,

2. the perpetrator abusively utilizes that he person due to unconsciousness, sleep, serious fear, intoxication or other drug influence, illness, bodily injury, mental disorder or else due to the circumstances is in a particularly vulnerable situation, or

3. the perpetrator impel the person to participate by seriously abusing that the person is in a position of dependence on the perpetrator.

<sup>138</sup> 矢野恵美教授の内閣府提出資料を参照した。

<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryu/pdf/bo83-4.pdf>

以上のほか、以下の罪が定められている。

**(ア) Sexual Exploitation of a minor**

子どもに対する性的搾取罪である。

刑法第4条

- 1 15歳未満の子どもと性交ないし侵害の重大性に鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、子どもに対するレイプ罪として、2年以上6年以下の拘禁刑に処する。
- 2 第1項15歳から18歳未満で、行為者の子や孫、養子ないし里子、公的機関の決定に基づき養育と監督を行う者にある子どもに対し、第1項の罪を犯した者も、子どもに対するレイプ罪として同様の刑に処する。
- 3 第1項、2項の罪が重大と認められる場合、子どもに対する加重レイプ罪として5年以上10年以下の拘禁刑に処する(以下省略)

**(イ) Sexual Intercourse with an offspring**

親族との性交罪である。

刑法第7条

前記以外の自分の子又はその子孫と性交またはそれと同等と認められる性的行為をした者は2年以下の拘禁刑に処する。  
両親を同じくする生物学上の兄弟姉妹と性交またはそれと同等と認められる性的行為した者は1年以下の拘禁刑に処する。  
不正な強要その他の不適切な方法により上記の行為をさせられた者に対しては、本条の罪は適用されない。

レイプの態様を伴わない等上記(1)ないし(4)記載の犯罪に該当しない子等との間での性交については2年以下の拘禁刑が科される。血族関係のある兄弟との間の性交は1年以下の拘禁刑となる。

**(ウ) Sexual Molestation**

性的嫌がらせである。

刑法第10条

- 1 15歳未満の子どもに性的接触を行った者、又は性的意味のある行為をさせ、若しくは参加するよう強要した者は、罰金又は2年以下の拘禁刑に処される。
- 2 不快感を与えることを目的として他者に対して自身の身体の露出を行う者、または他者の性的自己決定権を侵害することを意図して言葉あるいは行動を通して嫌がらせを行う者に対して、上記と同様の刑に処す。

15歳未満の未成年に対して、性的に触れたり、性的関係に誘ったりした場合、2年以下の拘禁刑となる。

刑法第10条a

4条、5条、6条、8条または10条に規定された行為を15歳未満の児童に対して犯す目的で、児童との接触を提案または手配した者は、性的目的をもって未成年者と接触した罪により、罰金又は2年以下の拘禁刑に処す。

**(エ) Procuring**

売春のあっせん行為である。

刑法第12条

- 1 金銭的対価のために他者と性的関係をもつように促し、又は不法な手続きにより金銭的に搾取したものは、4年以下の禁錮刑に処される。
  - 2 居宅を使用する権利を持つ者が、居宅の全体あるいは一部が金銭的対価のために性的関係を持つ場として用いられていることを知りながら場所を提供した場合や、場所の提供を終了するための合理的な措置を講じないまま上記性的活動が継続または再開された場合、売春を即した者として、上記と同様の刑に処す。
  - 3 また第1項及び第2項に記載される罪が重大と認められる場合、加重売春あっせん罪として、2年以下の拘禁刑と10年以下の刑に処す。
- 犯罪が重大であるかの判断においては、活動の規模、得られた経済的利益の多さ、他者を残酷な搾取を伴う者であったかについて、特に考慮されるべき点となる。

金銭的対価を伴って他者との性的関係をさせようとした者は、4年以下の拘禁刑となる。

#### イ 暴行・脅迫等の要件が課されているか

上記の通り、2018年の法改正により、暴行・脅迫は加重要件ではあるものの、成立要件ではなくなった。自発的に参加していない者と性交をした者はすべてレイプとされる。

#### ウ 意に反する性行為が全て刑事罰の対象とされているか

上記の通り、改正により、刑法第1条で、自発的に参加していない者と性交をした者はすべてレイプとされ、意に反する性行為すべてが刑事罰の対象とされた。そして、自発的か否かは、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならないとされ、いわゆる Yes Means Yes の規定となっている。

#### エ 男性も対象とされているか。

上記の通り、行為者の性別は問われていない。

#### オ その立証責任はどのように分担されているか

挙証責任は、検察官にある。しかし、新たな法改正では、明示の同意がないことをもって足りることになり、検察官としてはこのような明示の同意がないことを合理的な疑いを超えて立証し得る証拠を提出することになる。

従前は、レイプの成立には有形力や脅迫を用いたこと、それを表すような状況を立証する必要があったものの、今後は明示の同意がないことをもって足りることになり、検察官としてはこのような明示の同意がないことを合理的な疑いを超えて立証し得る証拠を提出することになる。

この改正については、立証責任が変わるわけではないものの、裁判における立証(及びそれに付随する捜査上の証拠収集)の問題はともかくとして、性犯罪を行おうとする者の受け止め方としては、明示の同意を求める必要があるということが法律上明示されることにより、一定の抑制効果は期待出来るのではなかろうか。

## 2) 未成年者・子どもに対する対応

- ・性交同意年齢
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

#### ア 性交同意年齢

上記性的搾取罪の要件から、15歳である。

#### イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

加重レイプ罪は被害者が低年齢である場合の加重類型である。性的いやがらせの罪のように一定の関係がある場合、レイプ以外にも加重類型が設けられている。

ウ 監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

18歳未満の未成年者に対する監護者等による性交を sexual exploitation of a minor としており、同意の有無を問わないと規定している。

3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

#### ア 意に反する性行為

上記の通り相手方が自発的に参加していない性行為は、処罰対象となる。

#### イ セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要

刑法第2条は、自発的に参加していない者との性的行為を行った者は、性的侵害罪として、2年以下の拘禁刑に処するとしており、広範な性行為が犯罪となり得る。また、15歳未満の子どもへの性的接触、身体の露出、性的自己決定権を侵害することを意図した言葉あるいは行動を通じた嫌がらせは性的嫌がらせの罪として処罰の対象となる。過失レイプ、過失性的強要罪により、本人の意に反することに対し、行為者に重過失がある場合に処罰する法制により、セクシュアル・ハラスメントへの幅広い対応が期待される。

また、レイプの成立要件として、「性交をし、または侵害の重大性に鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者」とされ、アダルトビデオの出演強要も含まれる可能性がある。

4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか

挙証責任は、検察にある。ただし、同意がなかったことが、被害者の事情で認められるため、被告人が同意があったことを主張する必要があり、事実上立証責任は、転換されている。上記の通り、性的同意条項 (sexual consent clause) の創設により、緩和はされるものの、立証責任の主体は依然被害者側にあるという批判がある。

## 2. 性暴力への緊急対応について

### 1) 公費の性暴力被害者救援センターがあるか。その概要

#### ア Victim Support Association、Kvinnofridslinjen

公的な被害者救済センターとしては Victim Support Association 及び Kvinnofridslinjen が考えられる。<sup>139</sup> いずれも、相談に応じることが原則的なサポート体制であるが、サポート自体は無料である。

#### イ The Swedish Crime Victim Compensation and Support Authority<sup>140141</sup>

性犯罪に特化したわけではないが、犯罪被害者救済のための政府機関である。例えば、証人尋問の付き添い等他国の救援センターと同様のサポート体制があるようである。

また、Crime Victim Fund を運営し、被害者救済全般に努めている。

#### ウ 犯罪被害者庁 (Brottsoffermyndigheten)

犯罪被害者庁の機能 (活動) としては、①犯罪被害者への補償、② 犯罪被害者基金の管理、③犯罪被害者に関する情報の収集・伝達、④ 補償金の求償の4つを行っているワンストップセンターである。

<sup>139</sup> <https://polisen.se/en/Languages/Victims-of-Crime/Sex-crime-victims/>

<sup>140</sup> <https://www.brottsoffermyndigheten.se/eng/help-for-victims/support-and-help>

<sup>141</sup> The Swedish Judicial System (Ministry of Justice、June 2015)

### エ 犯罪被害者補佐人の制度<sup>142</sup>

1988年、被害者補佐人に関する法律が制定され、被害者は刑事事件捜査と公判の間、国費による被害者弁護を受ける権利がある」と認められ、被害者補佐人制度が導入された。被害者補佐人は、被害者の利益を擁護し、支持及び助力を与えるものとされ、弁護士または弁護士事務所の弁護士補が任命される(被害者補佐人に関する法律第4条、法扶助法第26条第1項)。

2) 性暴力被害者に対する救済センターとしての機能を果たす医療機関があるか。すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。男性も対象としているか。

### ア Södersjukhuset hospital(ストックホルム南総合病院)

スウェーデンで最大規模の病院であり、性暴力被害者の救済センターとして機能している。基本的に料金は無料のようであり、ピルの処方、DNA検査、レイプドラッグに関する検査等が専門的に行われる。特に、証拠化には早期の対応と発見が必要であり、性犯罪は、例えばより精緻な検査を行うことで、通常の技術では時間の経過により発見できないような証拠となる成分を検出できる等、こうした専門的な医療知識を有する病院の存在は重要である。<sup>143</sup>

### イ 世界で初めての男性被害者のためのレイプ救済センター

ストックホルム南総合病院は、女性被害者に対するケアを専門的に取り扱っていたが、2015年10月に、世界で初めて男性向けのケアも開始した。女性被害者同様、24時間対応可能である。RAINNと提携し、各地域において性暴力被害者に対して対応をしている。相談やカウンセリング等の補助や各種教育を行っている。

3) 警察において、広く性暴力の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか。

Code of Judicial Procedure(刑事訴訟法)等、法制度上、警察が医療機関と連携して捜査する体制が制度として構築されている旨の情報は見当たらなかった。もっとも、警察において性犯罪被害者に対して上記の救済センターの紹介をする等していることからすれば、少なくとも性犯罪捜査に対して積極的な姿勢がうかがえる。

## 3. 性犯罪の捜査について

### 1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

被害者補佐人制度があり、国の費用で補佐人が取調べに同席することが可能である。また、上記の通り被害者弁護人制度も改正により創設される見込みであり、さらに保護が強化されることになる。

なお、起訴後ではあるが、刑事手続法上、裁判所による証拠決定の判断によって供述の必要性は吟味され、証人尋問においても例えば加害者たる被告人の同席しない場での証言等が認められている。

### 2) 不起訴となった被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか。

不起訴となった場合の捜査関係資料の開示について、被害者又は弁護士は閲覧等を行うことが出来るようであるが、基本的には検察官の裁量による。<sup>144</sup>

<sup>142</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/norway\\_sweden\\_report.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/norway_sweden_report.pdf)

<sup>143</sup> 伊藤詩織「Black Box」2017

<sup>144</sup> 日本弁護士連合会「ノルウェー・スウェーデン・フィンランド 犯罪被害者支援制度に関する調査報告書」2017

## Ⅸ. フィンランド

### 1. 性犯罪の構成要件について

1) レイプの成立の要件は。暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

#### ア レイプの成立要件<sup>145</sup>

フィンランドでは、レイプとそれ以外の性犯罪を細分化している(Finland Penal Code 20 章)。そこで、レイプに加え、レイプ以外の性犯罪についても概観する。

#### (ア) Rape、Aggravated Rape

Rapeの定めは以下の通りである。

##### 刑法第1条 レイプ罪

- (1) 他人に対する直接の暴力の行使又はその脅迫によって同人に性交を強制した者は、レイプ罪として、1年以上6年以下の拘禁刑とする。
- (2) また、意識の喪失、疾患、障害、畏怖状態、又は他の無抵抗状態に乗じて、防御できない又は意思を形成若しくは発することが出来ない者と性交をした者もレイプ罪とする。
- (3) 脅迫の程度その他の攻撃の状況を考慮し、上記(1)及び(2)に比して全体的に重大でない場合、行為者は4ヶ月以上4年以下の拘禁刑とする。(1)の脅迫以外の手段によって性交を強制した者も同様とする。ただし、レイプの際に暴力が用いられた場合、本項の減刑は適用されない。
- (4) 未遂も罰するものとする。

##### 刑法第2条 加重レイプ罪

- (1) レイプが(1)重大な身体の傷害、重大な疾患、又は生命の危険を生じさせる場合、(2)レイプが複数人によって行われ又は特に目立った精神的若しくは肉体的疾患を生じさせた場合、(3)被害者が18歳未満であった場合、(4)特に残虐又は侮辱的な態様で行われた場合、(5)銃器、鋭利な武器又は他の殺傷能力ある道具を用い又は他の重大な暴力が行われることを脅迫し、その他全体としてレイプが重大なものと評価される場合、加重レイプ罪として2年以上10年以下の拘禁刑とする。
- (2) 未遂は罰するものとする。

ここで、sexual intercourseとは、性器の挿入である(刑法第10条)。なお、行為者の性別は問われていない。

そして、violence、threatとあるように、暴力的行為の態様を考慮することが求められ、行為時の具体的な態様によって罪の軽重が変化する。

法定刑は原則1年～6年の拘禁刑であり、態様によって4ヶ月～4年の拘禁刑に減輕される。重大な傷害等を伴う場合等には、加重レイプ罪(Aggravated Rape)としてより重い罰が科されることになる。

#### (イ) Coercion into a sexual act

レイプ以外の性行為の強要については、別途規定が設けられており、性犯罪の細分化が図られている。

##### 刑法第4条 強制的行為罪

- (1) 暴力又は脅迫によって他人に第1条以外の性的行為を強制し、又はかかる行為をするよう服従させ、その結果、性的決定権を実質的に侵害した者は強制的行為罪として罰金又は3年以下の拘禁刑とする。
- (2) また、意識の喪失、疾患、障害、畏怖状態、又は他の無抵抗状態に乗じて、防御できない又は意思を形成若しくは発することが出来ない者に(1)の性行為をし、又は服従させ、その結果、性的決

<sup>145</sup> 英訳につき、[www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/1889/en18890039.pdf](http://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/1889/en18890039.pdf)

定権を実質的に侵害した者も強制的行為罪とする。

(3) 未遂は罰する。

脅迫等によって性交以外の性的行為に及んだ者については、性的行為強要罪とされ、法定刑は罰金又は3年以下の懲役とされている。

#### (ウ) Sexual Abuse

被害者との関係等を利用した性的虐待である。

#### 刑法第5条 性的虐待罪

(1) 自己の地位を濫用し、以下の(a)ないし(d)のいずれかの者を唆して性交、その他の実質的に性的自己決定権を侵害するような性行為、又はかかる行為の服従に及んだ者は、性的虐待罪として罰金又は4年以下の懲役とする。

(a)18歳未満で、学校又は他の機関において行為者の権限又は監督の下に置かれ、又はその他の行為者に従属する立場にあった者、

(b)18歳未満の者で、その性的自己決定権が、未成熟及び年齢さのために実質的に行為者に劣っている者に対し、行為者が未成熟さに乗じたことが明白である場合、

(c)病院その他の機関において患者となっている者で、自己を防衛し、又は意思を形成若しくは発することが、疾患、障害、又はその他の無気力な状況のために実質的に阻害されている者、

(d)特に行為者に依存した者で、行為者が依存に乗じたことが明白な場合。

((2) 削除)

(3) 未遂は罰する。

未成年や医師患者関係等・依存関係にある者に対して、被害者との関係を利用して、性的行為をした者は、性的虐待罪として罰金又は4年以下の拘禁刑となる。

#### (エ) Sexual harassment

上記いずれの犯罪にも該当しないような性的接触等については、セクシュアル・ハラスメント罪とされている。

#### 刑法第5条(a) セクシュアル・ハラスメント

接触によって、性的自己決定権を侵害するような性的行為をした者は、本章の他の犯罪に該当しない限り、セクシュアル・ハラスメントとして罰金又は6ヶ月以下の拘禁刑とする。

罰金又は6ヶ月以下の拘禁刑となる。

#### (オ) その他

その他、Abuse of a victim of sexual trade (性的売買の被害者に対する虐待)、Purchase of sexual services from a young person (若年者からの性的サービス購入)等、買春関連の犯罪が種々定められている。

#### イ 暴行・脅迫等の要件が課されているか

上記の通り、暴行及び脅迫が要件とされている類型(刑法第1条第1項、第4条第1項)に加えて、意識の喪失など抵抗できない状態に乗じた場合も類型化されている(刑法第1条第2項、同条第3項後段、第4条第2項)。

#### ウ 意に反する性行為が全て刑事罰の対象とされているか

上記の通り、意に反する性的行為のうち、一定の類型のものが刑事罰の対象とされている、地位濫用型の性的虐待は広く処罰対象となっているなど、未成年者の保護に厚くなっている。

#### エ 男性も対象とされているか。

上記の通り、被害者は性別によって区別されていない。性的自己決定権を侵害するかどうかという観

点から広く性犯罪を捉えている。

#### オ その立証責任はどのように分担されているか

立証責任は、検察にある。ただし、同意がなかったことが、被害者の事情で認められるため、被告人が、同意があったことを主張する必要がある。

#### 2) 未成年者・子どもに対する対応

- ・性同意年齢
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

#### ア 性交同意年齢

以下の規定に基づき、性同意年齢は16歳である。

#### 刑法第6条 子どもに対する性的虐待罪

- (1) 16歳以下の子どもを触る、ないし性的行為をして、子どもの健全な成長を阻害した者、または性的行為を誘引した者は子どもに対する性的虐待として4か月以上4年以下の拘禁刑に処する。
- (2) 16歳未満の子どもに性交をした者、第7条1項に記載された加重事由がない場合も子どもに対する性的虐待罪として刑に処す。16歳以上18歳未満の子どもに対し前項ないし本項上述の行為をした者は、行為者が親権者、監護権者または同居者である場合、子どもに対する性的虐待罪として刑に処す。

#### イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

加重レイプ罪は被害者が18歳未満である場合に加重処罰をする規定を含んでいる。

#### ウ 監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

上記の通り性的虐待罪において一定の関係にある場合に、レイプではないものの、同意の有無に関係なく性的虐待罪としている。主体の範囲は監護者に限られず、相当に広い。また、子どもに対する性的虐待罪は、親権者、監護権者、同居者による性行為を処罰対象とする。

#### 3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

#### ア 意に反する性行為

上記の通り、レイプ以外の意に反する性行為については、強制的行為罪によって幅広く処罰されている。

#### イ セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要

セクシュアル・ハラスメントについては独立の類型が設けられている。「接触」が要件となっていて、言語による行為は含まれていない。ポルノ出演強制については特に独自の類型は設けられておらず、態様如何によることになる。

#### 4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか

挙証責任は、検察にある。ただし、同意がなかったことが、被害者の事情で認められるため、被告人が同意があったことを主張する必要がある。

#### 2. 性暴力への緊急対応について

#### 1) 公費の性暴力被害者救援センターがあるか。その概要



## ア Seri Support Center

公的な被害者救済センターとしては、例えば Women's Hospital (in Meilahti)の中に設置された Seri Support Center がある。<sup>146</sup>

同センターはヨーロッパ内の女性に対する暴力及び家庭内暴力との戦いに関するイスタンブール条約 (Istanbul Convention on combating violence against women and domestic violence) をフィンランドが批准したことを受けて 2017 年に設立されたものである。なお、北欧においてこうした公費の被害者救済センターが設立されたのはフィンランドが最後である。

心理学者やソーシャルワーカー、医師等が常駐し、相談に応じ、必要に応じて医療措置も取ることが原則的なサポート体制であるが、サポート自体は無料である。電話による相談は 24 時間受け付けており、緊急の場合には定時以外の医療措置も可能である。

なお、原則として 16 歳以上の者が対象となり、16 歳未満の者は、ヘルシンキ子ども病院 (Helsinki's Children's Hospital) 又は Jorvi Hospital において同様の対応が可能である。

## イ Rape Crisis Centre Tukinainen<sup>147</sup>

基本的には相談が基本となるが、無料のワン・ストップ・サービスを提供している。Seri Support Center と同様、ソーシャルワーカーや医師とも連携するとされているが<sup>148</sup>、弁護士による無料法律相談も受け付けており、弁護士との連携が可能である。

2) 性暴力被害者に対する救済センターとしての機能を果たす医療機関があるか。  
すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。  
公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。  
男性も対象としているか。

上記の Seri Support Center が公的な医療機関の例である。

ただし、緊急避妊や具体的な検査については不明であるが、少なくとも公費により治療費負担はなされており、相応のサポート体制が敷かれている。男性を対象とするかどうかは不明である。

3) 警察において、広く性暴力の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか。

警察の教育等について、特に制度的に医療機関と警察が連携を取っているという情報はなく、検査機関や支援センターの紹介等、あくまでも個別の事案への対応如何によることになる。<sup>149</sup>

## 3. 性犯罪の捜査について

### 1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

捜査段階でも、裁判所が補助者としての代理人弁護士を無償で選任することができ、警察の取調べにも同席することができる。

### 2) 不起訴となった被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか。

フィンランドでは、不起訴となった場合に私人訴追が認められている。

もっとも、刑事手続法 (Criminal Procedure Act) 等を見る限り、不起訴となった場合の捜査関係資料の開示について、これが許容される旨の情報は見当たらなかった。基本的には開示されないものと考えら

<sup>146</sup> <http://www.hus.fi/en/medical-care/hospitals/womens-hospital/outpatient-clinics/Pages/Seri-Support-Center.aspx>

<sup>147</sup> <https://www.tukinainen.fi/english/>

<sup>148</sup> 齋藤稔「フィンランドにおける性犯罪者処遇・性犯罪被害者対策」『犯罪と非行』2006.12

<sup>149</sup> <https://www.poliisi.fi/crimes/rape>

れる。

#### 4. その他—フィンランドにおける性犯罪の歴史—

フィンランドの刑法は 1889 年に制定されている。性犯罪に対しては古くから親告罪としていたが、1980 年代に起きたヤンモ事件という痛ましい事件をきっかけに、1998 年の法制度改正により非親告罪とする等、日本よりも比較的早くに性犯罪対応を進めてきたものといえる。<sup>150</sup> その後も、性犯罪に対する対応を厳しくするべく、度々改正を行って現在に至っている。

フィンランドの性犯罪被害に関する統計について、英語により検索し得る限りでは正確な件数等が示されたものは見当たらなかったが、基本的権利に関するヨーロッパ機関 (European Agency for Fundamental Rights) の調査によれば、フィンランドの女性の 47% が 15 歳以降に暴力被害を受けていると言われており、性犯罪被害が比較的多い国といえる。<sup>151</sup> 特に、レイプ罪が非親告罪となった 1998 年までは警察への被害届自体が極めて少ないと言われていたが、近時の法改正等によって被害届も起訴件数も上昇している。

---

<sup>150</sup> 齋藤稔「フィンランドにおける性犯罪対策『刑法改正と性犯罪受刑者処遇』」2006.12

<sup>151</sup> [https://yle.fi/uutiset/osasto/news/wednesdays\\_papers\\_rape\\_statistics\\_and\\_migrant\\_violence\\_debate/8496423](https://yle.fi/uutiset/osasto/news/wednesdays_papers_rape_statistics_and_migrant_violence_debate/8496423)

## X. 韓国

### 1. 性犯罪の構成要件について<sup>152</sup>

1) レイプの成立の要件は。暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

#### ア 韓国刑法第 297 条から第 299 条

韓国刑法<sup>153</sup>第 297 条から第 299 条までは下記の通り規定している。

##### 第 297 条(レイプ)

暴行又は脅迫により、人をレイプした者は、3 年以上の有期懲役に処する。

##### 第 297 条の 2(類似レイプ)

暴行又は脅迫により、人に対し、口腔、肛門等の身体(性器は除く)の内部に性器を入れ、又は性器、肛門に指等の身体(性器は除く)の一部又は道具を入れる行為をした者は、2 年以上の有期懲役に処する。

##### 第 298 条(強制わいせつ)

暴行又は脅迫により、人に対し、わいせつな行為をした者は、10 年以下の懲役又は 1500 万ウォン以下の罰金に処する。

##### 第 299 条(準レイプ、準強制わいせつ)

人の心神喪失又は抗拒不能の状態を利用して、姦淫又はわいせつな行為をした者は、第 297 条、第 297 条の 2 及び第 298 条の例による。

なお、上記の罪については、未遂犯が処罰の対象となる(第 300 条)。常習として上記の罪を犯した者は、それぞれの罪に定めた刑の 2 分の 1 まで加重する(第 305 条の 2)。

また、上記の罪を犯した者が、人を傷害し、又は負傷させた時は、レイプ等傷害・致傷として、無期又は 5 年以上の懲役が課される(第 301 条)。さらに、上記の罪を犯した者が、人を殺害した時は、レイプ等殺人として、死刑又は無期の懲役が、死亡させた時は無期又は 10 年以上の懲役が課される(第 301 条の 2)。

上記のレイプ罪(第 297 条)、類似レイプ罪(第 297 条の 2)及び強制わいせつ罪(第 299 条)は、いずれも構成要件として暴行・脅迫の存在を要求するものである。

他方、刑法第 302 条、刑法第 303 条及び第 305 条は、下記の通り規定している。

##### 第 302 条(未成年者等に対する姦淫)

未成年者<sup>154</sup>又は心神微弱者に対し、偽計又は威力により、姦淫又はわいせつな行為をした者は、5 年以下の懲役に処する。

<sup>152</sup> 1. 全体についての参考文献として、「性暴力と刑事司法」(大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編・2014)227～253 頁「第 13 章 韓国における性刑法の改革」[崔鐘植]

<sup>153</sup> Criminal Act/ 형법

<sup>154</sup> 対象年齢は 13 歳以上 19 歳未満

### 第 303 条(業務上威力等による姦淫)

- 1 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、5 年以下の懲役又は 1500 万ウォン以下の罰金に処する。
- 2 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7 年以下の懲役に処する。

なお、第 1 項の罪は、直近の法改正に伴い、2018 年 10 月 16 日より、7 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に引き上げられる。<sup>155</sup>

### 第 305 条(未成年者に対する姦淫、わいせつ行為)

- 13 歳未満の人に対し、姦淫又はわいせつな行為をした者は、第 297 条、第 297 条の 2 第 298 条、第 301 条又は第 301 条の 2 の例による。

なお、常習として上記に記載した罪を犯した者は、それぞれの罪に定めた刑の 2 分の 1 まで加重する(第 305 条の 2)。

#### イ 男性も対象とされているか

韓国刑法においては、従来は性犯罪の客体は「婦女」になっていたが、2012 年 12 月の改正(2013 年 6 月 19 日施行)で、「人」に変わり、男女区別が廃止されており、その改正の立法理由からすれば、男性を被害者とするレイプも想定していることは明らかである<sup>156</sup>。同じく 2012 年 12 月改正においては、第 297 条の 2 の類似レイプ罪の創設も行われており、これも、性犯罪において、男女を区別せずに、(強制わいせつ罪ではなく)レイプ罪として扱うことを意図したものと考えられる。

#### ウ 暴行・脅迫等の要件が課されているか、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか

レイプ罪(第 297 条)、類似レイプ罪(第 297 条の 2)、強制わいせつ罪(第 298 条)においては、暴行・脅迫(又はこれに準ずる心神喪失又は抗拒状態の利用。第 299 条参照)の存在が前提となっており、意に反する性行為の存在のみによってこれらの刑罰の対象となるわけではない。

暴行・脅迫の程度については、相手の犯行を完全に不可能にする場合だけでなく、犯行を著しく困難にすることも含まれる(絶対暴力と強制暴力を含む、通説)。判例は、「あらゆる事情を総合的に考察」して判断しなければならないという見解を取っている。つまり、「事後的に見て被害者が性行為以前に犯行現場を逃れることができたとか、または被害者が必死の力で反抗しなかったという事情だけで、加害者の暴行・脅迫が被害者の抗拒を著しく困難にする程度までには至っていないと即断してはならない(大法院判決 2005 年 7 月 28 日 2005(ド)3071)」としている<sup>157</sup>。

他方、①被害者が 13 歳以上 19 歳未満若しくは心神微弱者(第 302 条)、又は②被害者と加害者との間に業務、雇用上の保護・監督等の関係がある場合(第 303 条 1 項)には、偽計又は威力のみを前提として姦淫の罪が成立する。

さらに、③法律により拘禁された人の監護者と非監護者の関係であれば、暴行・脅迫又は偽計・威力の存在や、被害者の同意の如何を問わず、姦淫の罪が成立する(第 303 条 2 項)。そして、④13 歳未満の人に対しては、暴行・脅迫又は偽計・威力の存在や、被害者の同意の如何を問わず、姦淫又はわいせつ行為をしたことのみにより刑罰が成立する(第 305 条)。

#### エ 立証責任はどのように分担されているのか

全ての犯罪に係る構成要件についての立証責任は検察官側にあり、性犯罪における被害者側の同意の不存在についても検察官側に立証責任がある<sup>158</sup>。

<sup>155</sup> <http://japan.hani.co.kr/arti/politics/31810.html>

<sup>156</sup> 前掲注 1[崔]238 頁

<sup>157</sup> 前掲注 1[崔]238 頁

<sup>158</sup> Equity Now, “Annex C: Ashurst Master Chart”

<[https://www.equalitynow.org/file\\_download-annex-c-ashurst-master-chartxlsx](https://www.equalitynow.org/file_download-annex-c-ashurst-master-chartxlsx)>

## 2) 未成年者・子どもに対する対応等

- ・性交同意年齢
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか。

### ア 特例法と性保護法

韓国刑事法上、性犯罪に係る特別法として、「性暴力犯罪の処罰などに関する特例法」(以下「特例法」という。)<sup>159</sup>及び「児童・青少年の性保護に関する法律」(以下「性保護法」という。)<sup>160</sup>が存在する。両法においては、下記の通り、性犯罪を刑罰の対象としている。

#### (ア) 特例法

##### 親族関係によるレイプ等(第5条)

親族関係の人がレイプ・準レイプした場合には、7年以上の有期懲役、また、その人が強制わいせつ・準強制わいせつをした場合には5年以上の有期懲役に処する。

なお、親族の範囲は4親等以内の血族・姻族と、同居する親族である(同条第4項)。

上記の罪を犯した者が、傷害又は致傷の結果を生じさせた場合は、無期懲役又は7年以上の懲役に処する(第8条第2項)。また、上記の罪を犯した者が人を殺害した場合には死刑又は無期懲役に処し(第9条第1項)、致死の結果を生じさせた場合は、無期懲役又は10年以上の有期懲役に処する。(第9条第2項)。

##### 障害者に対するレイプ等(第6条)

身体的又は精神的な障害がある人に対してレイプ・準レイプした者は、無期懲役又は7年以上の懲役、類似レイプ・準類似レイプをした者は5年以上の有期懲役に処する。また、身体的又は精神的な障害者に対して強制わいせつ・準強制わいせつをした者は3年以上の有期懲役又は2千万ウォン以上5千万ウォン以下の罰金に処する。偽計又は威力をもって身体的又は精神的な障害者を姦淫した者は5年以上の有期懲役、また、偽計又は威力をもって身体的又は精神的な障害者にわいせつな行為をした者は1年以上の有期懲役又は1千万ウォン以上3千万ウォン以下の罰金に処する。また、障害者の保護・教育施設に従事する者がその保護・監督の対象である障害者に対して以上の罪を犯した場合には、その法定刑の2分の1まで加重する。

##### 13歳未満の未成年者に対するレイプ等(第7条)

13歳未満の未成年者に対してレイプ・準レイプ(偽計・威力をもって姦淫した場合を含む)の罪を犯した場合には、無期懲役又は10年以上の懲役として処罰する。または、類似レイプ・準類似レイプ(偽計・威力による場合を含む)した場合には7年以上の有期懲役、強制わいせつ・準強制わいせつ(偽計・威力による場合を含む)をした場合には、5年以上の有期懲役又は3千万ウォン以上5千万ウォン以下の罰金に処する。

なお、第6条又は第7条の罪を犯した者が、傷害又は致傷の結果を生じさせた場合は、無期懲役又は10年以上の懲役に処する(第8条第1項)。また、第6条又は第7条の罪を犯した者が人を殺害した場合には死刑又は無期懲役に処し(第9条第1項)、致死の結果を生じさせた場合は、死刑、無期懲役又は10年以上の懲役に処する(第9条第3項)。

##### 業務上威力に対するわいせつ罪(第10条)

業務・雇用関係にある人に対して偽計・威力をもってわいせつ行為をした者は2年以上の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。また、法律上拘禁された人を監護する者がわいせつ行為をした場合

<sup>159</sup> Act on Special Cases Concerning the Punishment, etc. of Sexual Crimes / 성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법

<sup>160</sup> Act on the Protection of Children and Juveniles against Sexual Abuse / 성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법

には3年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。

なお、本規定の罪は、直近の法改正に伴い、2018年10月16日より、7年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に引き上げられる。<sup>161</sup>

#### その他の犯罪

大衆交通手段、公演・集会の場所、その他の公衆が密集する場所においてわいせつ行為をした者は1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する(第11条)。

性的目的での公衆トイレや風呂場等への侵入は、1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する(第12条)。

電話、郵便、パソコン、その他の通信媒体を通じてわいせつ行為を行った者は2年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する(第13条)。

カメラ等を用いて人の意思に反してその身体を密かに撮影したり、売買、提供、展示、上映した者は5年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金(第14条第1項)、撮影後にその人の意思に反して売買、提供、展示、上映した者は3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金(同条第2項)、撮影物を営利の目的のために情報通信網に流布した者は7年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に処する(同条第3項)。

#### (イ) 性保護法

性保護法は、「児童及び青少年」<sup>162</sup>、すなわち19歳未満の未成年を対象にした法律である。しかし、13歳未満の児童に対する場合は、特例法(上記(ア))による法定刑が重く設定されており、性保護法が適用される余地はなくなり、この限りでは性保護法上の処罰の規定は形骸化されている状況にある<sup>163</sup>。

#### 児童・青少年に対するレイプ等 (第7条)

レイプ・準レイプの場合は無期懲役又は5年以上の有期懲役、類似レイプ・準類似レイプの場合は5年以上の有期懲役、強制わいせつ・準強制わいせつの場合は2年以上の有期懲役又は1000万ウォン以上3000万ウォン以下の罰金に処する。偽計や威力をもって児童・青少年を姦淫し、又はわいせつした者もそれぞれの例に従う。

なお、上記の罪を犯した者が、傷害・致傷の結果を生じさせた時は、無期懲役又は7年以上の有期懲役に処する(第9条)。殺人の場合は死刑又は無期懲役、致死の場合は死刑、無期懲役又は10年以上の有期懲役に処する(第10条)。

#### 身体的又は精神的な障害がある青少年に対する姦淫 (第8条)

19歳以上の人、身体的又は精神的な障害により、弁別能力や意思決定能力が微弱な13歳以上の未成年者を姦淫したり、他人を姦淫するようにした場合には、3年以上の有期懲役に処する。19歳以上の人、身体的又は精神的な障害により、弁別能力や意思決定能力が微弱な13歳以上の未成年者に対し、わいせつな行為をしたり、他人にわいせつな行為をするようにした場合には、10年以下の懲役又は1500万ウォン未満の罰金に処する。

ここでの「姦淫」は、被害者の同意の如何を問わず処罰することを意図しているため、刑法第305条(未成年者に対する姦淫、わいせつ行為)と類似している。

#### ア 性交同意年齢

上述(1)のとおり、刑法第305条によれば、13歳未満の人に対しては、暴行・脅迫又は偽計・威力の存在や、被害者の同意の如何を問わず、姦淫又はわいせつ行為をしたことのみにより刑罰が成立することとなっている。したがって、韓国刑法における性交同意年齢は、基本的には13歳である。

ただし、性保護法上、身体的又は精神的な障害により、弁別能力や意思決定能力が微弱な者については、13歳以上の19歳未満の未成年についても、暴行・脅迫又は偽計・威力の存在や、被害者の同意

<sup>161</sup> <http://japan.hani.co.kr/arti/politics/31810.html>

<sup>162</sup> 19歳未満の者をいう。同法2条1項。

<sup>163</sup> 前掲注1[崔]246頁

の如何を問わず、姦淫又はわいせつ行為をしたことのみにより刑罰が成立することとなっている(同法第8条)。

### イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか。

以下のとおり、特例法及び性保護法において、未成年者への性犯罪の刑罰は加重されている。前述のとおり、性保護法は、19歳未満の未成年を対象にした法律であるが、13歳未満の子どもに対する場合は、特例法による法定刑が重く設定されている。

	対象	強姦 (準強姦)	類似強姦 (準類似強姦)	強制わいせつ (準強制わいせつ)	偽計・威力による姦淫・わいせつ行為等	姦淫・わいせつ行為等 (手段・同意の有無問わない)
刑法	全年齢	懲役3年以上(297条)	懲役2年以上(297条の2)	懲役10年以下 or 罰金1500万ウォン以下(299条)		
	13歳以上 19歳未満					
	13歳未満					
特例法	13歳未満	無期懲役又は懲役10年以上(7条)	懲役7年以上(7条)	懲役5年以上 or 罰金3000万～5000万ウォン(7条)	左記に準ずる(7条)	(13歳以上19歳未満の障害を有する者に対するものに限る)姦淫行為は懲役3年以上、わいせつ行為は懲役10年以下 or 罰金1500万ウォン以下(8条)
性保護法	19歳未満	懲役5年以上(7条)	懲役5年以上(7条)	懲役2年以上 or 罰金1000万～3000万ウォン(7条)	左記に準ずる(7条)	

### ウ 監護者・親権者等による性的行為について同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか。

刑法第303条第2項により、法律により拘禁された人を監護する者がその人を姦淫した場合は、暴行・脅迫又は偽計・威力を要件とせず、更に、被害者の同意の有無を問わず、犯罪が成立する。

しかし、それ以外の監護者又は親権者等による性交については、同意の有無を問わず性犯罪が成立することとしている構成要件は存在しない(①業務・雇用関係がある場合に、暴行・脅迫を不要とし、偽計・威力のみで性犯罪を成立させる規定(刑法第303条第1項)や②親族関係間でのレイプ等について刑罰を加重する規定(特例法第5条)は存在する。)

### 3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

#### ア 意に反する性行為に対する刑罰

上記1参照。

レイプ罪(第297条)、類似レイプ罪(第297条の2)、強制わいせつ罪(第298条)においては、暴行・脅迫(又はこれに準ずる心神喪失又は抗拒不能状態の利用。第299条参照)の存在が前提となっており、意に反する性行為の存在のみによってこれらの刑罰の対象となるわけではない。

#### イ セクシュアル・ハラスメントに対する刑罰

上記のとおり、特例法10条により、業務・雇用関係にある者対して、偽計・威力をもってわいせつ行為をした者は2年以上の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処するとされている。

なお、セクシュアル・ハラスメントについては、「雇用の平等及び仕事と家庭の両立の支援に関する法

律<sup>164</sup>」において下記の通り規定されている。

**職場でのセクシュアル・ハラスメントの禁止(第 12 条)**

雇用主、上司又は従業員は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

**職場においてセクシュアル・ハラスメントが起こった場合にとるべき措置(第 14 条第 2 項)**

雇用主は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントにより被害を受け、又はセクシュアル・ハラスメントが発生したと訴える従業員を解雇し、又はその他の従業員に不利益な行為を行ってはならない。

**第 14 条第 2 項違反に対する刑罰規定(第 37 条)**

雇用主が以下の行為を行った場合には、3 年以下の有期徒刑又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

雇用主が、第 14 条第 2 項に違反して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントにより被害を受け、又はセクシュアル・ハラスメントが発生したと訴える従業員を解雇し、又はその他の従業員に不利益な行為を行った場合

**第 12 違反に対する刑罰規定(第 39 条第 1 項)**

雇用主が、職場において第 12 条に違反する職場におけるセクシュアル・ハラスメントを行った場合には、1000 万ウォン未満の罰金に処する。

なお、同法では、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」を下記の通り定義している(第 2 条第 1 項)。

**第 2 条第 1 項**

「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」とは、雇用主、上司又は従業員が他の従業員に対して性的に不快な思いをさせ、自らの職場での地位を利用して又は職務に関連して性的な言動を行い、又は、性的な言動その他の要求を無視したことに対して雇用上不利益を与えることを意味する。

なお、韓国では、「業務上地位などによる姦淫・セクハラ」を行った公務員は、国家公務員法・地方公務員法によって当然退職になるとされている。

法改正により、2019 年 4 月 17 日以降は、公務員の任用欠格および当然退職事由になる性犯罪の範囲が拡大され、性犯罪を犯して 100 万ウォン以上の罰金刑を受けた公務員は「任用欠格」事由に該当し、当然退職自動退職することになる。特に未成年者を対象に性犯罪を犯した場合には、公職任用が永遠に不可能とされた。<sup>165</sup>

**ウ ポルノ等への出演強要に対する刑罰**

韓国法上、ポルノ等への出演強要に対する特別の刑罰は調査した範囲では存在しないと思われる。

**2. 性暴力犯罪への緊急対応について**

**1) 公費の性暴力被害者救援センターがあるか。その概要**

**ア 法律上の根拠**

性暴力の防止及び被害者保護に関する法律(以下「性暴力被害者保護法」という。)は、性犯罪被害者救済を目的とした施設として、①カウンセルセンター(Counsel Centers。第 10 条及び第 11 条)、②保護施設(Protection Facilities。第 12 条から第 17 条)及び③総合支援センター(Integrated Support Center。通称「ワンストップ支援センター」。第 18 条)の設置及び運営について規定している。

**イ ワンストップ支援センターの概要**

韓国におけるワンストップ支援センター(通称「ひまわりセンター(Sunflower Center)」)は、「性暴力を受

<sup>164</sup> Equal Employment Opportunity and Workfamily Balance Assistance Act / 남녀고용평등과 일·가정 양립 지원에 관한 법률

<sup>165</sup> <http://japan.hani.co.kr/arti/politics/31810.html>



けた被害者にとって、被害事実を言葉で表現すること自体が実際の被害と同等以上に苦しいことであり、事情聴取をなるべく一度で済ませることが必要である」との認識のもと、臨床心理士等による相談、医療スタッフによる治療と証拠採取、警察官による事情聴取、そして法律相談の全てを一度に一つの場所に対応可能とする施設としてワンストップ支援センターを実現させた。名称の「ワンストップ」には、「各種の支援が一度で受けられる」という意味と、「話が一度だけで済む」という二つの意味が含まれていると考えられている<sup>166</sup>。

ワンストップ支援センターは、2018年4月現在、韓国国内で、計38箇所設置されている。

小笠原和美「性暴力犯罪対策に関する考察」『警察学論集』vol.62 no.8、2009.8、pp133-140では、ワンストップ支援センターの概要として、ソウル警察病院の施設を紹介している。

同書によれば、性暴力の被害者の話はまず心理専門職の相談員が聞くことになっており、警察へ届け出る意思がない場合でも相談を受け付け、継続してカウンセリング等の支援を受けることができる。また、仮に被害事実の存在が疑わしい場合であっても、被害者の主張を否定せず、傾聴の姿勢を維持するものとされている。同センターの利用に際して、警察への被害届の提出や告訴等は前提とされていない。

これに続いて、映像診断室にて医師、看護師による診断、治療を行う。警察への届出をする場合、警察への届出をするかどうかを後で決める場合は、常勤の女性警察官立会の下、証拠採取が行われる。警察への届出をするか迷っている被害者の証拠物についても公訴時効まで保管することとされている。なお、韓国では2013年に性犯罪は親告罪ではなくなっている。

さらに、警察に届け出る場合は、陳述録画室で常勤の警察官が事情聴取し、供述調書の作成を行う。特例法や性保護法の規定に基づき、未成年の被害者に対する事情聴取については、供述している状況をビデオに録画する(後述第3参照)。2台のカメラは被害者の表情と室内全体を捉えており、隣室のモニタールームでそれぞれの映像を見ることができる。年少者や知的障害者の言語表現力の不足を補うものとして、解剖学的人形(アナトミカルドール)5体(大人男女、子ども男女、老人男)が置かれており、何をされたのかをうまく言葉で言い表せない場合に、人形を使って被害の内容を表現してもらうのに使われる。

事情聴取の間に事件を管轄する警察官に来てもらい、供述調書が完成すれば採取した証拠物とともに作成した書類を引き継ぐ。管轄の警察官はセンターでの事情聴取には加わらない。引継後の操作は引継先の警察に委ねられるが、ワンストップ支援センターに被害者から捜査状況の問い合わせがあれば、引継先に問い合わせる。上記のとおり、ワンストップ支援センターと警察の連携は密に行われており、ワンストップ支援センターでの事情聴取や採取証拠がそのまま警察に引き継がれ、警察において再度の不要な取調べ等がなされない工夫がされている。

2) 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関があるか。すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。男性も対象としているか。

#### ア 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関の有無

性暴力被害者保護法第27条第1項は、両性平等・家族省長官等は、公立病院、公立保健センター又は私立の医療施設を性暴力被害者治療のための医療施設に指定することができる旨規定する。そして、同条第2項は、同指定医療施設は、性暴力被害者等のために、以下の医療サービスを提供する旨規定する。

- ① 健康のためのカウンセリング及び指導
- ② 医療措置
- ③ その他大統領令で定める身体的・精神的措置

同法第28条第1項は、第27条第2項に規定する治療又は医療サービスに基づく費用の全部又は一部を国又は地方政府が補助する旨を規定する。

内閣府及び犯罪被害者等施策推進室による「平成23年度諸外国における犯罪被害者等に対する経

<sup>166</sup> 小笠原和美「性暴力犯罪対策に関する考察」『警察学論集』vol.62 no.8、2009.8、133頁

済的支援に関わる制度等に関する調査報告書」によると、性暴力被害者保護法に基づく、被害者支援の施策の概要は以下のとおりである<sup>167</sup>。

- ・ 性暴力相談所や、総合支援センター等を通じて運営されている。
- ・ 性暴力被害者であることが認められれば 500 万ウォンを上限に治療費が支給される。警察への被害届は必要条件ではなく、仮に 1 年以上前の被害であっても被害事実を証明できれば支援の対象となる。
- ・ カウンセリング費用も対象となる(1 回のカウンセリングの費用として 8 万ウォン)。
- ・ 医療費の自己負担分全額が支給され、現物給付、償還払いのいずれの方でも支給が受けられる。健康保険制度を利用せずに、医療費の自己負担分が 10 割となった場合には、上限の範囲内でその全額を対象とする。
- ・ 法務部が所管する救助金との調整はなされない。
- ・ 2011 年度支給実績:9,764 件 約 20 億ウォン(警察による性犯罪認知件数の 45%)
- ・ その他の支援: 性暴力被害者となった女性及び 19 歳未満の未成年者に対する無料法律相談の提供

ワンストップ支援センターの運営や被害者支援の財源に関し、日本弁護士連合会「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置に関する意見書」(2013 年 4 月 18 日)<sup>168</sup>によれば、犯罪被害者保護基金法(2011 年 1 月 1 日施行)により罰金徴取額の 4%以上等を財源とする犯罪被害者保護基金(2011 年年間予算 623 億 8100 万ウォン)から「性暴力防止及び被害者支援」のために年間 187 億 6800 万ウォンが予算計上されているとのことである。

**イ すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラッグに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。**

すべての被害申告に対して、無料でピル等の処方、DNA 検査、レイプドラッグに関する検査が行える体制があるか、という点については、前述のとおり、ワンストップ支援センターの利用については、被害届の提出を前提とせず、相談室において相談を受け付け、届出をするかどうかを後で決める場合にも、常勤の女性警察官立ち会いの下証拠採取が行われる。さらに、上記のとおり、治療費支給についても、警察への被害届では必要条件とはされていない。

日本弁護士連合会「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置に関する意見書」(2013 年 4 月 18 日)によれば、ワンストップ支援センターは、年中無休・24 時間体制で警察官と相談員が常駐し、初期相談から医療支援、捜査支援、心理支援などの支援を提供しているが、支援を受けるのに告訴等刑事事件化の必要はなく、被害者の経済的負担もなく、設置された病院内での医療は産婦人科に限らず無料で提供されている、と記載している。

したがって、韓国では、被害届・刑事事件を追行する意思表示をしなくとも、無償の支援を受け、証拠保全手続を進めることが可能な体制となっている。

#### ウ 男性も対象としているか

ワンストップ支援センターや治療費の公費負担の根拠法となっている性暴力被害者保護法第 2 条によると、本法における「性暴力(sexual violence)」とは、特例法第 2 条第 1 項で定義される性犯罪と定義されているところ、上記第 1 のとおり、韓国刑法においては、2012 年 12 月の改正により、性犯罪の客体を「婦女」から「人」と変更し、男女区別が廃止されており、男性についても性犯罪の被害者となることが明確化されている。

以上より、性暴力被害者保護法第 2 条で定義される「性暴力の被害者(victims of sexual violence)」には、男性も含まれ、男性も、ワンストップ支援センターの利用や治療費の公費負担を受けることができる。

<sup>167</sup> 平成 23 年度諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関する調査報告書 第 3 章現地調査結果 V 韓国

<sup>168</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion\\_130418\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130418_2.pdf)

3) 警察において、性暴力犯罪の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか。

「女性に対する暴力に関する専門調査会 2012 年 3 月 15 日 韓国における性犯罪被害者支援及び性犯罪関連施策」(慶應義塾大学 太田達也) によれば、韓国女性家族部において、性暴力応急キット(レイプキット)の管理・配付が行われており、指定医療機関、総合支援センター等に常備されている。女性家族部が必要に応じて指定機関に配布し、保存期間は 3 年とのことである。

上記の性暴力応急キットの常備について、法律レベルの規程はないが、施策、マニュアル等に基づき実施されているとのことである。

また、レイプケアキットボックスは、紙製の箱に、同意書、診察結果記録等の書類、入れるべき内容物(陰毛、採取した血液、膣内容物、残渣物等)が表示された小分け用の紙袋が、ステップ 1 からステップ 11 まで番号が印刷され、セットで入っている。ステップ 1 の同意書、ステップ 2 の診療記録、ステップ 11 の検診結果・採取物目録が記入式の用紙で、これらは全て 3 枚複写式となっており、一枚目は病院保管用、二枚目は警察送付用、三枚目は採取資料と共にレイプケアキットの箱の中に入れておくものである。採取した証拠を大型冷蔵庫で保管する場合には、証拠と書類をレイプケアキットの箱に入れ、封シールを貼っておくとされる。<sup>169</sup>

### 3. 性犯罪の捜査について

#### 1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

##### ア 法制度

特例法第 29 条は、捜査機関及び裁判所が、性犯罪被害者の年齢、精神状態、傷害による後遺症等の状況を考慮し、捜査や裁判の過程において、性犯罪被害者の人格や名誉及びプライバシーを侵害しないように努力すること、及び、捜査及び裁判の過程において、被害者が安定した精神状態で陳述ができる状況を整え、捜査や公判の回数を必要最小限に限定しなければならない旨を規定する。

さらに、特例法第 30 条は、19 歳未満又は身体的・精神的な障害のために判断能力が欠如している性犯罪被害者に対する捜査の過程については、ビデオレコーダー等により録画・保存することを義務付ける(性犯罪被害者等が反対の意思表示をした場合を除く。)旨を規定する(第 1 項、第 2 項)。さらに、ビデオ録画は、事情聴取全体の最初から最後まで全ての及び聴取の客観的状況を含むものとし、一度録画された場合には、録画媒体を遅滞なく被害者又はその代理人の面前で封緘され、被害者が署名することが求められる(第 3 項)。ビデオ内でなされた被害者の供述は、公判準備または公判期日で被害者または調査過程に同席した信頼関係にある者の陳述により、その成立の真正があることが認められた時に証拠とすることができる(第 6 項)。

また、性保護法第 25 条及び第 26 条は、児童・青少年(19 歳未満の未成年)の性犯罪被害者に対する捜査に関して、上記特例法第 29 条及び第 30 条と同趣旨の規定を置いている。

##### イ 被害者供述録画制度の運用状況

上記(1)のとおり、特例法第 30 条及び性保護法第 26 条は、未成年の性犯罪被害者に対する捜査過程を、ビデオレコーダー等により録画・保存することを義務付けている。小笠原和美「性暴力犯罪対策に関する考察」『警察学論集』vol.62 no.8、2009.8、141-142 頁では、当該被害者供述録画制度の運用状況について、以下のとおり記載している。

2004 年現在、全国 272 箇所に供述録画室を設置し、録画件数は 2008 年で 1977 件となっている。被害者の供述の任意性を担保するため、最初の段階の被害供述をそのまま録画する。児童や精神障害者は、被害の具体的内容を言葉で説明することが困難な場合が多いため、解剖学的人形(アナトミカルドール。口や膣に穴が開き、性器の形が付いている。子ども男女各 1、大人男女各 1、老人男 1

<sup>169</sup>小笠原和美「性暴力犯罪対策に関する考察」138 頁

の計 5 体。)を活用し、被害にあった時の具体的な動きを表現するよう求める。事情聴取の際は、児童が使うような「毛」、「牛乳みたいなもの」などといった言葉も、他の言葉には置き換えず、そのままの表現で録画する。

韓国検察庁では、「供述録画手続及び性暴力被害児童調査マニュアル」を作成し、3 週間にわたる性暴力捜査専門課程を履修した女性警察官を性暴力専門調査官として優先的に配置、運用するとともに、児童性暴力供述録画官資格認証制を施行し、供述録画の専門家を養成している。

また、供述の非一貫性等、証拠確保が困難な児童対象性暴力事件の特性を勘案し、被害児童の供述の証明力を高めるため、2009 年 3 月 1 日より、被害児童の聴取に子どもの心理等に詳しい専門家(児童心理士)を参加させる制度を施行している。被害児童の「行動及び供述分析法」を独自に開発し、子どもが話した表現の意味、書いた絵の意味に関する分析結果を付けて送致するなどしている。

録画した映像は、韓国検察庁の「犯罪被害者保護マニュアル」に基づき、CD2 枚をコピーし、1 枚は原本表示した後、封印・保管し、もう 1 枚は副本表示した後、捜査時に活用する。

## 2) 不起訴となった事件の被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか

犯罪被害者は、刑事訴訟法<sup>170</sup>の規定に基づき、当該事件が不起訴となった場合には、その事実を書面で通知を受けることができ(第 258 条)、更には不起訴の理由の通知を受けることができる(第 259 条)。また、犯罪被害者は、当該犯罪被疑者の身柄が拘留されているか、解放されたかについても通知を受けることができるとされている(第 259 条の 2)。

しかしながら、犯罪被害者に対して、どの程度の犯罪資料が提供されるかについて、具体的に示された法制度・資料等は発見できなかった。

---

<sup>170</sup> Criminal Procedure Act / 형사소송법

## XI. 台湾

### 1. 性犯罪の構成要件について

1) レイプの成立の要件は。暴行・脅迫等の要件が課されているか。または、意に反する性行為がすべて刑事罰の対象とされているか。男性も対象とされているか。その立証責任はどのように分担されているか。

#### ア レイプの成立要件

台湾では、レイプについて、主に刑法第 221 条(強制性交罪)により犯罪化されている。その条文は、以下の通りである<sup>171</sup>。

#### 刑法第 221 条

「男女に対し、暴行、脅迫、脅嚇、催眠術又はその他意思に反する方法を用いて性交した者は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処する。」

男性も女性も本罪の被害者とされており、「性交」の定義の整理により、対象行為の面からも、行為者及び被害者について男女を問わず処罰対象となることが明確にされている<sup>172</sup>。

#### イ 暴行・脅迫等の要件が課されているか

条文上、暴行・脅迫という文言の記載はあるものの、暴行・脅迫は「意思に反する手段」の例示となっており、同罪成立のためには、暴行・脅迫でなくても、あらゆる被害者の性的自己決定権を抑える方法であれば足り、暴行・脅迫等により抗拒不能に達する必要はないとの解釈が最高法院から示されている<sup>173</sup>。

したがって、暴行・脅迫それ自体がレイプの成立要件とされてはならず、レイプが成立するためには、被害者の性的自己決定権を抑圧するような手段が用いられていれば足りるとの解釈論が確立されている。これにより、意に反する性行為であれば、すべてレイプ(強制性交罪)に該当する構成要件になっていると言える。

#### ウ 立証責任はどのように分担されているのか

「被害者の意に反すること」も含めて、構成要件全てを検察官が立証する必要がある<sup>174</sup>。

### 2) 未成年者・子どもに対する対応

- ・性交同意年齢
- ・未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか
- ・監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

#### ア 性交同意年齢

14 歳未満の男女との性交行為及びわいせつ行為、14 歳以上 16 歳未満の男女との性交行為及びわいせつ行為について、以下のとおり、同意の有無に関わらず犯罪とされている。14 歳未満の男女との性交行為及びわいせつ行為については刑がより重くなっている。

<sup>171</sup> 以下、台湾刑法の条文の原文及び英語訳については、台湾政府が運営する条文検索サイト(全国法規資料庫 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=C0000001>)の記載から引用している。日本語訳については、公式の日本語訳が見当たらなかったため、適宜筆者にて日本語訳を作成の上記載している。

<sup>172</sup> 「性交」については、「正当でない目的に基づいて為された下記の性的侵入行為をいう。①性器を他人の性器、肛門、または口に入れる行為、あるいは、それに接合する行為。②性器以外の身体部位または器物を他人の性器または肛門に入れる行為、あるいは、それに接合する行為。[The term sexual intercourse means the following listed sexual acts that are not based on rightful purposes: 1.Insertion of a reproduction organ into the reproduction organ, anus or mouth of another person or an act that makes them connect; or 2.Insertion of a body part or object other than the reproduction organ into the reproduction organ or anus of another person or an act to make them connect

The term electromagnetic recording means records for computer process made through the use of electronic, magnetic, optical or other similar means]と定義されている(刑法第 10 条第 5 項)。

<sup>173</sup> 九十三台上三一八二号判決、九七台上五八一四号判決。

<sup>174</sup> 刑事訴訟法第 154 条。

#### 刑法第 227 条

「14 歳未満の男女と性交した者は、3 年以上 10 年以下の有期懲役刑に処する。  
14 歳未満の男女に対してわいせつ行為をした者は、6 ヶ月以上 5 年以下の有期懲役刑に処する。  
14 歳以上 16 歳未満の男女と性交した者は、7 年以下の有期懲役刑に処する。  
14 歳以上 16 歳未満の男女に対してわいせつ行為をした者は、3 年以下の有期懲役刑に処する。」

#### イ 未成年者・子どもに対する犯罪の場合に加重類型を設けているか

14 歳未満の未成年に対して強制性交罪を犯した場合には、刑が加重されるものと定められている<sup>175</sup>。

#### ウ 監護者・親権者等による性的行為について、同意の有無を問わず刑事罰の対象とする法制を採用しているか

以下のとおり、家族や後見人等の監督・保護する立場にある者がその立場を利用して性交行為に及んだ場合、わいせつ行為に及んだ場合には、同意の有無に関わらず、刑事処罰の対象とされている。

#### 刑法第 228 条

「性交するために、家族、後見人、家庭教師、教育者、指導者、後援者、公務員、職業的關係、その他同種の性質の關係にあることが理由で、自身の監督、支援、保護の対象になっている者に対する権威を利用した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の有期懲役刑に処する。  
前項で定める關係にありながら、その者に対してわいせつ行為をした者は、3 年以下の有期懲役刑に処する。」

### 3) レイプ罪とは別に、意に反する性行為、セクシュアル・ハラスメント、ポルノ等への出演強要を性犯罪として処罰対象とする構成要件があるか

#### ア 意に反する性行為

強制性交罪とは別に、その他の意に反する性行為の処罰類型として、抗拒不能強制性交罪(刑法第 225 条)、強制わいせつ罪(刑法第 224 条)、詐欺的性交罪(刑法第 229 条)がそれぞれ定められている。

#### 抗拒不能強制性交罪(刑法第 225 条)

「男女との性交のために、精神的若しくは身体的障害、精神的若しくは知的欠陥、または、これに類する抵抗を不可能にするような条件を利用した者は、3 年以上 10 年以下の有期懲役刑に処する。

男女とのわいせつ行為のために、精神的若しくは身体的障害、精神的若しくは知的欠陥、または、これに類する抵抗を不可能にするような条件を利用した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の有期懲役刑に処する。」

#### 強制わいせつ罪(刑法第 224 条)

「男女に対し、暴行、脅迫、脅嚇、催眠術又はその他意思に反する方法を用いてわいせつな行為に及んだ者は、6 ヶ月以上 5 年以下の有期懲役刑に処する。」

#### 詐欺的性交罪(刑法第 229 条)

「詐欺的な手段で男女に対して自身がその配偶者であると誤信させ性交した者は、3 年以上 10 年以下の有期懲役刑に処する。」

また、強制性交罪の加重類型として、上記の被害者が 14 歳未満の男女である場合に加えて、以下のような状況下で強制性交罪の犯行に及んだ場合に、刑が加重されるものと定められている。

<sup>175</sup> 刑法第 222 条第 1 項第 2 号(14 歳未満の男女に対して前条の行為(強制性交罪)に及んだ者は 7 年以上の有期懲役刑に処する)。

- 精神的、身体的などの障害のある者に対して行為に及んだ場合(刑法第 222 条第 1 項第 3 号)
- 薬物を使用した場合(刑法第 222 条第 1 項第 4 号)
- 被害者に対する虐待(刑法第 222 条第 1 項第 5 号)
- 公共または不特定の者に対して提供される移動手段を操作する機会を利用した場合(刑法第 222 条第 1 項第 6 号)
- 住居、住居の用に供する建築物若しくは船舶への侵入により犯行に及んだ場合、または、それらの内部に隠れて犯行に及んだ場合(刑法第 222 条第 1 項第 7 号)
- 犯行中に武器を携帯していた場合(刑法第 222 条第 1 項第 8 号)

### イ セクシュアル・ハラスメント

上記のとおり、刑法第 228 条にて、家族や親権者だけでなく、教育者・指導者・職業的関係などの支援・監督する立場にある者が、その立場を利用して性交行為またはわいせつ行為を行った場合には、刑事罰が科されると定められており、いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」のうち重い類型に該当する行為は、刑法第 228 条により刑事処罰の対象となると考えられる。

### ウ ポルノ等への出演強制

以下のとおり、第三者との性交またはわいせつ行為をさせる目的で誘導したり、報酬の準備をする行為が刑事罰の対象とされており、ポルノ等で撮影されている性行為やわいせつ行為について、当該処罰規定が適用される可能性はあると考えられる。

#### 刑法第 231 条

「男女に第三者と性交させ、または、わいせつ行為をさせる目的で、誘導、承諾、または報酬を準備した者は、5 年以下の有期懲役刑に処し、加えて 1 万元以下の罰金を科すこともできる。詐欺により当該犯行に及んだ者も同一の刑に処する。公務員が、前項で定める罪を犯した者を隠匿した場合には、前項に定める刑を最大 1.5 倍まで加重した刑に処する。」

しかし、より直接的に、ポルノ等への出演強制行為そのものを処罰対象とする規定は見当たらない。

**4) 意に反する性行為が性犯罪として処罰対象となっている場合、立証責任はどのように分担されているか。不同意を被害者が立証するのか、同意を加害者が立証するのか**

上記のとおり、検察官がすべての構成要件について立証責任を負い、性犯罪について特別な規定は見当たらないため、他の犯罪と同様に、加害者が「意に反して」性行為を行ったことを犯罪の構成要件の一つとして検察側が立証しなければならない。

## 2. 性暴力への緊急対応について

### 1) 公費の性暴力被害者救援センターがあるか。その概要

性侵害犯罪防止法<sup>176</sup>により、全国各地地方自治体に「性侵害防止センター」が設置され(第 6 条)、性犯罪被害者に迅速で専門的な支援が提供されている。性犯罪の被害を発見しやすい各分野の従事者は、原則 24 時間以内に各自自治体に通報する義務が課せられており(第 8 条)、この通報が、性犯罪被害者支援の契機になるとともに、警察との連携で犯罪捜査の端緒にもなるため、早期の証拠保全を可能にしている。

性侵害犯罪防止法第 6 条によれば、性侵害防止センターでは、以下のようなサービスの提供がされることとなっている。

- 24 時間体制のホットラインサービス
- 24 時間体制の被害者への緊急支援

<sup>176</sup> 法律の原文及び英訳は、台湾政府が運営する条文検索サイト(全国法規資料庫 <https://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchResult.aspx?p=A&k1=%E9%98%B2%E6%B2%BB%E6%B3%95&t=E1F1A1&TPa ge=1>)参照。

- 医学的治療、医学的検査、証拠収集
- 心理的治療、カウンセリング、緊急処置、法的助言
- 性的侵害に対する特殊な医療処置
- 犯人特定のためのカウンセリング、心理的・身体的治療
- 性侵害予防のための教育、トレーニング、広報

2) 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関があるか。すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。男性も対象としているか。

#### ア 性暴力被害者に対する救援センターとしての機能を果たす医療機関の有無

上記 1)記載のとおり、台湾では、性侵害犯罪防止法第 6 条が、各地方自治体に対して、性犯罪以外者に対する救援センターを設置する義務を課している。したがって、まさに公的な医療機関が性暴力被害者救援センターとして全面的に機能する制度内容となっている。

イ すべての被害申告に対して、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制があるか。公費により治療費が無料とされているか、その範囲(メンタルなカウンセリングも含む)。

性侵害防止センターにおいて、ピル等の処方、DNA 検査、レイプドラックに関する検査が行える体制が具体的にどこまで整っているかを確認できる資料は今のところ見当たっていないが、性侵害犯罪防止法第 19 条は、地方自治体が、性犯罪の被害者に対して、その申請に応じて、性侵害により負担した医療費を事後的に補填する旨を定めている。この補填の対象となる医療費には、身体的治療のみならず、心理的治療を含む治療のためにかかった費用も含まれるとされている。

性侵害犯罪防止法の規定を見る限り、この申請に当たって、性犯罪の被害を受けたことに加えて、被害届提出の有無などの要件は課されていない。しかし、詳細な費用申請の資格要件については各地方自治体にて定めることができるとされているため、「すべての被害申告に対して」治療費が補填されるかは、実際の運用に委ねられている面があると思われる。

#### ウ 男性も対象としているか

公費負担制度において、少なくとも、性侵害犯罪防止法の規定を見る限り、女性に限定する(又は男性を除外する)規定や記載は存在しない。刑法上、男女問わず性犯罪の対象となることを踏まえれば、男性も制度の対象となると考えられる。

3) 警察において、性暴力犯罪の被害申告に対し、直ちに医療機関と連携し、無料で妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症等の治療、DNA 検査やレイプドラックに関する検査のための証拠採取が行える体制が整備されているか。

台湾では、性侵害防止センターにおいて、広く、ワンストップ式サービスの提供が促進されている。

ワンストップ式サービスは、被害者の供述負担を軽減する措置を基礎にした上で、医療、福祉、警察・検察のさらなる連携強化を図り、被害者の負担軽減を図る仕組みである。特徴は、供述負担を軽減する措置の中で行う作業はなるべく被害者が事件直後に病院に助けを求める段階に集約し、受診・証拠採取と取り調べをまとめて病院で行うことにある<sup>177</sup>。

病院にワンストップ式サービスの専用空間を設け、性的被害の直後の診察や証拠採取に必要な設備、取り調べに必要な道具や録音録画の機器をそこに設置し、空間を全体的に隠密で家庭的な雰囲気としている。これにより、被害者がその場でまとめて被害状況を説明することができ、診療、証拠採取、及び

<sup>177</sup> 2013 年時点で台北市内に 7 つの市立病院でワンストップ式サービスが設けられている(呉柏蒼「台湾における性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護」法学政治学論究第 106 号 57 頁)。



取り調べの時間の短縮が期待される<sup>178</sup>。

### 3. 性犯罪の捜査について

#### (1) 被害者に供述の負担が過度にならないような事情聴取方法・犯行再現検証の工夫

台湾では、性犯罪について、ごく一部を除き<sup>179</sup>、ほぼ全てが、非親告罪とされている。従前は、被害者のプライバシーや名誉を重んじて、性犯罪はほぼ全て親告罪とされていたが、加害者への訴追・処罰を強化する観点から、1999年の法改正で、非親告罪化されるに至った。そのため、被害者本人の意思に関わらず警察の捜査を実施する状況も多く生じることが見込まれることから、性犯罪捜査における被害者の負担軽減の観点で様々な施策が採用されている<sup>180</sup>。

#### ア 被害通報と被害者のプライバシー・安全の保護

性侵害犯罪防止法は、被害者のプライバシー保護についても定めており、通報の内容を含む全ての被害者の個人情報をも機密にすることとしている(第12条第1項)。これにより当該情報が業務上の秘密となり、秘密漏洩した場合、刑法またはその他法律の処罰対象となる。

検察機関と裁判所の行政規則により、開廷通知書など検察署及び裁判所が制作する公的文書では、被害者とその家族の個人情報を隠し、代わりにアルファベットや符号で表記することとされている。

性侵害犯罪防止法により、出版物、放送、テレビ、インターネットなど、マスコミの内容に被害者の姓名または識別に足りる情報を掲載することが禁じられており、違反した場合には行政罰や改善措置を課すことが定められている(第13条)。

性犯罪事件後に、被害者の身の安全が脅かされることを防ぐため必要な場合には、警察はその安全を確保する措置を採らなければならない(性侵害犯罪防止法第12条第1項)。

#### イ 捜査・公判段階の被害者の付添い

警察による取り調べ段階や、公判での証人尋問において、被害者の法定代理人、配偶者、直系または傍系三親等内の親族、世帯主、家族、医師または社会福祉士による被害者への付き添いが認められている(性犯罪防止法第284条の1、同法第15条第1項)。これらの付添人は意見陳述することもできる。

また、性侵害防止センターよりも先に警察に被害を申告した場合には、被害者と同性の警察官が病院に同行し、被害者の同意のもと、病院での検査や証拠収集に付き添うことができる<sup>181</sup>。

#### ウ 被害者の供述負担を軽減する措置

内政部の制定した「性侵害事件被害者重複陳述を減ずる要点」及び法務部の「検察機関による性侵害事件捜査における被害者重複陳述を減ずる注意事項」が、捜査段階における重複する供述や不必要な質問・尋問を減少させて被害者の負担を減らすため、行政規則レベルで、各省庁や検察・警察の連携を図っている。

特徴は、早期段階で必要な被害者供述を取得し重複作業を減少させること、及び、録音録画により後日の再尋問の必要性を確認できるようにし、公判段階の尋問をなるべく減少させることにある。措置の流れの概要は以下の通りである。

- (ア) 各自治体にある性侵害予防センターが連絡役となり、性犯罪事件の通報を受け警察に通知すると同時に社会福祉士を派遣する。社会福祉士は被害者とコンタクトを取りながら、措置の適用の可否を判断する。被害者が18歳未満または知的障害の場合には原則的に適用するが、それ以外の被害者は申出があれば適用する。

<sup>178</sup> 以上について、呉柏蒼「台湾における性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護」法学政治学論究第106号33頁。

<sup>179</sup> 親告罪とされたのは、①配偶者による強制性交罪・強制わいせつ罪、②18歳未満の者による14歳未満の男女または14歳以上16歳未満の男女との合意性交・わいせつ罪、及び③血族合意性交罪のみである(刑法229の1条及び236条)。

<sup>180</sup> 以下につき、呉柏蒼「台湾における性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護」法学政治学論究第106号53～57頁。

<sup>181</sup> American Institute in Taiwan のホームページ

(<https://www.ait.org.tw/u-s-citizen-services/victims-of-crime/information-special-cases/>)。

- (イ) 社会福祉士が被害者の心身状態で尋問を受ける適切な時期を判断し、警察官・検察官にアドバイスする。
- (ウ) なるべく警察・検察が共同して尋問に立ち会うという原則で、検察官の指揮のもとで警察官が被害者の取調べを行う。取調べや尋問の様子を途切れなく録音録画する。
- (エ) 検察官の立会いがない場合では、完成した調書を直ちにファックスなどの方法で検察官に送り、聞き漏らしや不明瞭な点を確認されたら補完する。必要がある場合のみ日を改めて行う。
- (オ) 完成された録音録画資料は証拠物として保管され、事件が検察署や裁判所に移送されると同時に移される。また、検察官は重複尋問をしないよう、再度被害者に出頭を求める前に、録音録画の内容を精査する。

## エ 公判における保護措置

性犯罪事件の公判は、他の事件と異なり、原則として非公開とされている(性犯罪防止法第 18 条)。

被害者の尋問は、法廷とは別の部屋で双方向ビデオリンクシステムによる尋問や、スクリーンなどの適切な方法で被害者を被告人・裁判官と隔てて尋問を行うことが許されている(性犯罪防止法第 16 条第 1 項・2 項)<sup>182</sup>。

被告人・弁護人による証人尋問について、被害者と被告人以外の者との性的経験に関する尋問事項や、証拠の提出が原則的に禁止されている(性犯罪防止法第 16 条第 4 項)。これは、被害者のプライバシーの保護、性的被害への偏見の排除を目的とするものである。

## 2) 不起訴となった事件の被害者に対し、捜査関係資料がどの程度開示されるか

事件が起訴された場合には、起訴後、被害者も事件記録を閲覧することができるが<sup>183</sup>、事件が不起訴となった場合には、被害者が捜査関係資料の開示を求めることができる権利などは特段定められておらず、制度的に資料の開示を保障する仕組みは特段設けられていないと思われる。

<sup>182</sup> 法廷内の一角に「被害者や証人個室」を設立し、被害者や証人がそこでテレビ中継により法廷内の状況を見ることができるとともに、部屋に設置されている変声装置を使ってそこから裁判に参加することができる(陳慈幸「性犯罪被害者への支援の模索—近時の台湾における性犯罪の状況と性犯罪を巡る法状況の分析—」比較法雑誌第 37 巻第 2 号(2003)203 頁)。

<sup>183</sup> 刑事訴訟法第 271-1 条。

## 別添（女性に対する暴力に関する立法ハンドブックにおける勧告抜粋）<sup>184</sup>

### <全体的な法整備に関して>

#### 3.4.3 性暴力の定義

##### 3.4.3.1 夫婦間レイプを含む、強かん等の性暴力の広範な犯罪の定義

法は、

- ・ 性暴力は、身体の統合性と性的自己決定を侵害するものと定義すべきである。
- ・ 現行の強かん罪と「強制わいせつ」罪を、損害の程度に応じて、より広範な性暴力の犯罪と置き換えるべきである。
- ・ 少なくとも次のような加重事由が存在する場合は、刑を加重すべきである。たとえば、被害者の年齢、加害者と被害者の関係性、暴力の行使やその脅迫、複数の加害者による犯行、攻撃により被害者が被った重大な身体的、ないしは心理的結果。
- ・ 性暴力は強制力や暴力を用いてなされるという要件、および性器の挿入を証明する要件をなくすべきである。また、性暴力に関する以下の定義を規定することにより、手続における被害者の二次被害を最小限にすべきである。
  - ✓ 「明確で自発的な合意」の存在を求める。その立証にあたっては、加害者に対し、被害者から同意を得たか否かを確認するための段階を踏んだことの証明を求めるべきである。ないしは、
  - ✓ 当該行為が、「強制的な状況」下で行われたことを要件とし、強制的な状況は広く定義されるべきである。および、
- ・ なんらかの関係にある者の間で起きる性暴力（たとえば、夫婦間レイプ）に関しては、以下のいずれかの方法によって犯罪化すべきである。
  - ✓ 加害者と被害者との間の「関係の性質にかかわらず」、性暴力に関する条文を適用するよう規定する。ないしは、
  - ✓ 「婚姻関係にある、または他の関係にあることが、法の下での性暴力の犯罪に対する抗弁を構成しない」ことを規定する。

##### 3.4.3.2. セクシュアル・ハラスメントの定義

法は、

- ・ セクシュアル・ハラスメントを犯罪化すべきである。
- ・ セクシュアル・ハラスメントを差別の一形態であり、女性の健康と安全に関する人権を侵害するものであると認識すべきである。
- ・ セクシュアル・ハラスメントを、上下関係、または同列な関係における不快な性的言動であると定義し、そのなかには、雇用（インフォーマルな雇用分野を含む）、教育、物やサービスの受領、スポーツ活動、財産の取引行為におけるものを含めるべきである。および、
- ・ 不快な性的言動には、（直接的または暗示的なものであるかどうかを問わず）身体的接触や誘い、性的欲望を満たすための行為を要求すること、性的な発言、性描写が露骨である写真やポスターおよび落書きを示すこと、および他のあらゆる不快な性的意味合いを持つ身体的、言語的、非言語的の行為を含むものとして規定すべきである。

### <サポート体制に関して>

#### 3.6. 被害者への保護、支援、援助

##### 3.6.1. 包括的かつ総合的な支援サービス

法は、

- ・ 国に対し、被害者支援のための包括的かつ総合的な支援サービスを構築するための資金の提供、および（または）それらのサービスへの貢献を義務づけるべきである。
- ・ 被害女性のためのすべてのサービスは、被害女性の子どもに対する適切な支援を提供するものでなければならないと規定すべきである。

<sup>184</sup> <https://www.shinzansha.co.jp/book/b188686.html>

原文: Handbook for legislation on violence against women

<http://www.un.org/womenwatch/daw/vaw/handbook/Handbook%20for%20legislation%20on%20violence%20against%20women.pdf>

- ・すべての女性が、このようなサービスの提供場所に平等にアクセスできるようにすべきである。とりわけ都市と地方との差が生じないようにすべきである。および、
- ・可能であれば、少なくとも、下記の被害者支援サービスの利用に関する最低基準を設けるべきである。
  - ✓ すべての被害者が、24時間いつでも無料で電話相談を受けることができ、他の支援機関への紹介も受けることができるような全国女性電話ホットラインを設置する。
  - ✓ 安全な緊急保護、質の高いカウンセリング、および長期滞在場所を探すための支援を提供するシェルター／避難場所を1万人につき一カ所設置する。
  - ✓ 適切な場合には、被害者に対する法的アドバイスや支援、被害者への長期的支援、および特定のグループの女性（移民女性、人身売買、職場でのセクシュアル・ハラスメント等の被害者）に対する専門的な支援を含む、被害者に対する積極的な支援や危機的状況への介入を行うための女性相談支援センターを、女性5万人につき一カ所設置する。
  - ✓ 女性20万人につき一カ所のレイプ・クライシスセンターを設置する。および、
  - ✓ リプロダクティブ・ヘルスとHIV予防を含む医療へのアクセスを確保する。

### 3.6.2. レイプ・クライシスセンター

法は、

- ・性暴力の被害者が、国の費用により、妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症の治療、負傷の治療、被害後の予防およびカウンセリングを含む、包括的かつ総合的なサービスに速やかにアクセスできるよう規定すべきである。および、
- ・このようなサービスへのアクセスは、被害者による警察への被害の申告の有無を条件とするものではないことを規定すべきである。

## <捜査に関して>

### 3.8. 捜査

#### 3.8.1 警察官の義務

法は、警察官が以下のことをするべきであると、規定すべきである:

- ・女性に対する暴力の事件においては、支援や保護に関するすべての要請に対し、たとえ、そのような暴力の通報が被害者本人以外から寄せられたものであっても、迅速に対応すること。
- ・女性に対する暴力に関する通報を、他の暴力に関する通報と同じく扱うこと。またDVに関する通報を、女性に対する他のあらゆる形態の暴力と同様に扱うこと。および、
- ・被害に関する通報を受けた場合、事件の発生現場のリスク・アセスメントを総合的に行い、それに応じて、被害者が理解できる言語で以下に示す対応を行うこと。
- ・子どもを含む当事者や目撃者が、自由に話すことができるような機会を確保するため、個別の部屋で聞き取りを行う。
- ・被害の内容を詳細に記録する。
- ・被害者の権利について助言する。
- ・正式な被害届を作成し、保管する。
- ・必要性がある場合、あるいは被害者からの要請があった場合、被害者が治療のために最寄りの病院や医療施設に行けるよう交通手段を提供、もしくは手配する。
- ・必要性がある場合、あるいは被害者からの要請があった場合、被害者や被害者の子ども、あるいは被扶養者ために交通手段を提供、もしくは手配する。および、
- ・暴力の通報者を保護する。

#### 3.8.2. 検察官の義務

法は、

- ・負傷の程度や種類に関わらず、女性に対する暴力を起訴する責任が、被害者ではなく検察機関にあることを明確にすべきである。
- ・関連するすべての法的手続において、以下に示す事項を被害者が理解できる言語で、迅速、かつ確実に伝えることを要請すべきである。
- ✓ 被害者の権利
- ✓ 関連する法的手続についての詳細

- ✓ 利用できるサービス、支援制度および保護のための手段
- ✓ 法制度を通して損害賠償や補償を受ける機会
- ✓ 事情聴取が行われる具体的な場所や時間を含む、事件に関連する事柄の詳細
- ✓ 加害者の裁判前あるいは刑務所からの釈放に関する情報 および、
  - ・ 女性に対する暴力の事件を起訴しない場合には、被害者に不起訴理由を説明することを検察官に求めるべきである。

### 3.9.5 証拠の収集とそれらの提出に関連する問題

法は、

- ・ 可能な限り、医学的および法医学的証拠についての適切な収集、および裁判所への提出を命ずるべきである。
- ・ 収集された医学的および法医学的証拠について、適宜の検証を義務づけるべきである。
- ・ たとえば男性の親族等のあらゆる個人や集団による同意を求められることなく、法医学者による治療、および(または)診察を受けることを認めるべきである。
- ・ 被害者に対する二次被害を抑制するために、医学的および法医学的証拠の複合的な収集の防止を確保すべきである。
- ・ 医学的および法医学的証拠が加害者への有罪判決を下す際の要件とならないよう規定すべきである。および、
- ・ 女性に対する暴力の事件において、被害者が証拠を出すことができない場合や、それを望まない場合、被害者を出頭させることなく訴追する可能性を規定すべきである。

### 3.9.7. 性暴力に関する法的手続からの差別的な要素の排除

#### 3.9.7.1. 警告原則・補強証拠原則の排除

法は、以下のいずれかの方法により、性暴力の事件における被害者に対する、警告原則・補強証拠原則(cautionary warning/corroboration rule)の適用を排除すべきである。

- ・ 「被害者の供述に対して補強証拠を求めることは違法である」と規定する。
- ・ 性暴力の事件に関しては、被害者の供述に信用性があるとの推定をはたらかせる。
- ・ 「性暴力の事件に関しては、被害者の供述の信用性は、他の刑事手続における被害者の信用性と同様である」と規定する。

#### 3.9.7.2. 被害者の過去の性的経歴の不提出

立法は、

- ・ 民事および刑事いずれの手続においても、被害者の性的経歴が紹介されないようにするべきである。

以上